

決行爲

嚴
秘

特高外事月報

昭和十三年一月分

内務省警保局保安課

| | |
|------|------|
| 分 | 警察庁 |
| 類 | 9 |
| 排架番号 | 415 |
| | 15-4 |
| | 521 |



凡 例

- 一、本資料は各月中に於ける社會運動其の他に關し特高外事警察事務上参考となるべき情勢の概要及重要なる關係出版物を輯録するものとす。
- 一、下記種別中其の月に於て特記すべき重要事項なかりしものは之れが記述を省略す。
- 一、本資料は當該月末日迄に到達せる應府縣の情報に據りて記述す。
- 一、記事締切後到達せる報告事項は之を翌月分月報に合併記述す。

特高關係

- 一、共產主義運動
- 一、國家(農本)主義運動
- 一、無產政黨運動
- 一、労働運動
- 一、農民運動
- 一、商工運動
- 一、水平運動
- 一、朝鮮人運動
- 一、宗教運動
- 一、無政府主義運動
- 一、其の他の運動
- 一、消費組合運動
- 一、借家人運動
- 一、其の他

外事關係

- 一、入國、居住、送還關係
- 一、社會運動の國際的連絡關係
- 一、外謀取締關係
- 一、情報其の他

特高關係

(運動狀況)

一、概説……………七

二、共産主義運動の狀況……………七

三、茨城、千葉兩縣下の全農關係者を中心とする人民職線運動檢査の狀況……………七

四、海外よりの左翼宣傳印刷物の狀況……………一〇

五、プロレタリア文化運動の狀況……………一〇

六、日本無産者醫療同盟の運動狀況……………一九

七、學生運動の狀況……………一九

八、支那事變に對する左翼分子等の策動……………二一

九、治安維持法違反被疑者の檢査並起訴者調……………三二

一〇、國家(農本)主義運動の狀況……………三三

一一、神兵隊事件公判狀況……………三六

一二、時局協議會の情勢……………三七

一三、愛國労働農民同志會の情勢……………四〇

一四、瑞穂俱樂部(舊三六俱樂部)の組織……………四二

一五、大日本生産黨の情勢……………四二

一六、立憲義正會の情勢……………四六

一七、日本農民聯盟の結成……………五三

一八、學國一黨運動の狀況……………五五

一九、電力國家管理案に對する國家主義團體の動靜……………六三

二〇、支那事變に對する國家主義團體の動靜……………六七

二一、無産政黨運動の狀況……………七一

二二、社會大眾黨の動靜……………七一

二三、労働運動の狀況……………七九

二四、日本労働組合會議の情勢……………七九

二五、全日本労働總同盟の情勢……………八一

二六、日本無産黨及全評の一齊檢査並に結社禁止に對する労働團體の動靜(一)……………八四

二七、國際労働機關脫退問題に關する労働團體の動靜(二)……………八九

二八、農民運動の狀況……………九五

二九、全國町村長會の運動……………九五

三〇、産業組合の運動……………九六

三一、農會の運動……………九六

三二、帝國水産會の運動……………一〇三

三三、水産運動の狀況……………一〇四

一、全國水産會の運動狀況……………一〇四

二、朝鮮人運動の狀況……………一〇六

三、支那事變に對する在任朝鮮人の動靜……………一〇六

四、志願兵制度實施方發表に關する反響……………一〇六

五、朝鮮人の内地出入狀況……………一〇六

六、宗教運動の狀況……………一〇七

七、支那事變に關する宗教諸團體の動靜……………一〇七

八、大本事件一部被告の豫審終結……………一〇八

九、本門法華宗の不敬問題……………一二〇

一〇、宗教犯罪其の他不正行為の取締狀況……………一二三

外事關係

一、概説……………四一

二、入國、居住、送還關係……………四三

三、中國人(滿洲國人)入國禁止調……………四三

四、中國人(滿洲國人)送還調……………四三

五、外謀取締關係……………五二

目次終

一、其の他の運動狀況……………一二七

二、消費組合運動の狀況……………一二七

三、(雜録)

四、特高關係主要機關紙發行狀況……………一三〇

五、運動日誌……………一三二

六、時事日誌……………一三七

七、至なる社會運動團體一覽表……………一三九

一、事變に關聯する利敵罪並軍機保護法違反事件……………一五二

二、事變に關聯する既檢學外謀の處分狀況……………一五三

三、エスベランチストの陸軍刑法違反に關する件……………一五四

四、社會運動の國際的連絡關係……………一五六

特高關係

運動狀況

概説

一月中に於ける各種社會運動を概観し、各運動別に其の狀況を述ぶること次の如し。

共産主義運動を觀るに、客年十二月十五日の日本無産黨並勞農派一派に對する檢舉は、一般社會運動界に異常なる反響を及ぼし、已に之等關係團體にして解散若くは轉向を表明したるもの多く、就中、唯物論研究會は、「今後營業本位に由る雜誌發行に主力を注ぐべき」ことを發表し、又新協劇團は、「國情に沿ふ藝術に精進する」旨を明かにし、又獨立作家俱樂部は自發的解散を聲明し、其の他「人民文庫」、「作家群」等の左翼出版物にして廢刊手續を爲したるもの亦尠からざる狀況なり。尙社會大衆黨は今次の被檢舉者を直ちに除名處分に附すると共に、反共産黨、反人民戰線を強調し、又全國農民組合は、「從來の小作人組合型を放棄して今後は戦後の農業國策確立の爲協力する」旨聲明せり。然れども一方に於ては未だ人民戰線的運動其の跡を絶たず、本月七日には千葉、茨城兩縣に於て、全農關係者を中心とする一派を檢舉したる狀況に在り、

又最近事變に對する左翼分子の反對策動は漸増の傾向を示し、アメリカ共產黨發行宣傳文書の送附越も依然相當夥しき狀況なるを以て、共產主義運動に對しては引續き嚴重なる査察内偵の要あるものとす。

國家主義運動に於て最近注目すべきは、大日本生産黨青年分子を中心とする救農運動にして、彼等は近く農村負債三箇年支拂猶豫をスローガンとして請願署名運動及救國農民大會を開催せんと劃策しつゝある模様あること及後述の如く在長野農村更生聯盟小山亮代議士、信州郷軍同志會中原謹司代議士等主唱の下に各方面の代表者を加へ、本月十六日「日本農民聯盟」を結成し、大衆に呼掛けんとしつゝあること等にして、之等の推移並其の反響に付ては特に注意を要すべし。今議會に提出せられたる所謂電力國家管理案は、當面の主要國策案として論評せられつゝあるが、國家主義團體は概ね「法案の内容には不満足なるも、革新政策の第一歩たる意味」に於て支持の態度を示しつゝあれども、一部に於ては「法案内容の不徹底」或は「國家主義思想に基く」等を理由として反對的態度を持しつゝあるを以て、今後の推移如何に依りては兩派の對立的氣運は一層濃化するに非ずやと思料せらる。更に客年末新聞紙上に現はれたる所謂三長老連名の舉國一黨聲明以來、政黨解消、舉國一黨運動は複雑微妙なる經緯を繞りつゝも具體的に運動化し、既に「舉國一致聯盟」「防共護國團」結成せられて實踐運動を開始し、又之と併行して「舉國一黨促進研究會」「大日本運動」等の組織も畫策せられつゝある等、本運動の前途は相當注意を要するものあるべし。神兵隊事件公判は本月十八日開延せられたるが、立會檢事の更迭等ありて被告の態度注目せられたる處、果然公判劈頭被告より「檢事が事件の本質を認識するならば當然公訴權破棄に到達せざるべからず」として三橋新立會檢

事の信念追求に終始し、依然として審理行惱みの狀況にあり。其他團體の動向として注目せらるゝは、三六俱樂部が過去運動の誤謬行詰りを認め、之が打開の爲新春と共に「瑞穂俱樂部」と改稱して再活動に入らんとしつゝあることなり。

無産政黨の運動にありては、社會大衆黨は第七十三議會對策として數次に互り議會對策委員會、中央執行委員會等を開催して運動方針及對議會態度等を協議決定せり。更に本月十九日黨本部に於て中央執行委員會を開催し、一國一黨問題、新農民運動問題、肅黨問題等に付協議せり。事變に對しては議會對策中に於て銃後内政の充實を圖ることを決定し、又近衛首相の對支重大聲明の支持に努めつゝ在り。各地支部も本部の方針を體して活動を續けつゝ在り。一方黨の綱領改正に對する黨内外の情勢は既報の通なるが、最近大阪府下に於ける一部尖鋭分子は、新綱領排撃に關する不穩なる檄文を配布せる事實あり。

勞働運動に於ては、國際勞働機關脱退問題に關し、政府が一月二十四日本年は勞働總會に對し代表を派遣せざる旨發表したるに對し、社會民主々義派勞働團體は、時局柄已むを得ざるも、寧ろ此際積極的に擴充したる代表陣を派遣し、堂々と我國の公正なる立場を闡明し、相手方の謬想を啓蒙是正すべしとの見地より、内心遺憾の意を藏しつゝ在り。又前述日本無産黨及全評の一齊檢擧竝に結社禁止に對する勞働團體の動靜に付ては引續き注意中なるが、關係團體殘存分子等に於ては目下の處何等注目を要すべきものなしと雖も、交總、東交にありては組合員中の被檢擧者處分問題等を繞りて内部的に相當對立の模様ありたるも、被檢擧者の取調の結果判明する迄一應資格を停止すること竝に指導精神の再檢討に由る時局適合方策の確

立等に關する方針を決定して夫々聲明する所ありたり。日本労働組合會議にありては厚生省當局に對して、組合會議代表の參與任命、産業協力委員會の設置並に國際労働會議代表派遣等に關し要請したるが、更に擴大執行委員會、政治委員會等に於ても之等の問題及對支文化工作、中小平和産業の救済運動等に關し協議しつゝ在り。全日本労働總同盟にありては、客年十月の年度大會に於て決定せる所謂銃後三大運動特に産業平和確立運動の具體化として國民精神總動員強調週間の趣旨に則り、二月十一日銃後産業協力大會開催を企圖し、其の準備工作として本月二十八日關係事業主等参加の下に銃後産業勞資懇談會を開催せり。

農民運動の狀況を概観するに、事變後に於ける國情の變化と前叙勞農派の檢舉に刺戟せられたる全國農民組合の方向轉換以來、積極的に舊態を脱して日本主義的農民運動に轉じたるもの、新に此種團體の結成を企圖するもの或は從來の所謂小作組合型の運動を揚棄し、反共産主義、反人民戦線の旗幟の下に合同を企つるもの等極めて複雑微妙なる動向を示し、其の分野と指導精神に異常の動搖を來しつゝ在り。即ち日本主義的陣營に轉移せんとする全農の稻村隆一、日本農民組合總同盟の佐藤吉熊等は、農村更生聯盟幹部小山亮其の他と結び、前述の如く本月十六日「日本農民聯盟」を結成し、國際事務局愈、急迫を加ふる時、吾等は内に國內革新政策を斷行し、外に今次事變を通じて日支紛争の徹底的解決を期すべく、茲に國民主義勤勞農民團體の大同團結を圖り、農業生産力を擴充し以て長期戦に對應せん」との聲明を發し、一方反共産主義、反人民戦線の旗の下に從來の小作組合型を清算し、新なる運動に發足せんとして合同を策しつゝある全農、日農總同盟の兩團體は、本月

八日合同懇談會を開催し、「吾等は現下の情勢に鑑み、農業生産力の擴充と農民生活安定の爲に勤勞農民全體の福祉と農村文化水準の向上に努力せんとす、此意味に於て國體の本義に基き、反共産主義、反人民戦線の立場を明確にすると共に、社大黨の支持せる全農民團體との統一と合同の促進を圖る」べき旨聲明して合同の實現に努め、一面此の合同に慊らざる一派は新に日本主義的團體を結成すべく準備を進めつゝ在り。他面産業組合系統農會其の他農村關係諸團體にありては、今次議會に於て銃後農村に於ける生産力の維持擴充に遺憾ならしむべき農村政策の實現を期し、關係方面に對する陳情其の他輿論の喚起に努めつゝ在り。

宗教團體の事變に關する銃後運動は、引續き既定方針に依り活動中なるが、従前に比し一般に稍低調を示すに至れり。而して一部宗教家の反戰的言動及時局利用の犯罪は其の後に於ても尙根絶するに至らず、本月中にも夫々反戰言動一件及時局利用犯罪十一件の檢舉を見たり。次に豫て豫審中なりし大本教團に係る治安維持法違反事件は漸く客年末一部被告（出口伊佐男以下三十名）に對し終結決定あり、何れも京都地方裁判所の公判に附せらるゝこととなりたり。更に本門法華宗に於ては客年八月以降内紛を惹起して抗争を續けつゝありたるが、右内紛は遂に同宗教義の不做問題を派生し、漸く社會の視聽を寛めんとするに至れり。又宗教犯罪及宗教利用の不正行爲に對しては、本月中總計三十件の檢舉取締を行ふ所ありたり。

在住朝鮮人の銃後活動は時日の経過と共に稍微弱化の傾向を辿りつゝあるも、又一面着實化しつゝあるやに認めらる。而して本月中特に注目すべき事象は、在東京無政府主義團體が時局に鑑み從來の無軌道的行動を清算し、銃後活動に参加する

に至れることとなり。又志願兵制度實施に關しては、其の待望久しかりし關係上概ね歡喜して之を迎へ、提灯行列、實施奉告祭等を執行し、或は關係方面に對し、感謝電報等を發しつゝある狀況に在り。尙右實施に關する發表後、關係當局に對し志願手續の教示又は手續斡旋方申出づる者各地に續出し、其の數百五十名に達する狀況なり。然れども民族主義系團體に於ては本件に關しても、銑後活動に於けると同様無關心の態度を示しつゝ在るは注目すべき點なりとす。

共產主義運動の狀況

一、茨城、千葉兩縣下の全農關係者を中心とする人民戦線運動檢舉の狀況

埼玉縣下の全農關係分子を中心とする人民戦線運動の檢舉に關連して、當時茨城縣下の全農關係者山口武秀(舊全會分子)なるものを檢舉し、爾來茨城縣に於て之が取調を行ひ來りたる所、右山口は茨城縣下の全農分子は勿論、更に千葉縣下の全農關係者とも連絡して廣汎なる人民戦線を結成すべく策動し居りたることを判明したるを以て、本年一月七日茨城縣下の關係者二名、千葉縣下の關係者十名を治安維持法違反被疑者として檢舉し、目下取調中なるが、その狀況次の如し。(檢舉者氏名は別表檢舉者表参照)

(一) 中心人物山口武秀の人民戦線運動をなすに至りたる經過 本名は昭和八年十一月治安維持法違反被疑者として茨城縣に於て檢舉せられ、昭和九年一月起訴猶豫となりたるものなるが、その後も改悛の情なく日本共產黨關東地方オログ種村本近(既檢舉者)等と聯絡し來りたり。然るに昭和十年十一月初旬送付せられ來りたる發信人不明の黨發行と認めらるゝパンフレット及昭和十年十一月十一日付の社會運動通信等に依り、コミンテルン第七回世界大會の決議に基く反ファツシヨ人民戦線なる共產主義運動の新方針を知り、爾來茨城、千葉、埼玉縣下の全農關係者を中心として廣汎なる反ファツシヨ人民戦線を樹立すべく策動し來り。

(二) 人民戦線運動の爲のグループ結成 即ち前述の如く人民戦線運動の新方針を知りたる山口武秀は、之が運動展開の爲、先づ二、三同志を以てグループを結成すべく昭和十年十一月中旬、千葉縣下の全農中村支部長たる伊藤武次を訪問し、前述の黨發行と認めらるゝパンフレットを交付して閱讀せしめたる後、右社會運動通信の内容を口述して種々協議の結果、

共産主義運動の状況

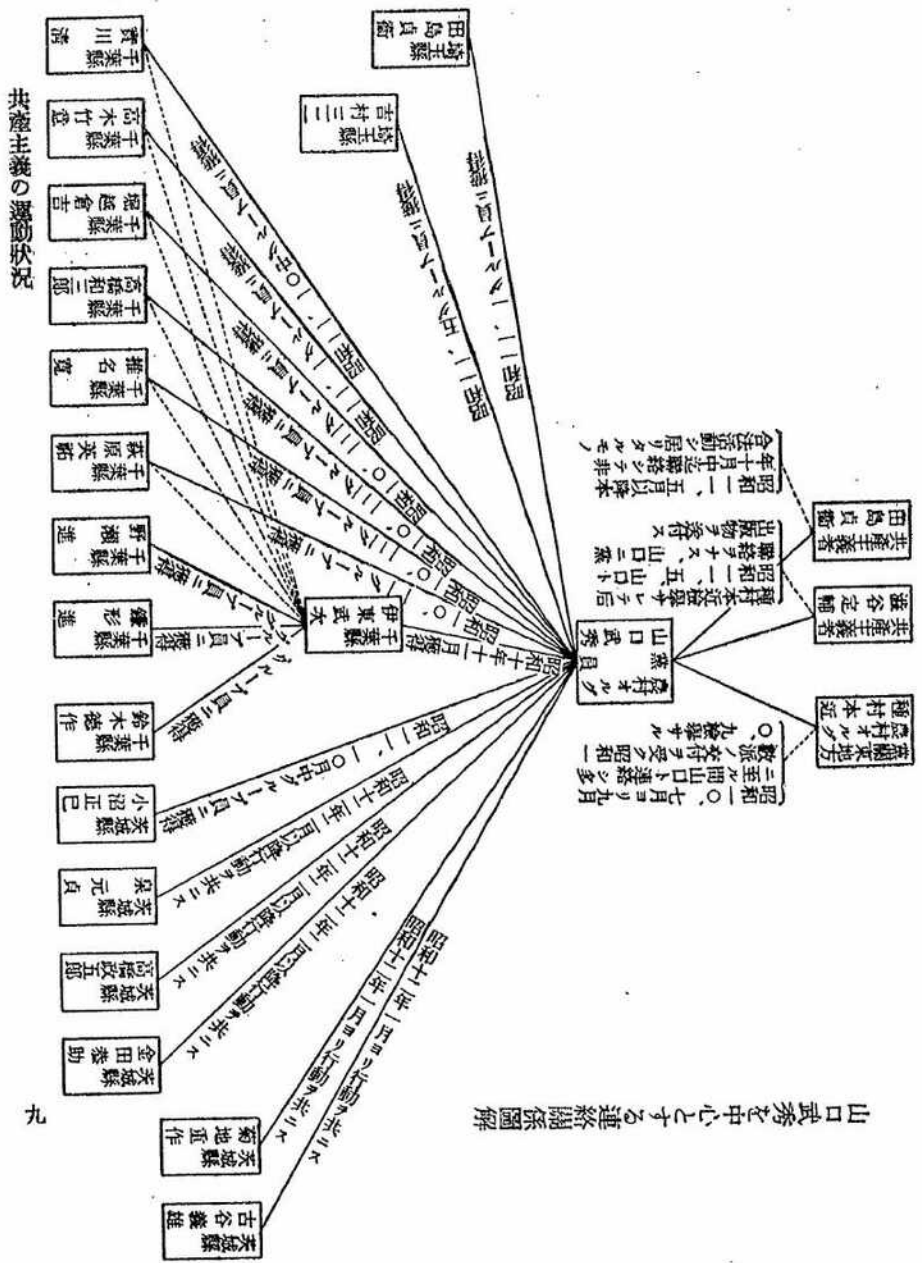
「日本に於ける黨組織擴大の爲には先づコミンテルンの新方針たる反ファツシヨ人民戦線を結成する必要あること」に意見一致したる爲、右兩名はその翌日更に同志たる千葉縣多古町萩原英祐を訪問して、右黨出版物と認めらるゝパンフレットを提示之を説明して同人をグループ員に獲得せり。

爾來伊藤武次は前記同様の方法を以て、千葉縣下の全農關係者鎌形進、野瀬進、鈴木徳作の三名を獲得し、又山口武彦は千葉縣の全農關係者椎名寛、高橋和三郎、堀越倉吉、高木竹意、實川清(全農千葉縣聯合會書記長)及埼玉縣下の田島貞衛、吉田三二、更に茨城縣下の小沼正巳を夫々グループ員に獲得せり。(山口を中心とする連絡關係の詳細は次表参照)

(三) 人民戦線運動の状況

グループ員の中心人物山口武秀伊藤武次の兩名は、昭和十年末より十一年末までに千葉縣に於て前記の如くグループ員を獲得し、同縣下の基礎を確立せる爲、山口武秀は昭和十二年一月茨城縣行方郡津登村に轉住し、主として茨城縣下に於ける運動を擔當し、爾來千葉縣の伊藤武次、埼玉縣の田島貞衛等と緊密なる聯絡の下に三縣下の全農組合員を中心として廣汎なる反ファツシヨ人民戦線を樹立すべく活動せり。

就中茨城縣下に於ける山口武秀の活動は最も活潑にして、同志菊池重作、同小沼正巳をグループ員に獲得し、之等分子を中心として小作争議を人民戦線の立場より指導し、又全農關係者を集めては時々座談會を開催して、社會大衆黨を中心として統一戦線を樹立せざるべからざることを強調し、或は各新聞雑誌に掲載したる反マルクス主義的記事をマルクス主義擁護の立場より之を反駁説明し、又茨城縣下の農民の一部に、西瓜縣警検査規則の撤廢要望あるを好機として此の撤廢運動を捲起すことにより一般農民に反ファツシヨ氣運を醸成せしむると共に、一般耕作者と全農との結合を圖り、以て反ファツシヨ人民戦線を樹立すべく策動し居りたることを判明せり。(検査者氏名は別表参照)



共産主義運動の状況

二、海外よりの左翼宣傳印刷物の状況

(一) 海外よりの左翼宣傳印刷物(昭和十三年一月中に於ける各府縣の報告に基く)

| 題 | 號 | 擬裝表題 | 各府縣別部數 | 計 |
|----------------|---------------|---------------------|---------------------------|----|
| 國際通信、第三卷、第八號 | 昭和十一年五月號 | スペインは何うなる | 福岡一 | 一 |
| 特刊、昭和十二年九月十五日付 | パ | 社會主義と戦争 | 神奈川一 | 一 |
| リリーフレット | | 大衆的反體闘争の爲に | 福井一、廣島一 | 二 |
| 第四卷、第十一號 | 昭和十二年十一月廿一日付 | 國民の友 第七號 | 兵庫二、福島二、警視廳一、徳島一、静岡一、大阪一 | 八 |
| 新民衆叢書 第一輯 | 昭和十二年一月五日付 | 「政黨論」 | 福岡一 | 一 |
| 北米不買同盟 檄 | 昭和十二年十月廿五日付 | 「全日本の労働者諸君への手紙」 | 兵庫二、福島二、警視廳一、徳島一、静岡一、神奈川一 | 八 |
| 極東戦争ニュース、第一號 | 昭和十二年十月廿五日付 | 「戦局大觀號」 | 神奈川一 | 一 |
| 〃 第二號 | 昭和十二年十一月廿五日付 | 「國際關係號」 | 兵庫二、福島二、警視廳一、徳島一、静岡一、大阪一 | 八 |
| 大洋新報 第五號 | 昭和十二年十月卅日付 | (全部戦争ニュース記事) | 神奈川七 | 七 |
| 海上通信 | | | 富山一 | 一 |
| ニュースパンフ | 一九三七、一、二、十五日付 | 「支那は征服されるか事變は何時終る？」 | 福井一 | 一 |
| 支那解放戰國際情報 第一號 | 一九三七、十一、一日付 | (エスベラント語) | 警視廳一 | 一 |
| 合 計 | | | | 四九 |

(二) 國際通信「國民の友」第七號中の主要論文内容要約

1. 題「現下の人民戦線について」
 “現下の戦時状態下に於ける人民戦線不可能論を否定し、人民戦線結成の可能を強調し居れるがその要旨次の如し”
 “戦争と云ふ新情勢に對して、人民戦線の戦術を現實に如何に適用するかと云ふ新課題と、又一部に人民戦線不可能論等が生れてゐるので、人民戦線問題を更めて検討する必要がある旨を冒頭し、不可能論の論據を擧げてその誤謬を指摘し戦時の日本に於ける人民戦線結成の可能を述べたり。
 次で國民一般に濃厚となれる戦争熱は國民の不安、苦痛を紛はすもそれを解消することを得ず、此處に働きか、べき地盤ありと稱し、事變に關する大義名文を論駁し、又滿洲事變の經驗に論及して、國民の非常時關心稀薄の理由、及戦局不利若くは長期戦に互りたる場合の國民不安の増大を説きて廣汎なる人民戦線組織の心理的地盤の存する所以を述べたり。
 次で戦争に伴ふ國民の苦痛を述べ、人民戦線結成戦術の好例として「應召兵家族の救済」「防毒マスクの無料乃至安價供給」

三、プロレタリア文化運動の状況

(一) 唯物論研究會の動靜

(1) 所謂方向轉換、東京市所在「唯物論研究會」は、岡邦雄、戸坂潤等を中心に「現實的な諸課題より遊離することなく、自然科学、社会科学、哲學に於ける唯物論を研究し且つ啓蒙に資する」を表示目的として、昭和七年十月十日結成せられたるものにして、爾來機關雜誌「唯物論研究」並「唯研ニュース」及學藝原稿通信を發行すると共に、各部の研究會を開催する等活潑なる運動を繼續し來りたるが、今回勞農派、日本無産黨等の一齊檢舉の影響を受け、舊

共産主義運動の状況

共産主義運動の状況

臘來有力會員中には「此の際唯研を解散すべし」と主張するもの、或は「假令唯研は檢舉の運命免れ難しとするも、今直ちに解散するが如きは、却て檢舉の適格を當局に表明するに等しきものにして拙劣なる手段たるのみならず、當局に於て檢舉の意思あらば解散するも何等効果なし」とするもの、或は「唯研を解散することに依つて生ずべき全国のイデオロギー的青年層に與ふる影響を考慮せざるべからず」とするもの等ありたる模様なるが、本月八日の定例幹事會に於て、從來の研究集會を中止すると共に、機關誌「唯物論研究」の編輯方針を改め純然たる學術雜誌とすること等、所謂唯研の方向轉換を決定し、別記(一)の如き聲明書を發表せり。

(2) 定例幹事會の開催 本月八日事務所に於て定例幹事會を開催したるが、其の概況左の如し。

(一) 出席者

戸坂 潤 武田武志 岡 邦雄 森 宏一
伊藤至郎 刈田新七 石原辰郎 新島 繁

(二) 協議事項

(1) 退會者に關する件

栗原種一 三木 清 東 義國 佐藤晴生
杉原三郎 貴司山治 藤森成吉 森山 啓
三島一郎 平田小六

(2) 經營の合理化に關する件

森宏一より會の經營合理化に關し、「從來の研究集會を中止して、機關紙の編輯發行に専念し營業本位とすることに改めて

は如何、尙之に關聯して幹事長岡邦雄、事務長戸坂潤は個人的關係にて幹事長及事務長辭任の申出ありたり」と提案したる所武田武志より「幹事長及事務長辭任のみに止め幹事をも辭任するの要あり」との意見ありたるが、戸坂潤より「吾々個人の問題にて會全體が兎や角思はれることは甚だ遺憾につき此の際表面より退き平會員として止まり度し云々」と辭任を強調し、種々協議の結果別記聲明書(戸坂潤起草)の如く決定し直ちに在京各新聞に之を發表せり、尙會員に對しては追而聲明書に理由書(別記二)を添付して發送することに決定せり(一月十日二五〇部を作成し會員及各新聞社其他關係方面へ發送せり)

(3) 臨時幹事會の開催 本月十日事務所に於て臨時研究會を開催し新役員の選任其他を協議決定せるが其の概況左の

如し。

(一) 出席者

戸坂 潤 岡 邦雄 森 宏一 石原辰郎
本間唯一 伊豆公夫 武田武志 新島 繁
伊藤至郎

(二) 協議事項

(1) 新役員に關する件

幹事長 當分の間空席
事務長 刈田新七
庶務部長 森 宏一
編輯部長 本間唯一
資料部長 伊豆公夫
企畫部長 武田武志(主として唯研ニ)
經營部長 石原辰郎
無任所幹事 伊藤至郎(主として財政擔當)
寛 石井友幸 清

古 在 由 重
小 野 久 三

(2) 樹關誌「唯物論研究」發行人名義變更の件

從來戸坂潤名義を刈田新七名義に變更

(3) 規約改正に關する件

從來の規約は全部之を破棄し、聲明書に副ふ新規約を作成すること

(4) 機關紙編輯の新东方針に關する件

編輯部長本間唯一より、二月號は東洋文化特輯號とする豫定にて、既に四名の執筆者に依頼しあるが、其の原稿が聲明以前の依頼なる爲、全般的に修正を加ふるの要ある旨の説明あり、尙新东方針として (イ) 卷頭論文の廢止 (ロ) 時評の廢止を決定

(5) 唯研ニュース並唯研映畫クラブに關する件

唯研ニュースは從來月二回發行せるを月一回(四頁)とし内容を充實すること、映畫クラブは研究會を持ち得ざる關係上消滅の已むなきに至りたるも、唯研ニュース紙上に映畫に關する記事の爲「スペース」を設けること。

(4) 定例幹事會の開催 本月十五日事務所に於て定例幹事會を開催し、機關紙の編輯方針等を協議したるが、其の概況

左の如し。

共産主義運動の状況

共産主義運動の状況

- (一) 出席者 森 宏一 木間唯一 石原辰郎 新島 繁 伊豆公夫
- (二) 協議事項
 - (1) 退會者に關する件
 - (2) 加藤 正 原田正典 高田次郎の三名の退會承認
 - (3) 石井友幸の幹事兼任申出に關し、協議の結果兼任を承認
 - (4) ニュース発行日の件
 - (5) 今後ニュースの発行日を毎月十五日と決定
 - (6) 機關誌編輯方針の件
 - (7) 科學年報のプランを内容的に機關誌四月號を以て實現することに決定。

別記(一) 聲明

一、時局の趨勢に鑑み、吾々國民は一般に自衛自戒を必要とする時であることは言を俟たぬ。唯物論研究會は、從來とも純然たる學術研究團體を以て締結し、固よりその活動に何等の政治的意圖及び意義を有つものではなかつたが、他方面に於ける最近の種々なる現象から聯想して、巷間本會に關して多少の誤解と臆測とを發生しつつあるやに思はれる、これは吾々として誠に心外であると共に、自らも深く戒めねばならぬところである。二、顧るに、わが唯物論研究會は、昭和七年創立以來、七年、研究會活動を建前とし、現在に至るまで機關誌出版活動と平行して相當の成績を上げて來たが、最近の實情は、機關誌出版營業の比重を大にするに到つた。會の本質はおのづから茲に集中

してゐたことを認めざるを得ない。

三、吾々は現在の外部的條件を顧慮し、内部的實態を基礎とし、會の今後の方針を新たに、これを實地に移さうと欲する。即ち會は從來研究會活動を建前とし來つた點を茲に改め、機關誌出版を條件とする營業單位に轉化することを今後の方針とする。

四、この新方針の第一歩として

イ、會は從來の定期的研究集會を中止し
ロ、機關誌「唯物論研究」の編輯方針を改め、從來往々陥りがちであつた、一面、評論風の論文を清算し、純然たる學術雜誌たる本來の面目を徹底せんことを期する。

ハ、なほ附帶條件として、幹事長岡邦雄、事務長戸坂潤は、兩人の特殊の個人的事情を考慮し、幹事を兼任する。

右方針は單にその一歩たるに止まり、今後とも本會は、前述の目標に向つて進まんとするものである。

一片の聲明は何物をも意味しない。社會は今後の本會の實績を見るべきである。

昭和十三年一月八日

唯物論研究會幹事會

別記(二)

今回幹事會で別紙の通りの聲明を發表しました。總會を開いて御相談すべきですがそれが出来ませんでした。幹事會によせて下さつた平常の御信頼をもとにしてやりましたから御諒承下さい。

昭和十三年一月十日

唯物論研究會幹事會

會員各位

(二) 新築地劇團の動靜

(1) 定期總會ノ開催

東京市所在新築地劇團にありては本月四日、八日の兩日に互り事務所に於て定期總會を開催したるが、協議事項左の如し。

- (一) 劇團十周年企畫の件
本年は劇團創立十周年に當るを以て、幹事會に丸山定夫、山本安英を加へ、劇團十周年企畫委員會を構成し、來る五月までを準備期間となし、明年五月までの間に於て適當なる十周年記念の催を實行することに決定。
- (二) 劇團歌改作の件
現在の劇團歌は昭和十二年十月作成したるものなるが、現社會情勢に適合せざるを以て改作の必要ありとて、協議の結果改作することに意見の一致を見、中江良介、關忠亮に依頼して來る五月迄に完成することに決定。
- (三) 企畫部統制問題に關する件
企畫宣傳部長近藤強太郎と書記石井一夫との對立其の他部員間の統制紊れ爲に無斷休團するもの多き狀況に鑑み之が統制の

(四) 二月公演の件

爲書記石井一夫を企畫部より除くことに決定。
二月公演の脚本選定に就き、レバートルー委員會に於て審議せる、眞船製作「裸の町」、ロスタノフ「シラノ、ド、ベルジュラック」、岸田國士作「牛山ホテル」、梅本重信作「武蔵野」其の他「野鴨」「ノラ」等を提案協議の結果、幹事會に之が決定を一任することに決定。

- (五) 企畫部人事及幹事長制復活の件
企畫部事務局長の兼任を承認し、幹事長制を復活することに意見の一致を見左の通り役員を決定。
幹事長 薄 田 研 二 書記長 本 庄 克 二
企畫部長 岡 倉 士 朗 教育部長 千 田 是 也

(三) 新協劇團の動靜

(1) 演出部員杉本良吉の所謂越境事件に對する態度

「新協劇團にありては、演出部員杉本良吉事吉田好正の所謂越境事件(本月三日俳優岡田嘉子を同伴榎太より國境を越へソ聯領へ逃亡)が新聞紙に報道せらるゝや、本月五日築地小劇場に於て、急遽臨時總會を開催し、善後策協議の結果、社會的影響を考慮し、斷乎除名處分に付することに決定し、別記(一)の如き聲明書を發表せり。而して吉田の越境の目的及劇團其の他左翼團體等との關係は未だ判明せざるも、本件に鑑み一般左翼分子の取締上相當注意を要すべきものあり。

共産主義運動の状況

尚東京市所在の建國會に於ては、前項越境事件を遺憾とし、本月十三日赤尾敏外一名は内務省及警視廳を訪問し新協劇團の解散を要請し、別記(二)の如き要請書を提出せり。

(2) 幹事會の開催 「本月十三日築地小劇場に於て幹事會を開催したるが、協議事項左の如し。

(一) 大阪後援會對策の件(説明 仁木)

杉本良吉の失踪事件に關し、大阪後援會より大阪に於ける批判等に就き報告ありたるが、就中大阪朝日會館では四月の借入豫約を拒絶せんとするの状況なりと説明し、對策協議の結果、仁木獨人を派遣して直接折衝對策を樹立せしむることに決定。

(二) 一月公演中間宣傳の件(説明 仁木)

目下上演中の「夜明け前」は入場人員未だ豫定數に達せず、殊に杉本事件の影響を受け入場者が減少したるやの憾あり、依つて企画部に於ては二百圓の豫算を以て、一月十四、五、六の三日間、青バス車内廣告、及讀賣新聞に廣告し、尙本月十二日付機關紙新協劇團臨時號を發行する等之が宣傳に努力中なりと説明、異議なく決定。

(三) 幹事會補強の件(説明 久保田)

事務局其他より幹事會の無力を非難されつゝありしが、最近益々其の際増大せるを以て、各幹事は將來連絡確保に努められ、幹事會等も活潑に開催し、徒らに種々の疑問を持つ餘裕無きやうせられたし云々と希望説明あり、各幹事より意見の開陳、自己批判等ありて、説明者の希望に基き補強に努力することに決定。

(四) 劇團員活動再認識の件(説明 仁木)

別記(二)要請書
藝術の假面の下に國體干犯の兇逆思想を鼓吹しつゝある新協劇團と稱する赤色群は現に最近越境問題を惹起せる杉本某等を出し

(四) 北陸新協劇會の動靜

石川縣金澤市所在北陸新協劇會は昭和十年六月十六日、木村靜雄、岡良一等を中心に「進歩的演劇活動を遂行し進歩的藝術、文化の昂揚を圖ること」を表示目的として結成せられたるものにして、爾來演劇の上演、機關紙の發行、座談會、合評會等を開催して會員の獲得に努め來りたるが、本月十三日金澤市岡良一方に於て、會員淺田孫太郎外七名會合し、左の如く今後の活動方針等を決定せり。

(一) 協會財政に關し、現在二百圓の借財あるを以て會員より徴收して償還すること。

(二) 演劇公開に關し、從來は新劇といふ名目に拘り、左翼イデオロギー物を「レバトリ」として撰む傾向ありたるを以て、一部より左翼崩れとして批難のむきもありたる爲、今後は重大時局下に於て之に適合するやう大衆本位のものを選び、來る四月頃新築地劇團書記長島田敏一を指導者として聘し金澤市内の劇

(五) 獨立作家俱樂部の解散

東京市所在「獨立作家俱樂部」は昭和十年十月プロ文士林房雄事後藤壽夫の提唱に依り江口渙、青野季吉、平林たい子等中心となり、昭和十一年一月プロレタリア文士のみ九十餘名を網羅して結成せられたるものなるが、同年八月九日の總會に於て、中野重治、岡邦雄、間宮茂輔等の改組派より「自由主義作家をも包含する大衆組織となすべし(舊ナルブ的組織化)」との提唱ありて、林房雄、青野季吉等の現場維持説との間に論争行はれ、結局折衷主義を採用することとなりたるが、幹事改選の結果改組派の勝利に期し(幹事岡邦雄、秋田雨雀、中野重治、間宮茂輔、林房雄、平林

現在上演中の「夜明け前」の如き長期公演を行ふべき場合に於て、最近俳優其他各技術者等の間に弛緩せる態度空氣が看取される、特に舞臺監督助手松尾哲次は全く舞臺を離ない状態なるを以て、長期公演を再認識せしむるの要あり、と説明し協議の結果、松尾に對しては警告を發すると共に、斯る空氣の掃に努むることに決定。

別記(一) 杉本良吉失踪事件についての聲明

新協劇團は日本の國家の進む道に沿つて最も藝術的な演劇を創造するの方針を確立し既に此の方針は社會的にも報道されて居ります。かといふ時期に當つてわが劇團の一員である、杉本良吉が突如新聞に發表された如き事件を惹起した事は劇團として社會に對し誠に済まぬ事と思つて居ります。杉本の取つた行動の事實並に動機に付ては未だ詳細に接せず、又劇團としても突然の出來事であり推察に迷ふのでありますが、いづれにせよ劇團の規約を素し劇團の方針に關しての社會的疑惑を引き起したることについては劇團は斷乎として杉本を糾弾せざるを得ません。

本日劇團は臨時總會を開いて杉本の除名を決議しました、劇團は社會に對して陳謝すると共に杉本の今回の行動が全く劇團と無關係なものであることを聲明します。

昭和十三年一月五日

新協劇團

たるを見るも彼等が今後の暗中策動推して知るべしである、依つて此際斷乎として右劇團の解散を我等は要請す。
昭和十三年一月十三日 建國會代表 赤尾 敏

場に於て公開すること。

(三) ラヂオ放送に關し、金澤放送局の依頼により一月三十一日「幽霊物語」を放送すること、尙今後は同放送局と連絡を執りローカル放送には努めて之に應ずること。

(四) ニュース發行に關し、定期出版物として北陸新協劇會ニュースを發行することに決定し編輯責任者を石川守泰とすること。

たい子) 同年十一月都下大新聞學藝欄を利用する意圖の下に讀賣新聞社其の他多數の記者等と懇談會を開催し、或は會報を發行する等活潑なる運動を開始したるが、其の後種々の關係より活動漸次衰退し、最近に於ては殆んど有名無實の状態に在りしが、客月二十日頃幹事間宮茂輔より同中野重治に對し書面を以て「非常時局下に在りて有名無實なる俱樂部の存続は無意義なるにつき此の際解散すべきであらう」との提唱あり、中野は直ちに之を他の幹事に回附して意見を求めたる結果、解散することに意見の一致を見たるを以て客月三十一日岡邦雄、秋田雨雀の兩名は警視廳に出頭し解散届を提出せり。

(六) 同人雜誌俱樂部の解散 東京市所在「同人雜誌俱樂部」は昭和十一年七月十日山本和夫、神藏芳太郎等を中心に「會員の親睦を圖り且つ加盟雜誌の向上と正しきチャナリズムをつくることに努力す」との表示目的の下に、同人雜誌「星座」外二四誌を糾合して結成せられたるものにして、機關紙「同人雜誌クラブ」の發行、俱樂部賞の制定及例會、總會の開催等相當活潑なる活動を繼續中なりしが、客年八月指導者神藏、山本兩名が治安維持法違反に依り檢舉(月報八月分参照)せられたる爲活動停止の已むなきに至れり、之が最近加盟雜誌の廢刊するもの續出し有名無實の状態に陥りたるを以て責任者山本和夫は本月十九日解散届を提出せり。

(七) 雜誌「人民文庫」の廢刊 東京市神田區淡路町二ノ七小ロビル内人民社發行の雜誌「人民文庫」は舊ナルブ員武田麟太郎の主宰にて昭和十一年三月發刊せられ今日に至りたるものにして、散文主義を標榜し、高見順外二十名の執筆者グループを結成し、小説執筆發表を主としてプロレタリア文學の宣傳に努力し來りたるが、最近經濟的に行詰りを生ぜると共に(武田の出資約五千圓、負債約五千圓)勞農派、日本無産黨等の檢舉の影響を受けグループ員高見修、新田潤、荒木巍其の他より武田に對し「此の際人民文庫を廢刊すべし」と數回に互り強硬なる意見の開陳ありたる爲、武田は發行責任者本庄睦男と協議の

上本月一日付第二十三號を限り廢刊することに決定せり。

四、日本無産者醫療同盟の運動状況

(一) 葛塚醫療同盟の運動状況 (1) 役員會の開催、本月六日新潟縣下葛塚町料亭大倉屋に於て新年宴會を兼ね、役員會を開催したるが協議決定事項左の如し、

(1) 病院建設ダットサン購入に關する件

病院建設は經費の都合に依り次回に譲り、往診用ダットサン(中古一臺約八百圓)を本年四月購入することに決定。

(2) 技術者獲得に關する件

福岡縣福岡市博多、大正病院に勤務中の本田繁夫は從來より當同盟を援助し來りたる關係上、同盟書記兼藥局責任者として

(4) 村醫、校醫獲得に關する件
具體的獲得方法常任委員に一任。

(3) 招聘(月約五十圓)すること。
他の醫療團體との提携に關する件

交渉委員を選定し適當の時期に水原町へ赴き連絡を執ること。

(2) 京ヶ瀬出張診療所開設 葛塚醫療同盟は、昭和八年十一月十六日開設したるものなるが、現在同盟員九七五名に達し、醫師二名、産婆看護婦五名、常任書記三名を中心に組織の擴大強化に努めつゝありしが、昭和十一年三月頃より北蒲原郡京ヶ瀬村に出張診療所を開設すべく同盟員の獲得に奔走しつゝありたる所客年八月迄に加入者二百數十名に達したるを以て、同年九月出張診療所開設を依頼し種々準備中の處同年十二月二十七日許可せられたる爲、本月九日京ヶ瀬村大字飯森杉二四七番地に一家を借受け診療を開始せり。

五、學生運動の状況

(一) 帝大セツルメントの組織改革 東京市本所區横川橋所在帝大セツルメントは社會事業團體としての設立の主旨に反し全く左翼學生の温床たるかの觀を呈し、過去に於て關係學生にして檢舉せらるゝもの多數に及び識者間に痛く疑惑の念を與

共産主義運動の状況

二〇

へつゝありたるが、今般現下の非常時局の強き影響を受けたるものゝ如くにて、従来の名稱を大學隣保館と改稱し且つ現實に適合したる組織に改革する事に決し、一月二十九日付を以て左記の如き聲明書及改革案要綱を發表せり。
改組せんとする要點は、理事制を採用し、従来の如き學生中心の活動に陥りたる弊を排除し、之に代ふるに有給職員を以てし、且つ事業種目を縮小して社會事業團體本來の目的を達成せんとするに存するものゝ如し。

聲明書

現下の非常時局に際し我々社會事業の衝に當る者の任務を思ふに、銃後の守りを固うし、國民生活の安定を圖る社會的職責は極めて重大であつて一層の努力を期すべきことを痛感する。諒つて本會の沿革を顧みれば、關東大震災に於ける罹災者救助を契機に、東京帝國大學教授並に學生有志が木所區柳島の地に應急施設を建設して社會事業を開始してより茲に十三年、爾來長くも宮内省御下賜金を始め奉り、諸官廳、民間各團體並に本會維持會員其他後援者各位の財政的援助を得て江東市民の福祉増進に微力を致して來た。其間施設内容は逐年改善し、本會々館も昨年改革を完成して事業の客觀的基礎は大いに充實した。また他方、本會出身者にして直接間接に事業を援助する者が漸次増加して、事業態様も恒常化し、其機能も整備せられ、今次事變に際しては銃後後援事業にも聊か力を盡し得たことは窃かに欣快とする次第である。

然しながら今本會の社會的職責に思を致し、又本會の現状を省みるに於ては、我々は有志學生をして經營の主要部分に参加せしめた所の本會従來の内部組織が既に現實と適合しないことを自覺

認識する。蓋し本會が充實した客觀的基礎を具へ、恒常化した事業態様を以て經營を爲すに對しかる組織を以てしては、一方學生にとつて負擔が大に過ぎると共に、他方事業の維持、發展に十分たり得ないからである。是に於て我々は豫て本會内部に生じた組織改革の機運に基き、その急速な實現を期し、内部組織の根本的な改造斷行に依つて彼上の社會的任務遂行に邁進することを決意すると同時に、其決意を表明し且は名稱をして新内容と相應せしめんがために、茲に本會を「大學隣保館」と改稱するものである。

本改革の實施に依り必ず組織は強固となり、事務の能率は向上し、又事業を刷新して時勢の要求に適合せしめ得べきことは我々の信じて疑はぬところである。

願くば我々の微意を諒とせられ、この改革の目的を達成するに大方諸賢の御指導と御鞭撻とを惜まれざらんことを祈るものである。

昭和十三年一月二十九日

東京帝國大學セルメント
改稱 大學 隣 保 館

改革案要綱

- 一、従來の内部組織を根本的に改造し、全體を一の財團組織となし、總務名譽會長の下に、理事、監事の役員、主事以下の職員を設けて事業の運営を圖ると共に、事務體系を整備しその刷新を期する。
- 二、會名の東京帝國大學セルメントは、之を大學隣保館と改稱し、且つ従來の會員中、オールド・セツラー(O.S)、セツラー、レヂデントの名稱、制度を廢止する。
- 三、役員は、理事(理事長を含む)四名、監事二名とし、共に評議員會の選出に依り名譽會長之を委嘱する。理事は理事會を組織し、會務を審議執行し、監事は會計其他事務の執行を監査する。
- 四、學生が事業の經營に參與することを廢止し、主事及び副主事以下の有給職員をして業務を擔當せしめる。

(一) 龍大群衆社の解散

京都市所在龍谷大學内一部左翼學生を以て學生啓蒙團體として昭和十一年六月結成を見たる群衆社は、毎月一回機關紙「業火」を發行して以て啓蒙活動に任じつゝありたるも、その活動が文化分野に止まり比較的低調なりし爲特記すべき事項もなく推移今日に及べるが、現下の社會情勢の壓力により本團體を解散することに決し遂に一月十七日解散を表明し、併せて即日機關紙「業火」の廢刊届を提出する處ありたり、京都府に於ては之等關係者の動向引続き注意中なり。

六、支那事變に對する左翼分子等の策動

共産主義運動の状況

二一

Table with columns: 府, 府阪大, 大 阪 府, 兵 庫 縣, 兵 庫 縣, 兵 庫 縣, 兵 庫 縣. Includes sections for 反戰策動, 反戰落書, and 行爲者搜查中.

Table with columns: 道 海 北, 道 海 北, 道 海 北, 府 都 京, 大 阪 府, 大 阪 府. Includes sections for 反軍的言, 反戰策動, 反戰落書, and 行爲者嚴控中.

Table with columns for county names (e.g., 香川, 福岡, 長野) and details of anti-war activities, including names of individuals and specific incidents.

Table with columns for county names (香川, 福岡, 大分) and details of anti-war activities, including names of individuals and specific incidents.

Table with columns for county names (京都府, 兵庫縣) and details of anti-war activities, including names of individuals and specific incidents.

共産主義運動の状況

七、治安維持法違反被疑者の検挙並起訴者調

(一) 治安維持法違反被疑者検挙者調(昭和十三年二月五日迄に報告ありたるもの) 四六名

| 縣 | 氏名及年齢 | 検挙年月日 | 犯罪被疑事實 | 本籍 | 組合關係 | 學歷 | 職業 |
|-----|---------------|----------|-------------|-----|------|---------|-------|
| 和歌山 | 和山英一 年四十九 | 昭和一三、一、六 | 新佛同盟員 | 和歌山 | 新佛 | 西山專門學校卒 | 女學校教員 |
| 和歌山 | 和山實 年四十三 | 昭和一三、一、七 | 新佛同盟員 | 和歌山 | 新佛 | 西山專門學校卒 | 女學校教員 |
| 和歌山 | 岸木駒太郎 年四十八 | 昭和一三、一、七 | 新佛同盟員、日高支部員 | 和歌山 | 新佛 | 西山專門學校卒 | 女學校教員 |
| 和歌山 | 高階隆道 年五十五 | 昭和一三、一、七 | 新佛同盟員 | 和歌山 | 新佛 | 西山專門學校卒 | 女學校教員 |
| 和歌山 | 三宅瑞光 年二十七 | 昭和一三、一、七 | 新佛同盟員 | 和歌山 | 新佛 | 西山專門學校卒 | 女學校教員 |
| 和歌山 | 勝谷鉄馬 年三十九 | 昭和一三、一、七 | 新佛同盟員 | 和歌山 | 新佛 | 西山專門學校卒 | 女學校教員 |
| 和歌山 | 堂原次郎 年四十二 | 昭和一三、一、七 | 新佛同盟員 | 和歌山 | 新佛 | 西山專門學校卒 | 女學校教員 |
| 和歌山 | 立石新一 年三十六 | 昭和一三、一、七 | 新佛同盟員 | 和歌山 | 新佛 | 西山專門學校卒 | 女學校教員 |
| 和歌山 | 阪井繁基 年三十六 | 昭和一三、一、七 | 新佛同盟員 | 和歌山 | 新佛 | 西山專門學校卒 | 女學校教員 |
| 和歌山 | 瀬川早美 年三十一 | 昭和一三、一、七 | 新佛同盟員 | 和歌山 | 新佛 | 西山專門學校卒 | 女學校教員 |
| 和歌山 | 岩石千代松 年五十 | 昭和一三、一、七 | 新佛同盟員 | 和歌山 | 新佛 | 西山專門學校卒 | 女學校教員 |
| 和歌山 | 山形哲四 年四十 | 昭和一三、一、七 | 新佛同盟員 | 和歌山 | 新佛 | 西山專門學校卒 | 女學校教員 |

| 縣 | 氏名及年齢 | 検挙年月日 | 犯罪被疑事實 | 本籍 | 組合關係 | 學歷 | 職業 |
|----|--------------|----------|--------|----|------|-------|-----|
| 廣島 | 荒木計三 年三十四 | 昭和一三、一、七 | 新佛同盟員 | 廣島 | 新佛 | 電氣學校卒 | 村書記 |
| 廣島 | 羽原忠夫 年四十 | 昭和一三、一、七 | 新佛同盟員 | 廣島 | 新佛 | 電氣學校卒 | 村書記 |
| 廣島 | 谷本光好 年三十 | 昭和一三、一、七 | 新佛同盟員 | 廣島 | 新佛 | 電氣學校卒 | 村書記 |
| 廣島 | 秋草豊 年二十五 | 昭和一三、一、七 | 新佛同盟員 | 廣島 | 新佛 | 電氣學校卒 | 村書記 |
| 廣島 | 福井清 年六十二 | 昭和一三、一、七 | 新佛同盟員 | 廣島 | 新佛 | 電氣學校卒 | 村書記 |
| 廣島 | 和山スミ 年五十三 | 昭和一三、一、七 | 新佛同盟員 | 廣島 | 新佛 | 電氣學校卒 | 村書記 |
| 廣島 | 山口武秀 年二十四 | 昭和一三、一、七 | 新佛同盟員 | 廣島 | 新佛 | 電氣學校卒 | 村書記 |
| 廣島 | 山口重作 年四十二 | 昭和一三、一、七 | 新佛同盟員 | 廣島 | 新佛 | 電氣學校卒 | 村書記 |
| 廣島 | 菊地重作 年四十二 | 昭和一三、一、七 | 新佛同盟員 | 廣島 | 新佛 | 電氣學校卒 | 村書記 |
| 廣島 | 小沼正巳 年二十七 | 昭和一三、一、七 | 新佛同盟員 | 廣島 | 新佛 | 電氣學校卒 | 村書記 |
| 廣島 | 鈴木政一郎 年三十 | 昭和一三、一、七 | 新佛同盟員 | 廣島 | 新佛 | 電氣學校卒 | 村書記 |
| 廣島 | 實川清之 年三十六 | 昭和一三、一、七 | 新佛同盟員 | 廣島 | 新佛 | 電氣學校卒 | 村書記 |
| 廣島 | 伊藤武次 年二十四 | 昭和一三、一、七 | 新佛同盟員 | 廣島 | 新佛 | 電氣學校卒 | 村書記 |
| 廣島 | 鈴木徳作 年三十四 | 昭和一三、一、七 | 新佛同盟員 | 廣島 | 新佛 | 電氣學校卒 | 村書記 |
| 廣島 | 萩原英祐 年二十八 | 昭和一三、一、七 | 新佛同盟員 | 廣島 | 新佛 | 電氣學校卒 | 村書記 |

共産主義運動の状況

| | | | | | | |
|---|----------------|------------------|--|-------------------------|-----|-----|
| 岡 | 重井鹿治 年齢三十六年 | 昭和二三、二五 一三、一九 | 昭十、十五、倉敷と岡を合同せしめ岡 地方労働組合を結成、副議長として之に参加 人民戦線運動をなす 昭十二、二六、二社大黨、倉敷支部を結成 、日無と社大黨の合同を策し 、國通を迂り、大森正三郎に閱讀せしめたり | 岡山 倉敷一般労働組合執行 委員長 | 高小卒 | 洗染業 |
|---|----------------|------------------|--|-------------------------|-----|-----|

國家(農本)主義運動の狀況

一、神兵隊事件の公判狀況

神兵隊事件公判は既報の如く検事の公訴事實陳述後、被告の執拗なる検事攻撃により幾度か暗礁に乗上げんとしつゝも裁判長の諭旨により兎も角も進行し、十二月十八日を以て客年の公判を打切りて本年に入りたるが、其の間の岩村立會検事は司法次官に轉じ、新に三橋検事次長立會検事となりたる等の爲被告の態度は注目せられたり。

斯くて一月十八日本年初公判開廷されたるが、先づ應召被告松下芳一、橋本利夫に對する公訴棄却の判決ありたる後、裁

判長は「公判手續の停止十五日以上に及びたるを以て、法律上公判手續更新を行はざるべからざるも、検事被告共異議なきに於ては従來に引續き進行致したき」旨を語り、立會検事より公訴事實に變りなしと答ふるや、天野被告は「三橋検事は公訴事實に變化なしと稱するも検事が事件の本質に觸るゝならば當然公訴權放棄に達せざるべからず」として検事の公判に臨む信念を追究するに努むると共に、検事が記録調査に要する相當期間公判停止方を要求する所あり、之に對し三橋検事は「既に公判に立會ふ準備及確信を有すると共に、自己は所謂機關説論者に非ざる」旨明確なる信念を表明したるも被告は之に釋然たらず、遂に裁判長は検事の記録調査の爲一週間公判を停止すべきことを宣して閉廷し、次で同月二十五日再開せられ、劈頭應召被告黒澤次男に對する公訴棄却判決言渡ありたる後、被告は依然として検事の信念に重大なる疑義ありとして質問を續け、検事亦確信を以て公判に立會ふ旨を述べて「被告の自重」を希望すると共に、記録調査の爲更に一週間の公判延期を要求したる爲、裁判長は之を容れて公判を一週間停止し次回は二月一日開廷する旨を宣して閉廷したり。

敘上の如く本月中に於ける公判は僅かに二回開廷せられたるのみにして殆ど審理の進捗を見ず、被告の検事攻撃に終始したり。

二、時局協議會の情勢

時協本部は本來「連絡統制の機關にして實踐運動の團體に非ず」と主張し來りたる爲、時局問題に關する實踐運動の部面に對しては參加各團體をして之を行はしむるの外、必要に應じ時協内に於て委員會其他の名稱の下に一時的團體を組織活動し來りたり。即ち昨年十一月以來「人民戦線排撃委員會」「國際労働機關脱退期成同盟」更に本年一月二十九日「電力國家管理期成國民同盟」等を結成し、互に連絡を保ちつゝ運動を展開し來りたるものなるが、其の後の運動情勢概ね次の如くなり。

國家(農本)主義運動の狀況

(一) 人民戦線打倒運動 人民戦線打倒委員會に於ては一月十三日の實行委員會の決定に基き、同十七日赤坂三會堂に「緊急時局問題協議會」を開催し、出席者六〇名、入江種矩座長の下に開會し、永井了吉より後記(一)の「對時局聲明並に決議を朗讀し滿場一致可決の後 (1) 國際労働機關即時脱退 (2) 社會大衆黨即時解散 (3) 官私立大學の肅正 (4) 電力國家管理案支持等に關する決議文を可決し、代表者をして之を關係官廳に提出せしむることとして散會せり。而して翌十八日右代表者高山久藏外一名は厚生省に廣瀬次官を訪問(後記(三))國際労働會議脱退、伊藤誠外二名は内務省山下祕書官に(後記(三))社大黨解散)大川兼一外一名は文部省に(後記(四))官公立大學の肅正の各決議文を提出する所ありたり。

(二) 國際労働會議脱退運動 國際労働機關脱退期同盟に於ては、舊臘來時協本部並に人民戦線排撃委員會等と緊密なる連絡の下に陳情其の他の實行運動を爲し來りたるが、本月に入り當局より善處する旨の回答ありたりと稱し、一月十二日の實行委員會に於て本運動を議會の問題と爲すべきや否やに付協議の結果、今後一切の實行方法を日本革新黨に一任することに決定したり。而して其の後政府が「國際労働會議には本年度は代表派遣を中止する」旨の聲明を爲したるに對し、時協本部に於ては一月二十四日有志懇談會を開きて協議の結果、「代表派遣の中止に止まらず同機關脱退の目的貫徹迄運動を繼續すべし」との意見に一致し、右期同盟は依然之を存置することゝしたり。

後記(一) 聲明

昨十六日の政府聲明により今次支那事變は一時的事變たるの相貌を失ひ漸く其本質を露呈して來た。即ち半植民地たる支那の現狀が一步進んで完全なる植民地と化するか、或は獨自の傳統を復活して新支那の建設に至るかの歴史的意義を有するに至つた。皇軍の目標とする所は一蒋介石の政權の打倒に非ずして、之を

つて今日に至らしめたるは最早天下周知の事實である。

ソヴィエト、ロシアは資本主義を潰滅して自ら人類の救済者なりと自負するも、却つて自ら鬼畜の世界に墮して無辜の同胞を殺戮しつゝ尙敢て世界の赤化を恣にせむとし皇國日本を目して仇敵となし虎視眈々たるものがある。

斯の如く英、ソの日本に對する敵意は深く且遠く、表面國民政府の抗日毎日政策となつて挑戦し來れるものなるが、遂に皇軍の崛起となり柳條橋に蘆溝橋に而して幾多の攻城野戰に英、ソの野望は傷くも潰へつゝあるのである。然りと雖も蒋介石の豪語する長期抗戰とは即ち英、ソの日本に對する長期抗戰を意味するものであり且列強の向背亦逆略し難きものあつて皇國の前途眞に上空前の危機に直面せるものと云ふ可きである。

斯の如くして本聖戰は最早一時的事變の相貌を失ひ、二十世紀中葉に於ける歴史的な大轉回を意味し亞細亞の復興か將又亞細亞の徹底的潰滅かの岐路を決定すべき秋となつたのである。

蘇つて國內の實狀を顧るに舉國一體の實未だ舉らず、政黨結社は其の殘骸を抱いて自家の前途を開くに汲々とし、財界亦産業報國の責務を忘れて功利打算を事とする状態を脱し得ない。然し乍ら時局の極る所盡忠の士所在に起り、各府各部門を通じて勃然として皇國維新の躍動を見るに至つた。

今や聖戰半歲にして早くも新支那建設の大業に着手せねばならぬ即ち一面英、ソの外壓に抗しつゝ、他方日滿支一體の建設に邁進せざるを得ざる未曾有の難關に直面したのである。斯の如き大業の成就是唯夫れ國體に即したる政治勢力の結成と國家使命を遂行するに足る經濟體制の樹立によつて初めて達成し得らるゝ所な

國家(農本)主義運動の狀況

傀儡とする所の背後勢力を排除し亞細亞復興の樞軸として日支の固き結合を成就するにある。

軍商功利主義を基調とする現世界秩序は、歐洲大戰により眞の平和を維持し能はざる事を実證せるにも拘らず、現世界秩序の指導者を以て任ずる英國に些の反省なく、却つて全亞細亞の經濟權を壟斷せんが爲め皇國日本の興隆を阻止せんとし、南京政府を驅

り。吾等は如上の見地より國家生命力の全的發揚を齎すべき一切の維新政策の即時漸行に邁進し以て皇國彌榮の祖道を全ふせむとするものである。

決議

一、本聖戰の目的は支那四千年の傳統を尊重し、其道義社會の發展を期し以て日支の固き結合を齎さむが爲め、歐米金融支配を基幹とする軍閥政權及び一切の共產主義運動並に共產主義軍閥政權の一掃を期す。

二、實質的舉國一致を達成する爲め一切の政治結社を解散し改めて皇國翼贊の軍一國民組織を結成すべし。

右決議す
昭和十三年一月十七日

緊急時局問題協議會
後記(二) 國際労働機關即時脱退決議文

國際聯盟脱退は日本の國際關係に重大なる轉期を爲すものと信ずる。殊に我國の勞資關係は現下の情勢から純乎たる日本精神に立脚したる方針の下に統理せざるべからざるものと信ずる。此見地から觀るときに未だに我日本が國際労働機關に参加しつゝあるは吾人の斷乎として反對せざるを得ない。

元來國際労働機關は勞資を階級的立場に於て取扱ひつゝある階級闘争の形態を支持するものであつて我國體からしても且は現下の非常時局から見る國家體制から考ふる時吾人の一刻も此の機關に止まることを默過するを得ざる處のみならず、此の機關の指導的立場にある幹部は人民戦線の指導者にして反日行動の常習者であ

國家(農本)主義運動の狀況

る。殊に日支事變に對しては事情を知りつゝ現になき譏誣中傷を以て皇軍を誹謗し日本打倒のため世界各國の労働者を煽動しつゝある。

實に國際労働機關の責任ある最高幹部の此の行爲は國際労働機關の本質を露呈したるものであつて吾々が國體と國情に悖る機關たるのみならず我國防共の國策に反し且は東洋長久の平和の爲に盡忠報國皇軍將士の行爲に對し不遜暴逆の態度にして共に許すべからざる所である。既に盟邦たる獨逸、伊太利亜は未練なく國際労働機關より脱退したる今日尙日本が百害あつて一利なき國際労働機關に止まるが如きは國際聯盟脱退の御聖旨にも亦現に日支事變に對し下し賜へる優渥なる御勅語にも悖ると斷せざるを得ない。

茲に本協議會の名に於て即時國際労働機關の脱退を實行し帝國の毅然たる國是を樹立せられんことを切望するものである。

右決議す

後記(三) (社會大衆黨即時解散)決議文

去る十一月十五日社會大衆黨は昨年度全國大會を開催し從來の綱領を變更し急角度の轉向を聲明せり。然りと雖も同黨幹部等が自ら表明せるが如く其の轉向たるや一時の方便的轉向にして眞に國體精神に覺醒したるに非らざるは最早明かなる事實なり。

今や皇國日本は其の本來の使命を全的に遂行せんとするの重大時局に直面せるに際し合法の假面の下に反軍反戰的言動を敢て行ひつゝある現社大を即時解散せしめると共に其の支持團體たる勞

三、愛國労働農民同志會の情勢

(一) 本部情勢

本部にありては去る合同大會後、屢、總務委員會、理事會等を開催して大會の委任による總務委員、理事の増員、各専門部役員の選任、或は地方事務局の設置等を行ひて内部組織の充實を圖ると共に、各所屬團體に對して指令、示達を發して時局に對する本部方針の徹底に努むる所ありたり。一面電力國家管理案が議會に提出せらるゝや、別項所報の如く之が通過促進運動を展開しつゝある外、國民精神總動員運動に關聯して曩に中央聯盟に對し「愛國労働祭に關する建議」として二月十一日の建國祭に愛國労働祭を合流せしめ大衆を動員して之に参加せしむべしと提案したるに對し、一月二十九日の中央聯盟實行委員會は「各加盟團體より二名乃至一〇名の代表を參加せしむること」に決定し、事實上本會の提案を否決するの態度をとりたる爲、稍憤懣の色を見せつゝあるも、結局代表者を參加せしむることゝなる模様なり。

(二) 地方支部の動靜

(1) 愛同大阪府聯合會の結成、日本産業軍大阪聯合會山本龍介等は昨年十一月の愛同大會の決議に基き、在阪愛同傘下の團體を糾合して愛同大阪府聯に改組すべく一月二十七日産業軍事務所第一回準備委員會を開催せるが、舊愛同系、日本労働同盟(近藤榮藏一派は)頭初より産業軍との合同に不満ありたる如くにして、就中大阪聯合會小川孝は前記大會直後、和歌山在里美作夫、富山萩原貞一、京都加藤鐵太郎、兵庫濱野勝太郎等を引入れて反本部的態度に出でんと策し結局不成功に終り、爾來独自の運動を続け居りたるものなりし爲、右山本等の提案に對しても熱意を有せず、木戸好和一名を出席せしめたるに止まりて主要幹部は何れも缺席したり。

而して當日の出席者は産業軍八、労働同盟一、其他四計十三名にして、議長山本龍介より経過報告を爲し「合同整理は大會議に本部の方針にして労働同盟側も異存なきものとして協議を進めまし」と語り、協議の結果各團體を解消して單一組織とし、名稱を「愛國労働農民同志會大阪聯合會」とすることに決定し役員其の他を選定したり。

國家(農本)主義運動の狀況

農談團體の解體に邁進せんとするものなり。

右決議す

後記(四) 決議(官私立大學の肅正)

國家が莫大なる國幣を投じ教育事業を遂行するの所以のものは一に國家に必須なる學術の理論と其の應用とを學ばしめ以て他日國家の進展に資せしめ一は人格の陶冶と國家思想の涵養とを圖つて將來國家使命の重責に任ずべき剛健質實なる中堅國民の養成に在るは言を俟たざる所にして畏くも皇國教育大綱は、明治天皇の御垂示あらせ給へる教育に關する勅語にその萬古不易の大方針が確定せられてゐる。

然るに學の獨立なる思想の下に反國體的マルキシズムの研究と實踐とが今尙屢々行はれ最高學府を以て任ずる官私立大學の教授學生の中より幾多の赤色分子を輩出し我が國思想を不明微ならしめたるは實に遺憾此の上なき事實なり。況んや現下皇國の情勢は未曾有の非常艱難に直面し上下を擧げ國運を賭しての一大聖戰に邁進しつゝあるの秋、獨り最高學府なるが故を以て反國體的言動の許容せらる可からざるは勿論にして國運進展に寄與する處ありてこそ其の最高學府たるの使命を達し得るものなり。

我等は此處に同愛の士と共に相會し赤化學匪の温床母體たるの觀を呈せる現官私立諸大學に對し大學教育の根本的刷新を文教當局に切望しその肅正徹底を期せんとするものである。

右決議す

(2) 皇國農民聯盟(新潟)、柄澤利清を會長とする本聯盟は、愛同傘下の有力團體として本部の方針に基き時局問題其他に關し積極的活動を爲す一面純協とも連絡をとり、新潟縣下愛國分子等と共に時局懇話會を結成して一月九日其の世話人會を開催する等のことあり、又北日本農民組合に對しても其の幹部等が日本無産黨に關連して檢舉せられたるに鑑み、組合員を皇農の組織下に獲得すべく畫策しつゝあり。

(3) 三重愛國農民聯盟、社大黨北勢支部は會員約六〇名を擁したるが、過般の黨本部の指導方針轉換問題に對し「一時の方便による機會主義的行動にして眞に時局を認識したる轉換に非ず」と批判し、幹部中川雅次郎等は愛同に好意的なる的場克己を介して森慶次郎に對し愛同加盟の斡旋方を依頼すると共に社大黨退退の聲明書を發表したり。而して右報告に接したる愛同本部に於ては「愛同の主張に共鳴せる内容の聲明書を發表し結成式を伊勢神宮に於て行ひ宣誓を爲すこと」を條件として加盟せしむべき旨回答したるを以て、中川は森、的場と連絡し加盟の上新團體を結成すべく目下準備を進めつゝあり。

四、瑞穂俱樂部(舊三六俱樂部)の組織

(一) 三六俱樂部の近況 三六俱樂部は昭和八年十一月小林順一郎を中心として主に退役陸海軍將校を以て組織せられたるものにして、所謂一九三六年の危局に對處すべき研究並啓蒙を目的として機關紙「三六情報」及「一九三六」(後2000と改稱)を發行し、又每週定例理事會を開催して情報並意見交換を爲し來りたるが、殊に往年の國體明徴問題に際しては、同運動の主體勢力となりて郷軍層其他一般國家主義團體を指導する所あり、爾來本俱樂部の動向は政治的、社會的に多大の反響を及ぼすものありたり。然るに前敍國體明徴問題以來本俱樂部の行動は、俱樂部本來の目的たる研究、情報交換、思想啓蒙等の範圍を逸脱して實踐運動に乗出したるのみならず、特に中心人物小林順一郎の策動等は著しく各方面を刺戟し、「本俱樂部

部の目的、行動には政治的不純性あり」、或は「郷軍の統制を紊るものあり」等々の批難起り、郷軍其他各方面より警戒せらるゝと共に離脱するもの相次で生じたる等の爲、其の行動は漸次消極化の已むなきに至り、當初一萬餘部を發行したる機關紙も漸減して更近は僅々二千部を出でざる状態となりたり。

茲に於て小林順一郎は之が頹勢を挽回すべく腐心し、俱樂部の誕生策を劃策しつゝありたる模様なりしが、偶、同人の事實上の主宰下にある愛同が、去る十一月の大會に於て小林の抱持する愛同の指導精神たる「愛同は思想、教化團體なり」との定義を變更して「愛同は日本主義を實踐する經濟人の團體なる」旨を表明し、小林をして余儀なく之を承認せざるを得ざるに至らしめたる等の事情もありたる爲、小林は過去三六俱樂部に對する批判に鑑み益々教化團體、思想團體としての同俱樂部の打開策に腐心し、屢、理事會に諮りたる結果、「支那事變を契機として吾人は正に光輝ある皇國の前途の爲に邁進せざるべからざるを以て、新春と共に三六俱樂部なる舊套を蟬脱して瑞穂俱樂部と改稱し、新なる氣魄を以て活動すること」に決定したり。

(二) 瑞穂俱樂部の組織 斯くて一月一日瑞穂俱樂部と改稱し、機關紙2000一月號卷頭言に於て之が聲明並新規約(別記

(一)を發表する所ありたるが、名稱變更の主要理由として幹部等は「瑞穂俱樂部は舊三六俱樂部と同じく盟友相互の單なる俱樂部なるを以て、如何なる場合に於ても俱樂部としての外部的行動はあり得ざるものなり。此の點に關し過去に於て往々誤謬ありしが故に此の誤謬より蟬脱せんが爲に他ならず」と稱し、敍上趣旨を前敍卷頭言に於て説明すると共に、一月二十九日付の改稱指令(別記(三))に於ては「三六俱樂部は既に其の任を果して存在の意義を失ひ、瑞穂俱樂部は夫れより蟬脱したる全く新なる俱樂部として誕生したるものにして、單なる三六俱樂部の改名したるに非ざる」旨を強調し居れり。

國家(農本)主義運動の狀況

尚舊三六俱樂部の機關紙發行所たりし三六社も、瑞穂俱樂部の誕生と共に之を「自衛社」と改め、來る二月より機關紙其の他一切の出版物を刊行することとなりたり。

別記(一) 卷頭會瑞穂俱樂部の誕生

昭和十三年元旦と共に、三六俱樂部は時局の進展に連れ、蟬脱して瑞穂俱樂部となつて誕生することになつた。三六俱樂部は一九三六、七年の危機突破を目標として、其の準備の爲に全國民を動員することを以て使命とした。勿論此の準備は皇國體の本義を明徴にし感奮を以て全國民が日本主義精神に歸一して發揮し得べき力を基礎とする以外には考へらるべきことではない。

三六俱樂部の各員は、過去幾十年の頗る絶大なる愚惰力に拮抗し、奮然として極めて急速に、國體觀念を明徴にすべく、あらゆる困難と並に迫害とを耐へて、全國愛國の同志諸君と共に敢然として戦つて來たことは茲に喋々する迄もない。

昭和十年春貴族院で其の職端を開かれた菊池男も井田男も、井上男も悉く本俱樂部の常任理事であることは既に何人も知ることであらう。爾來全理事(二十名)は毎週少くとも一回今日に至る迄幾年の間必ず會合して對策を練つて來た。

遺憾ながら、吾人の誠意が未だ全國民に透徹せず、皇國の準備未だ必ずしも充分ならざりし際に、吾人の豫期警告したる大事變は終に到來してしまつた、今次の事變が如何なる大事變であるかは多年來吾人の亂打したる警鐘に耳を藉された方々は悉く熟知されてゐることであらう。

假は既に投ぜられた。我國民は望むと望まざるとを問はず、既

に皇國の興廢を決すべき決戦的土俵に登つてしまつた。最早躊躇退嬰を許されべき場合ではない。全國民は必勝の固き信念を以て悉く畢生の力を出し、一致奮闘、必ず光輝ある打開に向つて勇往邁進するの外はないのである。即ち新春を迎ふると共に、吾人の氣魄も茲に一新味を加ふるの必要を生じた。三六俱樂部より蟬脱して瑞穂俱樂部の誕生した所以も亦茲に存する。

俱樂部は規約も變更した。舊陣容に新なる力も加はつた。各員は益々國體觀念の明徴に努力し此の大時局に處すべき重要對策案を練つて、盡忠の士と共に相携へて奉公の至誠を致さんことを誓はれてゐる。敢て各位の御諒承を請ふ次第である。

因に瑞穂俱樂部は舊三六俱樂部同様、盟友相互間の單なる俱樂部であつて、従つて外部に對し如何なる場合に於ても俱樂部として行動することはあり得ない。總ての活動は部員各自が各々独自の立場に於て最善を盡すに過ぎぬものである。此義に關しては、過去に於て往々誤解ありたるを以て特に御斷り致して置く。

瑞穂俱樂部主事 謹白

別記(二) 瑞穂俱樂部規約

第一條 本會は瑞穂俱樂部と稱す

第二條 本俱樂部の目的は國體の本義を益々明徴にし之に基き時局に處すべき重要對策を攻究し其の實現を期するにあり

昭和十三年一月二十九日

瑞穂俱樂部組織の件

瑞穂俱樂部

謹啓

皇國興廢の岐路に立つ決戦的土俵上に在りて勇虎の才を迎ふる日は必ずしも偶意なきにあらずと奉存候

各位慮、御勇健御奮闘の段皇國の爲に慶賀此事に奉存候就ては今日本部理事會に於て執議の結果「200」誌一月號卷頭の言に於て既に聲明致候通り三六俱樂部はその規約第二條

本俱樂部は同志相集りて一九三五年一六年の重大危局に處すべき對策を討究し其の實行を促進せしむるを以て目的とす

なる條項に照すときは今日となりては既に其の存在の理由なきに至り候次第なるも時局は愈々重大にして吾人の躊躇を許さざるもの有之依て新たに別紙規約に基き瑞穂俱樂部は舊三六俱樂部員を主體として夫れより蟬脱して新なる事態に則すべく組織仕り新なる氣分を以て邁進致し度き所存に有之中候

瑞穂俱樂部主事は舊三六俱樂部主事之に任じ本部理事は舊三六俱樂部理事に新なる人士を加へ其の中には在郷將校以外各方面の有力者も參加さるゝことに相成居り申候何れ全船觸れ決定後は改めて御披露申上度候

又三六社なる名稱も三六俱樂部と不可分關係に有之ものに付これも此際廢して「自衛社」と致し昭和十三年二月以降は自衛社に於て瑞穂俱樂部の出版物を刊行致し從來の三六社に代りて各方面に刊行物配布の任に當らしむることに相成候間此旨も亦御含み置被下度候

國家(農本)主義運動の狀況

別記(三)

- 第三條 本俱樂部は本部を東京に支部を各地に置く
- 第四條 本俱樂部は其目的達成の爲に必要な事項並に之に關聯せる調査研究及び圖書類の發行等を行ふ
- 第五條 本俱樂部に左の役員を置く
- 第六條 客員は名譽理事とす
- 第七條 客員は名譽理事とす
- 第八條 客員は名譽理事とす
- 第九條 客員は名譽理事とす
- 第十條 客員は名譽理事とす

附 則

- 第一條 支部の設立並其維持費は當該支部に於て之を支辨するものとす
- 第二條 支部は本規約に準じ其規約を定め本部に通報するものとす
- 第三條 本規約の變更は理事會の決議に依る
- 第四條 俱樂部本部は當分の内東京市麹町區内幸町一丁目三番地の二太平ビル別館内に置く

國家(農本)主義運動の狀況

國家(農本)主義運動の狀況

右の次第に付此の際左の件を御願申上候

- 一、當俱樂部の目的即ち國體の本義を益々明徹にし時局に處すべき重要對策を攻究して其の實現を期する爲には全面に互り同愛至誠の士間に於いて研究の統一適確なる情報交換對策實現協力の要甚だ大なるもの有之と奉存候依て舊三六俱樂部各地方支部も此の際本部の決議に協賛せられ新任務に協力すべく瑞穂俱樂部支部として改組補強の舉に出づること御同意相願度
- 二、上述の如く三六俱樂部は既に規約規定の任を果して其の存在の意義を失ひて消失し瑞穂俱樂部は夫れより蟬脱したる全く新たな俱樂部として誕生したる趣旨を明かにし單に三六俱樂部の改名したるものに非ざることに御留意相成願度
- 三、三六俱樂部の將來の行動とは全く別個のものとして三六俱樂部の瑞穂俱樂部の將來の行動とは全く別個のものとして三六俱樂部の名と共に保存致し度く此の義を尊重する意味に於ても前項の趣旨を透徹せしむるの必要あるものに有之
- 三、三六俱樂部の歴史は斯くて昨年末を以て打ち切られたるも右會員の三六俱樂部當時の研究と諸對策實行促進上の貴重なる各

五、大日本生産黨の情勢

- (一) 本年度運動方針發表 黨本部にありては一月二十日機關紙生産黨報に於て左記(一)昭和十三年度運動方針並同二十六日左記(二)時局聲明書を發表する所ありて (一)暴支膺懲と赤白兩帝國主義排撃 (二)第二次世界大戰に備ふる爲國內の日本主義的整備改革 (三)前級目的を遂行する爲特に農民運動、青年運動に力を注ぐと共に、滿、支、南洋方面に對する進出を圖るこ

と等を強調したるは稍々注目せられたるが、全般的に見て青年層の意思が強く反映し居ることを認めらるゝ外概ね微温低調にして迫力を缺く感なき能はざる所なり。

左記(一) 昭和十三年度運動方針

日本主義運動、特に我大日本生産黨の運動は、内田總裁の御逝去と吉田總務委員長の黨最高責任者としての活動開始を以て第二期の運動に入つたのである。今日輿論化せられたる國體明徴運動と大陸及び南洋進出の大經綸、大抱負は本黨顧問、頭山滿先生、故内田總裁等の先覺者が數十年の長きに亘り、身命を賭して絶叫し來り實踐し來つた所である。其の一意皇國の隆昌彌榮と皇道の世界宣布を志されし千辛萬苦の惡難苦闘に對して、後輩たる我等國民は深甚の敬意と感謝を拂はねばならない。

國體明徴運動は然し乍ら決して達成されてゐず、大陸及び南洋發展策も亦現狀を以ては未だ軌道に乗つたと稱することは出来な。皇道を世界に宣布せんとする世界的使命を有する日本が、其原動力を包蔵すべき國內に於て皇道の宣揚を完成し得ないことは最も遺憾なる事實である。尤も嚴密なる意味に於ては、事物には完成の極致なるものは極めて稀にしか有り得ないのである。一口に皇道の宣揚宣布といつても、それが完全十分と云ひ得る時がいづるか解らないのであつて、常にその目標を目指して進む努力の過程であり連鎖である。只だ一路皇道の發揚宣布てふ大目標に向つて向上邁進することに上御一人と億兆國民の世界史的使命があるのである。

國家(農本)主義運動の狀況

種の際には瑞穂俱樂部の活動上に於いて改めて重要な役割を演じ可申は勿論に候も新事態に當面する爲には之に即應すべく新に陣容を整ふるの必要有之從て貴地に於ても其の趣旨を以て貴地方の中堅有力者を過去にこだはらず新なる氣分を以て此際御勸誘御網羅の機御努力相成度

但し量よりも常に質に重點を置き三六俱樂部當時の如く確たる信念を保持し共に國家の大事を齎り得べく且つ情勢の變動に従つて功利的に進退を左右するが如き虞少なく此の非常時に於て至誠一貫安んじて相協力し得べく而も貴地方に於て有力に活動され得べき諸賢を理想と致候團體は從來の通り各俱樂部員が俱樂部に於ての相互研究を實質として俱樂部とは別個に獨自の責任に於いて之れが爲めの御協力は相惜み申さざる事に相致居候

我生産黨に於ては昨年度に於て從來多年努力し來りたる思想運動及政治運動、經濟運動、青年運動を一段と整頓擴大することに多大の成功を收めた、日本主義思想以外の思想、即ち共產主義、社會民主主義、自由主義等の人民戰線思想を以てしては日本は永遠に混濁と壞滅の淵に彷徨するばかりであることを國民の耳目に觸れる實例を以て教へ啓蒙し來つた、既成政黨、社大黨、日本無黨、其他赤色勞農組合、反國體的信仰結社、利己的偽善的諸結社、反國體的教育機關等に對して執拗に然し堂々と解散を要求する運動を行ひ來り國際的には人類文化と皇道の敵たる國際共產主義及び人民戰線國家並白色帝國主義國家の毒牙に對し決然たる克服戦を戦ひ來つた。政治運動としては實際政治の衝に當りつゝ、あらゆる各方面の樞要人物を思想的に啓蒙又は攻撃することに依つて、

一步々革新への機運に導き、經濟的活動に於ては工場、會社、商店等の勤勞階級及び中小商工業者の自主的更生運動を助け、一方農村對策委員會の創設に依つて全國農民の共同闘争機能を強化した。更に生産黨の特質たる青年運動に於ては、徳田、小部、柴山、西郷、影山、白井、佐橋、鈴木各總務其他全國青年幹部等の精力を集中しつゝある純正日本主義青年運動全國協議會を通じて、全國的青年運動をまき起し、その内の核心的分子は現に大審院の法廷に於て未曾有の思想戦を行つてゐるのである。

我黨本年の運動方針としては、

第一に我黨は暴支膺懲の徹底を期し、それが目的たる東亞和平招來のためには赤白兩帝國主義國家の不純なる勢力を東亞より一掃すべき覺悟を以て運動すること。

第二にかくて豫想さるゝ世界大戦に備ふるため、國內の日本主義的整備改革を速かに行ふ様努力すること。

第三に第一第二の目的を遂行するため本年は特に農民運動、青年運動に主力を注ぎ特に滿洲、北支、中支、南支、南洋等に對する實際的進出を行ふこと。

を、一月十一日の初總務會に於て決定した、人民戰線結社の解散要求運動、政府の政策批判等は勿論従來通り行ふのであるが、本年はより現實的に、より實踐的に運動を展開せねばならぬ。

我生産黨に於ては古田總務委員長の嚴命と各總務の申合せに依り必要なる運動を徹底的にやり抜く事に決定してある。期する所は皇國の彌榮、望む所は忠義の貫徹にある。この忠魂義膽を以て數十萬の黨員結束奮進する所、そこに何の障礙があらう、魂を先にして勤むれば方策は自ら湧いて來やうといふものだ、此意氣で全國の本黨員は更に一段の勇奮を必要とする。

左記(一) 聲明

事變渦中に新春を迎へ、第七十三議會の再開を見る、内外最も多事、皇國興廢の重大時局に際し、憂憤に耐えず敢て滿天下の同胞に訴へんとす。

抑も對支聖戰の根本目標は、炳として大詔に明かなるが如く、支那四億民衆の敵、東洋平和の擾亂者たる、蔣介石容共抗日政權を徹底粉碎し、英、ソ等白人帝國主義勢力の魔手を切斷して妖雲を一掃、全支に天日を汎からしめ、以て皇道アジヤ聯邦建設の根

基を確立せんとするにある。今や皇軍各地に連勝し敵首都南京を陥りその氣正に四百餘州を呑む。更に北支新政權の樹立するありて復興支那の曙光燦然たるを見る。

然れども今日なほ蔣政權長期抗戰を揚言し、英ソ等第三國の隠然たる教唆支援益々熾烈を極む。

かくて外には第二次世界大戦の危機愈々切迫し、内には國民思想、生活の混迷益々甚だしからんとして居る。

かくの如き内外未曾有の難局を突破し、以て皇國使命の完遂を期せんと欲せば、何よりもまづ億兆一心國內維新即行を期すべきは言を俟たざるところである。

然しながら自由主義政民兩黨及び人民戰線の一線に連る社大黨等の代議士を相手として果していくばくの成果を擧げ得るや我黨の甚だ疑問とするところである。

云ふまでもなく今日我黨は徒らなる相題的横議を固執せんとするものではない。

しかれども國體明徴、皇國維新、聖戰目標完遂の防害者に對しては如何なる障害、強敵と雖も斷乎之を粉碎し、革新國策の大綱を擧げ、眞摯なる愛國同胞の眞志を代表して飽まで初志の貫徹に勇往邁進せんとするものである。

我黨は新らたなる聖戰の決意に燃え、故内田總裁の遺訓を奉じ事變下に於ける我黨使命の透徹に萬遺漏なからんことを期す。右聲明す。

昭和十三年一月 日

大日本生産黨

(二) 救農運動

本黨青年分子等中心となり、農村救済運動を展開すべく曩に農村對策委員會を組織して今後の運動方針に關し協議を續けつゝありて、當初中央側と地方側との間に意見の扞格あり、其の動向は注目せられたる所なるが、黨本部に於ても本年度運動方針に基き之を主要運動として採擇することとなり、一月二十七日合同幹部會に於て對策討議の結果、取敢へず之が委員として關東側(鈴木善一、影山正治、關根喜四郎、白井爲雄)關西側(小部英男、柴山滿、手島剛毅、河上利治)の八名を擧げ農村の實情調査及農村對策委員會並純協と連絡の下に運動の具體化を圖らしむることとなりたり。

而して未だ具體的運動方針は判明せざるも目下計畫しつゝある所を見るに「農村負債三ヶ年支拂猶豫請願」を標榜して大衆的署名獲得運動を展開したる上、全國農民代表者を糾合して東京に於て救國農民大會を開き、各種農村問題を協議決定して政府並議會に對し強硬に進言せんとするものゝ如くなるを以て、之が動向には一層深甚の注意を要するものありと認めらる。

(三) 同志社大學糾彈運動

本黨關西黨務局にありては這般來在京都市同志社大學糾彈の爲演說會印刷物等により輿論の喚起並當局の斷乎たる措置を要望する等の運動を續けつゝありたるが、舊臘湯淺總長以下學校首腦部の辭職が實現したる爲、更に抜本塞源的改革の要ありとして、一月月上旬頃「總長等の辭任は僅かに學園刷新の緒に就きたるのみにして、その改革は擧げて今後に俟たざるべからざるを以て儼に推移を監視する」旨の聲明を發表する所ありたり。

一方同大學校友たる純協中川裕は豫て前敍生産黨の運動に對し支援しつゝありたるが、總長以下同校首腦部の辭職に伴ひ問題の重大化に鑑み、廣く校友を糾合し、母校の積弊を一掃すべき意圖の下に、校友二十九名の會同を求めて一月十一日京都市所在新島會館に於て對策協議を爲したる結果湯淺總長の教育方針を支持する教職員の時時辭職「其の他を要望せる左記聲明、決議を爲すと共に、近く全國校友に呼び掛けて之を全國校友大會開催に迄發展せしむることゝして散會したり。

左記 聲明

祖國日本は今や有史以來未曾有の非常時に際會し、大和民族興隆の一大轉機に臨めり、國內各分野に在りては此の大勢に適應し國運飛躍に貢獻すべき責務あるは論を俟たぬ。

我同志社は愛國の志士新島先生に依りて創設せられ、明治初年の文運進展に資するところ大なりしは世人の普く認識する處なり。然れども創立以來六十餘年社會狀況は激變し、殊に世界史上劃期的變革期に臨まんとする今日六十年前の舊套を形式的に墨守し新島先生の眞精神を新時代に生かすことを忘れつゝあるは吾人の最も遺憾とするところなり。同志社が最近數々の思想的不祥事件を惹起して識者非難的となるが如きこれを要するに校祖の眞精神を忘却せるに因由せずんば非ず。

斯くの如くにして推移せんか同志社は恐らく衰亡の一途を辿るの外なからん、愛校心に燃ゆる校友、教授、職員、學生諸氏、此の際驟然奮起し、積年に互る母校の宿弊を一掃し、母校を再建設すべき一大運動を開始せられんことを。

六、立憲養正會の情勢

立憲養正會にありては曩に全國聯合支部代表者會議に於て決定したる「意識會員十萬人確保」の爲積極的活動を爲しつゝあるが、最近に於ける主なる運動情勢次の如し。

(一) 新年拜賀式の狀況 本部にありては恒例の如く一月一日總裁田中澤二以下在京幹部等六十五名出席の下に新年拜賀式を舉行し、式典終了後總裁より「昭和十三年度は日本天皇の世界君臨の重大意義を有する年なるを以て、本年こそは組織完成に必死的努力を拂ひ、以て養正護國の大業に精進すべし」との激勵的訓示ありたる後、別記(一)の如く本年度役員任命を發

右聲明す。

昭和十三年一月十一日

決議

一、從來湯淺前總長の教育方針を支持し來りし同志社理事、本部職員諸氏は速時引責辭職すること。
一、後任幹部は前記聲明の精神を體得せる人士を以て之に宛つること。

右決議す

昭和十三年一月十一日

猿丸 吉左工門
塚本 純一
大野 英夫
吉川 末次郎
中川 裕
外校友二十五名

表する所あり、之に對して役員代表總務部長田村益喜より「總裁の命を奉じ至誠以て組織完成に邁進する」旨の誓詞を述べ一同神酒を祝ひて散會したり。

(二) 政治講習會開催 本年度政治講習會は既報の通り一月十日より同二十四日に至る十五日間東京本部に於て開催したるが、講習内容は從來に比し何等特異の點なかりしも、受講者は内地(三府一道二十二縣)は勿論遠く奉天、ハルビン、大連等の各支部下より約二百有餘名參會し相當成果を收めたる模様ありたり。

(三) 皇室費増額運動 本會にありては豫てより會員獲得の好餌對策に腐心しつゝある所なるが、本月二十二日政治講習會席上に於て突如重大發表として同日總裁田中澤二名を以て臨時組織局長田中耕代議士をして皇室費増額に關する請願書を貴衆兩院議長宛提出せしめたる旨を發表し、更に田中總裁より講習員一同に對して「本講習會終了歸宅後は直に右に關する請願署名運動を展開し之と相俟つて組織完成に努力せられたい」旨の指令的訓示をなしたり。

次で同月二十五日別記(二)の如き請願書寫を印刷頒布し廣く之を宣傳せんとしたるを以て、警視廳當局に於ては、「苟くも皇室に關することを一般國民に訴へ、然も大衆運動の方法により政治運動乃至社會運動的形態を以てするが如きは極めて妥當性を缺くのみならず、本運動をして黨勢擴張に利用せんとする處ある」趣旨を以て、同日本部に對し、(イ)本請願に關する運動を中止すること (ロ)右運動に關する一切の事項を出版物に掲載せざること等を警告指示したる後之に關する請書を提出せしめたり。

斯くて本運動は事前取締により大衆的運動への進展は之を阻止し得たるも、地方支部中には政治講習會に於ける總裁訓示の意を體し、或は會員獲得運動と相俟つて本運動を表面化せしむることなきを保し難きを以て、今後の動向に關しては相當

國家(農本)主義運動の狀況

注意の要ありと認めらる。

別記(一) 昭和十三年度役員

| | | |
|----|--------------|-----------|
| 總務 | 總務部長 | 田村益喜 |
| | 基金部長 | 中川島博 |
| | 幹事長兼事務局長 | 中川作太郎 |
| | 臨時組織局長 | 田中耕 |
| | 宣傳局長兼選舉部長 | 加藤喜孝 |
| | 情報局長兼事務局次長 | 原利重 |
| | 金作之助 | 角田勝三郎 |
| | 前田舜岳 | 野々村寛止 |
| | 臨時組織局東京部長 | 野邊豊治 |
| | 臨時組織局次長兼關東部長 | 菊地清太郎 |
| 幹事 | 選舉部次長 | 小野寺榮治 |
| | 三浦惣太郎 | 木郷松春 |
| | 犬塚卯作 | 生田九穂 |
| | 野呂鐵彌 | 矢島雄一 |
| | 間庭信一 | 神戶公雄 |
| | 島崎拾吉 | 臨時組織局中部部長 |
| | 臨時組織局次長兼九州部長 | 島崎拾吉 |

| | |
|---------------|-------|
| 中信聯合支部長 | 田中耕 |
| 群馬縣第一區聯合支部長 | 高橋秀郎 |
| 群馬縣第二區聯合支部長 | 野邊豊治 |
| 北海道第一區聯合支部長 | 永野全四郎 |
| 長崎縣第一區聯合支部長 | 犬塚卯作 |
| 福島縣第三區聯合支部長 | 齋藤信 |
| 青森縣第二區聯合支部長 | 佐藤信 |
| 秋田縣第一區聯合支部長 | 金作之助 |
| 北海道第三區聯合支部理事長 | 有馬勇 |
| 江東聯合支部長 | 野々村寛止 |
| 東京府第六區聯合支部長 | 三浦惣太郎 |
| 東信聯合支部長 | 加藤喜孝 |
| 大分縣第一區聯合支部長 | 佐藤清八 |
| 東京府第一區聯合支部長 | 平澤兵之助 |
| 福岡縣第二區聯合支部長 | 間庭信一 |
| 長崎縣第二區聯合支部理事長 | 立石岩市 |

宮城縣第一區聯合支部長 菊地清太郎
 静岡縣第三區聯合支部長 磯部菊一郎
 臨時組織局北海道部長 永野全四郎
 同 近畿東海部長 伊藤茂雄
 同 四國中國部長 栗山吉清
 別記(二)
 今般貴衆兩院へ左の請願書提出致し候については御参考までに
 貴院に供し申候
 立憲發正會總裁 田中澤二
 請願(貴衆兩院議長宛)
 皇室經費現在の定額一ヶ年四百五十萬圓を壹千萬圓に増額する
 の件

七、日本農民聯盟の結成

(一) 結成の経緯 長野縣所在農村更生聯盟所屬代議士小山亮及信州郷軍同志會所屬代議士中原謹司の兩名は、電力國家管理案及農地法案の委員となれる關係等より議會に於ける自己の行動を有利ならしめんとの意圖の下に、農民運動諸團體を統一して側面的に支持せしむべく其の第一歩として、多少の面識ある農民運動諸團體を招聘し各方面の意向を徴する爲一月十六日長野市圖書館會議室に於て農村問題協議會を開催する旨の招聘狀を發送する所ありたり。

然るに時偶々農村問題は各方面に重要視せられつゝありたる爲め、右招聘に應じて別記(一)の如く東京、山形、新潟、長野、静岡、栃木、愛知、岐阜、茨城等の各府縣より參會者を得、不測も共同闘争機關として聯合團體の結成を要望するに至りた

國家(農本)主義運動の狀況

請願の理由
 謹而按ずるに、皇室經費現在の定額四百五十萬圓は明治四十三年度に於て從來の三百萬圓を右定額に増額したるものにして、爾來昇霜を閱すること二十八年、其間物價は騰貴し國庫の歳入歳出は約十倍の膨脹となりたるにも拘はらず右皇室費のみは何等の増額を見ず、まことに恐懼にたへざるどころ也。近來、皇室の御經費益々多端にわたらせ給ふことは國民の齊しく拜察し奉れるところ、茲に止み難き國民至誠の聲として本請願を呈する所以也。宜しく衆議院(貴族院)一致の御決議を以つて本請願を採擇せられ共實現方御取計ひ相成度右謹而請願仕候。
 昭和十三年一月二十二日
 東京府北多摩郡神代村金子向登二、一三三番地
 立憲發正會總裁 田中澤二

るを以て、席上出席者を委員として日本農民聯盟を結成するに至りたり。

(二) 結成の狀況

當日は小山亮外三十七名出席の下に午前十時五十分開會し、代議士中原謹司議長となり、次で農村更生聯盟鹽川清兵衛より「戰時下に在り乍ら意見區々に分れて政府に指導力なし、主義を同じうする吾々は一致團結して政府の指導力ともなる意味に於て出席各團體を以て聯盟を結成し度し」と提案したるに對し、秋山亮(新潟)外二、三名より賛成演説あり、依て議長は之を採擇して稻村隆一外十三名を委員に選任し、委員は別室に於て別記(二)規約案起草したる後之を審議可決して本聯盟を結成し、引續き議事を續行して佐藤吉熊(東京)關山茂太郎(山形)の兩名より農地法第十條修正に就き、又佐藤三郎(愛知)より官僚獨善是正に就き小山代議士等の議會に於ける活動を要望したるが、濱史郎(茨城)より「議會の機能は五・五事件以來去勢せられ居るを以て宜しく閣議に向つて百姓の決意を要望すべきなり」との意見ありて大勢は之に賛成し、續いて濱勇治(長野)より緊急動議として別記(三)の如き決議案を提案し住徳藏の賛成演説ありたる後滿場一致之を可決し、更に別記(四)聲明書の發表及之を關係各省へ提出すべく決定し午後四時五十分平穩裡に散會したり。

(三) 其の後の運動狀況

本聯盟は其の後前級協議會の決議に基き關係各省大臣宛決議案を提出すると共に、各々其の所屬團體に報告して聯盟結成の趣旨を傳達し、更に信書其の他に依り廣く同志の結果を策しつゝある模様なるが、目下の處表面格別の變化を見ざるも今後の動向は相當注意の要ありと認めらる。

別記(一)

栃木縣革新同盟 岩田 深
山形縣農民同盟 關山 茂太郎
農制研究會(静岡) 堤 不二雄
農村更生聯盟代議士 小山 亮

縣議 鹽川 清兵衛
外九名
堤平農場(五・五海軍關係者) 濱 勇治
吉川 富士秋
伊藤 三善

飛騨黨業同志會 住 德 藏
城南農民同志會(愛知) 佐 藤 三 郎
信州郷軍同志會 後備砲兵大佐 青 柳 準 之 助
代議士 中 原 謹 司
縣議 市 原 瀨 繁
外二名

日本農民協會 縣議 和 合 恒 男
(權藤成郷方に居住したるもの)
愛郷會(茨城) 山 田 薫
濱 史 郎
山 田 史 郎
生産黨農村對策委員會 松 本 政 興
新潟縣農民組合 稻 村 隆 一
秋 山 亮
外二名

信州時局協議會 矢ヶ崎 靜 馬
東京府農民組合聯合會 佐 藤 吉 熊
諏訪農民團 縣議 黒 田 新 一 郎
産青縣理事長(長野、但傍聴) 中 島 袈 裝 重
別記(二) 規 約
第一條 本聯盟は日本農民聯盟と稱す。
第二條 本聯盟は國民主義農民團體の橫斷的連繫に依り農政の革

八、舉國一黨運動の狀況

(一) 概 説 支那事變の擴大と深化に伴ひ、客年十二月初旬以來政界の一部革新分子間に於て「眞に國內相剋の禍根を

變除し時艱克服に邁進せんが爲には、對立的既成政黨を先づ解消し天皇政治の本義に立脚して舉國一黨の實を擧ぐべし」と

新を圖ると共に國民的強力國家の建設を以て目的とす。

第三條 本聯盟の事務所は東京に置く。

第四條 前項の目的に參する各種農民團體を以て組織す。

第五條 各團體より若干名の委員を選出し委員會を組織す。

第六條 本聯盟の經費は加盟團體の負擔金及特殊寄附金を以て支辨す。

別記(三) 決 議

一、帝國政府は速かに宣戰の布告を奏請し内戰時國民總動員體制を樹立し外日支衝突の再現を根絶する東亞永遠の對策を決定せんことを要望す。

一、我等は決死國難に殉ずるの覺悟を以て誓つて銃後農村の安泰を期す。

別記(四) 聲 明

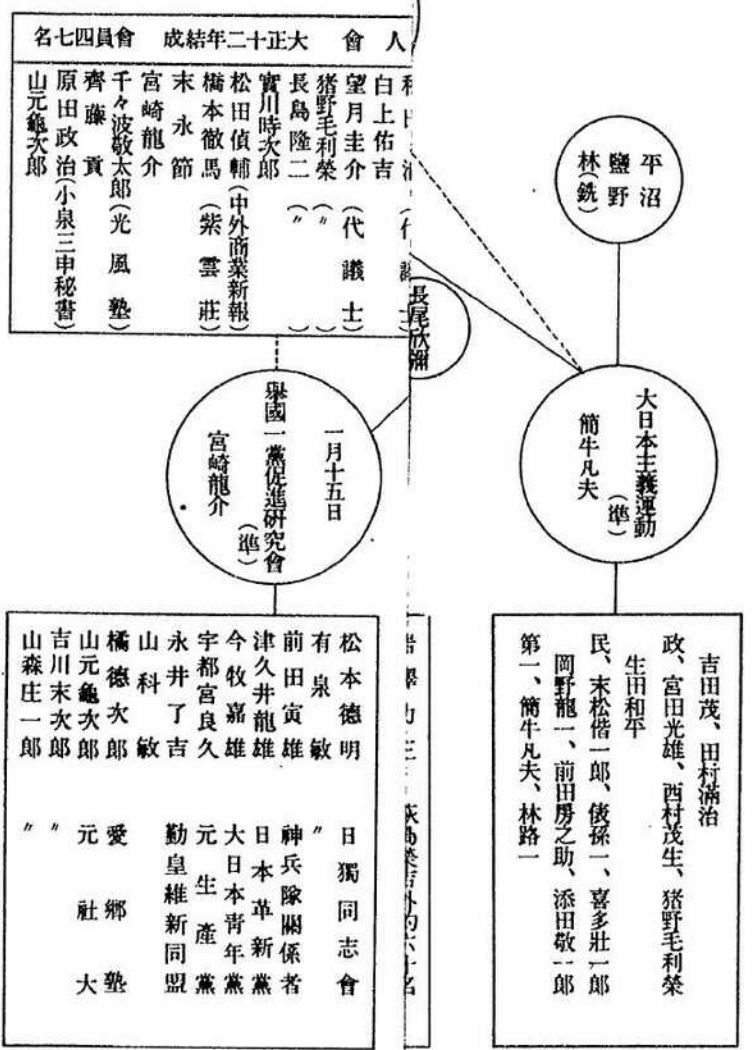
戰時第二年を迎へ國際時局愈々急迫を加ふる時吾等は内に國內革新政策を斷行し外に今次事變を通じて日支紛争の徹底的解決を期すべく茲に國民主義勤勞農民團結の大同團結を計り農業生産力を擴充し以て長期戰に對應せんとす吾等と主義を等しくし愛を共にする全國同志聯起參加聲援せられんことを求む。

一月十六日
日本農民聯盟
結成協議會

國家(農本)主義運動の狀況

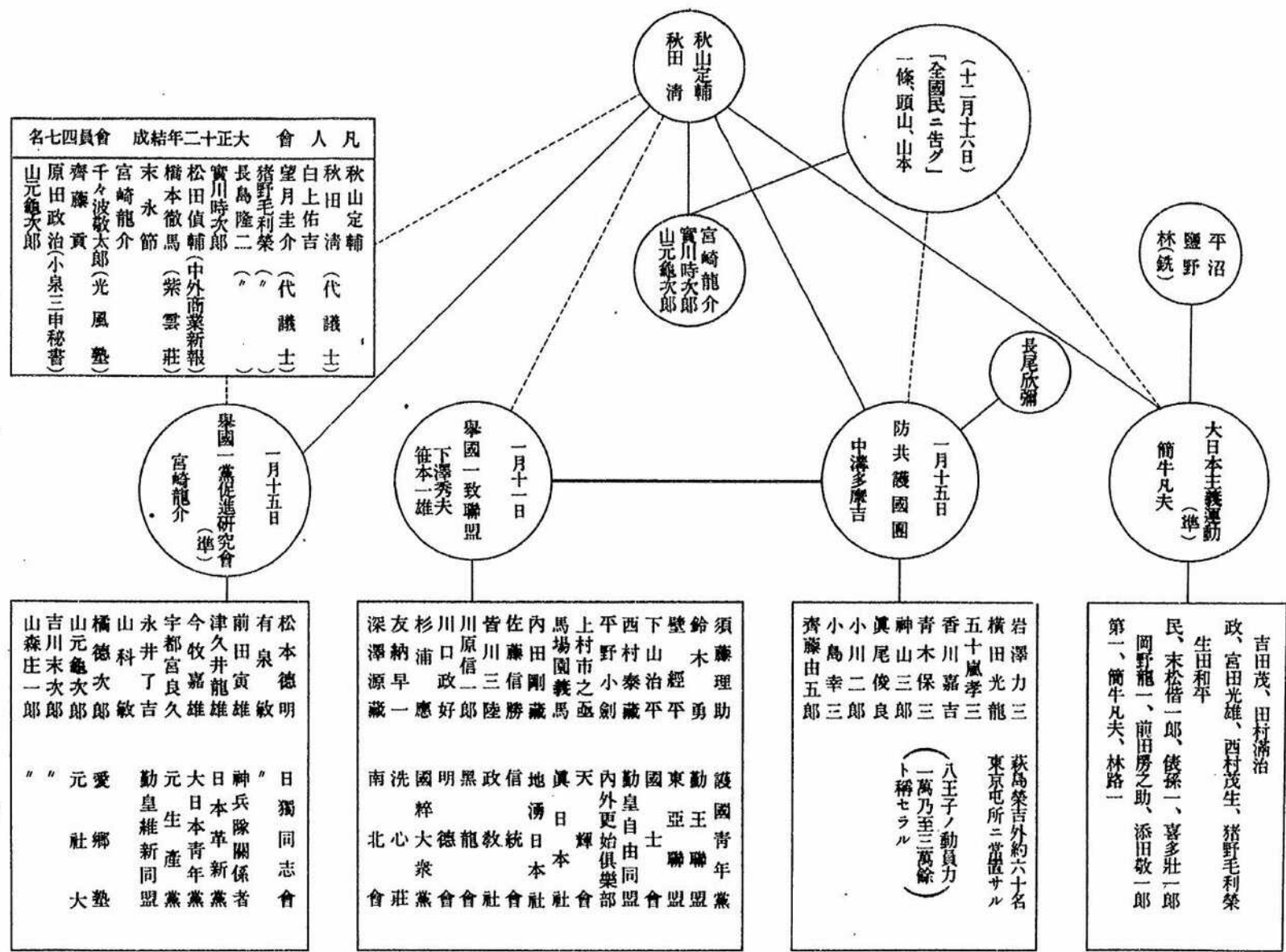
の主張はれつゝありたるが、秋山定輔、秋田清、宮崎龍介、實川時次郎、山元龜次郎等は十二月八日頃より、頭山滿、一條實孝、山本英輔、有馬良橋、末次信正、本庄繁、徳富蘇峰、緒方竹虎等を歴訪して賛成を求めたる結果、十二月十六日都下各新聞紙上に、一條、頭山、山本の連名を以て「全國民に告ぐ」(昭和十二年十二月々報資料欄参照)と題し「各政黨を打つて一丸とする強力政黨組織翹望」の聲明書を發表したる爲、茲に政黨解消問題は急激に表面化し、國民大衆は素より、支那事變に關する限り舉國一致に即應し國內對立を回避し來りたるやに認められたる各政黨にも相當の反響を與へたる模様あり、就中革新團體一部有志にありては、提唱者の著名にして且つ畏敬する先輩なると、平素自ら抱懐する主張の遺憾なく表明せられたるに自信を深め、其の運動方法を畫策しつゝありたるが、此の情勢を觀取したる舊大同聯盟主幹中溝多摩吉は「秋山定輔、松岡洋右、秋田清等の側面的援助指導あり且つ政民兩黨内にも相當多數の共鳴者あり」と誇稱し、曾ての盟友國聯下澤秀夫、平野小劍、皆川三陸等と相謀り、同人等をして本年一月「舉國一致聯盟」を組織せしむると共に自らも又輩下多數を率ひて「防共護國團」を結成し、議會開會の好機を捉へ、「國內相剋排除、一國一黨」をスローガンとして政黨解消運動に依り一國一黨の機運を促進し、舉國一致現内閣を支持して其の對支國策遂行の外廓的支柱たらしめんとして實踐運動を展開するに至れり。而して之と併行して宮崎龍介一派の「舉國一黨促進研究會」或は簡牛凡夫等の「大日本主義運動」も夫々別個に結成を畫策せられつゝあるも、其の後解黨運動の全貌が漸次判明するに従ひ、所謂三長老の提唱なるものは策士の暗躍に基く他動的のものにして、其の運動の底流には多分の政治的臭味と不純性あることが明かとなりたる爲、當然此の運動に参加すべき愛國團體方面にありては全く批判的態度を以て靜觀しつゝある狀況なり。蓋し本運動の前途は極めて錯雜多岐にして遽かに之を逆睹し得ざるも、之等諸情勢を一覽するに凡そ次表の如し。

革新的舉國一黨運動要覽



裏面白紙

革新的舉國一黨運動要覽



(二) 各團體の組織並運動狀況

(1) 舉國一致聯盟、下澤秀夫、皆川三陸、金子力三等國體擁護聯合會の一部有志は舊臘以來舊知の中溝多摩吉と聯絡し「現下内外の客觀情勢は未曾有の難局に直面し眞に舉國一致國難打開に邁進すべき時期なるにも不拘、既成諸政黨は今尙昔日の夢醒めず國內の對立抗争を續け居るが如きは國家統一上障害あり、速かに之を解消して一國一黨の形に於て天皇御親政を翼賛し奉るべき議會制度の確立こそ刻下の急務なり」と爲し、一月十一日「舉國一致各派同志聯合會」を結成し、後之を「舉國一致聯盟」と改稱、事務所を芝區内烏森ビルに設け別記(一)の如き運動方針大綱の下に一月十一日より永井遜相、中島鐵相を初め、政民兩黨幹部(町田忠治、富田幸次郎、前田米藏、小泉又次郎、櫻内幸雄、山崎達之輔、依孫一)等を訪問して本運動の趣旨に付賛否を糺し言質を得ると共に、政黨解消の緊要事なるを力説解黨を勸告しつゝあり、更に一月十六日埼玉縣を皮切りに栃木、群馬、千葉、茨城各縣下に於て「政黨解消要求演説會」を開催する外、ポスター、立看板多數を東京市内各所に掲出する等積極的運動を展開しつゝあり。中心人物左の如し。

- | | | |
|-----------------|-----------------------|---------------------|
| 信 統 會 佐 藤 信 勝 | 政 教 社 皆 川 三 陸 | 護 國 青 年 黨 須 藤 理 助 |
| 勤 王 聯 盟 壁 經 平 | 國 士 會 下 山 治 平 | 勤 王 自 由 同 盟 西 村 泰 藏 |
| 天 輝 會 上 村 市 之 丞 | 眞 日 本 社 馬 場 園 義 馬 | 地 湧 日 本 社 内 田 剛 藏 |
| 黒 龍 會 川 原 信 一 郎 | 内 外 更 始 俱 樂 部 平 野 小 劍 | 國 粹 大 衆 黨 杉 浦 應 |
| 洗 心 莊 友 納 早 一 | 明 德 會 川 口 政 好 | 南 北 會 深 澤 源 造 |

別記(一) 運動方針大綱

(イ) 訪問隊組織

(A) 第一期、議會中に各政黨首領、幹部を初め可及的多數の

(B) 第二期、地方遊説と相俟ち地方に分散せる議員を訪問趣

衆議院議員を訪問して政黨解消の勸告を行ふ。社大黨に對しては解黨の要求と全議員の辭職を勸告すること。

國家(農本)主義運動の狀況

國家(農本)主義運動の狀況

旨徹底に努むること。

(ロ) 地方遊説

政黨の地盤とする地方に於て大衆啓蒙と輿論喚起のため東京に於て一〇五回、各地方に於て一一五回の演説會を開催す

六〇

ることに決定、遊説場所、運動要目、遊説組織を發表す。

(ハ) 文書による宣傳

各種ポスター、ビラ、立看板を作成各地に頒布掲出し更に新聞紙を利用すること。

(2) 防共護國團

元大同聯盟主幹中溝多摩吉(數年前府中競馬場事件に連座服役中の處昨年十一月三日假出所)は一條實孝等提唱の所謂「舉國一黨即時結成」に關する聲明發表に呼應して「該聲明の趣旨實現の第一階梯として政黨解消運動を行ひて輿論を喚起する必要あり」と爲し、三多摩地方の政、民院外團及青年多數を糾合し一月十五日八王子市第一小學校に於て林銑十郎大將の臨席を得たる上「防共護國團」を結成し、別記(一)の如き宣言、決議、規定等を發表せるが、其の後赤坂區内檢町二に東京屯所を設置して別途「舉國一致聯盟」の運動方針を援用し、一月二十五日頃より訪問隊數班を編成して各代議士に對する訪問運動、街頭宣傳其他立看板、印刷物等により活潑なる運動を續けつゝあり。

別記(一) 宣言

忠烈なる皇軍將士の奮闘により蔣政權の牙城南京は陥落し、新なる民國臨時政府は既に北支の一角に樹立され、日支事變は茲に一段落を告ぐるの感あり。

然りと雖も内外の情勢は眞の戰は寧ろ是より漸く酷ならんとするものあるを想ひ、日東帝國の國民たるもの深き覺悟を要するの秋に際會せり。即ち蔣政權及其の一派の混亂は「コミンテルン」を以て機乘すべしとなすの情態にあり、東亞赤化の魔手は倍々之れを逼ふるに至るや必せり。他而英國は東亞進出の野望阻止せらるゝを憾み米國其他を誘發し經濟戰略を以て我を陥辱せんとし

て頻りに策動す。
皇國の現状眞に一大難關に直面せりと謂ふべし。此の秋に方り世上要路の徒未だ覺めず區々私慾の爲に對立して相闘く迷妄何ぞ甚しき、我等の蹶起する能はざる所以即ち茲に存す。
惟ふに今日の事態に何人たるを問はず苟も皇國臣民たるもの一切の私心を離脱し、建國の大本に還元し以て至尊陛下に歸一し奉るの時に初めて天業恢弘昭和大維新に達せらるべし。
由來武藏多摩の地革新の正氣に充つ、明治維新の志に護國の鬼と成つて魂を此處に留む我等後生豈生し國難を默視せんや、憂憤凝つて意に防共護國團と成る。冀くば滿天下の同志翕然來り投せ

よ。

敢て宣す。

昭和十三年一月十五日

防共護國團

定

一、本團を防共護國團と稱す

一、本團々員は陛下の御爲皇國の爲には何時たりとも生命を捧ぐべし

一、本團々員は統制命令を遵守し一意奉公の誠を盡し政戦以外民衆との一切の接觸を禁ず

右條々死を以て守るべき事

昭和十三年一月十五日

防共護國團

決議

一、我等は一死以て舉國一體天業翼贊の爲に邁進すべし

一、我等は日本精神の本質に則り眞の天皇御親政に歸一せしむべし

一、我等は人類の公敵たる赤化思想と「コミンテルン」の滅滅を期すべし

右決議す

昭和十三年一月十五日

防共護國團

檄

全三多摩國の士よ來れ!

來つて速に防共護國團に加盟せよ

北支、上海に於ける吾が忠勇なる將兵が何等意見の對立なく東洋永遠の平和と大君の御爲に戰ひつゝあるの秋、吾人は斷して

國家(農本)主義運動の狀況

統後國內に於ける意見の對立を許す可からず。特に政友、民政としての對立を許す可からず、國家危急の秋斷乎兩黨打て一丸となり、邦家萬年の策に努力す可しとは、吾人三多摩志士の主張なり。此の主張に基き傳統二千五百年勇武天下に冠絶する光榮ある歴史を有する武藏原頭の健兒よ起て、起つて東洋平和永遠の確立の爲に中央政界に於て政民二大政黨の併合を斷行し、舉國一致、億兆一心、上は一天萬乘の大君の御宸襟を安んじ奉り、下は萬民の大同團結を遂げしめずんば生きて郷關を踏まじと盟ひし黨員壹千人は已に帝都に陣を布き是れが聖戰を開始しつゝあり。

嗚呼三多摩の政治青年諸君! 貳千五百有餘年の歴史を續き吾等の祖先が如何に勇武に如何に雄々しく各時代各時代の日本政治に寄與したるかを回顧奮つて此の聖戰に参加して武藏傳統の鮮血を汚さざる様努力せよ。

骸子は已に投せられたり馬は已にルビルコンの河に入る。吾人は斷じて勝たざる可からず、馬を越へ人を越ゆるの武藏武士の本領を發揮し、最後の榮冠を目ざし邦家の爲め一天萬乘の大君の爲に決然誠忠赤心を致せよ全三多摩民衆の魂の一致するとき全日本魂は一致せん。茲に始めて天業恢弘、昭和維新は達成せられんを!

蹶起せよ武州男兒! 來つて速に吾が防共護國團に加盟せよ。

昭和十三年一月

防共護國團本部

(8) 舉國一黨促成促進研究會 東亞經學會宮崎龍介は本年一月中旬頃より独自の立場に於て「君民一體の本義を闡明し時代の理性に合致する經綸を研鑽して舉國一黨の實現に資する」文化團體として標記研究會の組織を企て、既に一月十五日銀座末廣に於て

- 宮崎 龍介 宇都宮良久 山科 敏 今牧 嘉雄 永井了吉
- 前田 虎雄 松本 徳明 津久井龍雄 有泉 敏 橘 徳次郎

等の同志會合して左の如き趣旨、目的を發表したるが其の後著々組織準備中にあるものゝ如く認めらる。

左記 趣旨

憶ふに今次支那事變は東洋に新世紀を起せしむる歴史的變動の一環である。皇軍の行動は支那より唯物的、自由主義的文化一切を打倒し、眞正なる道義的國家體制に至らしむべき聖戰であると同時にそれは直に日本内部の國體顯現たる新國家體制實現を必至ならしめる。

この皇軍の精神を實體化する戦後の經綸は、支那事變解決の大眼目である。然るにこれに對して日本内部の體制が果して脈々と相貫通し居るや否や。而もこれを指導すべきものが此の相關性を悟得せず、依然現狀維持を目指して局面を糊塗するが如きことあらば正に皇軍聖戰の意義を滅却し、不測の變は却つて純忠至誠の人士によつて起されるに至るは必定である。従つてこの時局の艱難を克服するには舊來のあらゆる環境より脱却して國家本位に還元し嶄然比較を絶した新國家體制の興起を速かならしめ、眞に時代の理性に合致する國民大衆の指針を明示し、汎く國家生命力を

聖業翼贊の一途に歸せしむることが急務である。

この理義を體して舉國一體の政治體制化を提唱するもの漸く多きを加へ混沌たる政局に一道の光明を與へつゝあるは吾人の欣快とするところである。

雖然單に抽象的な主張を掲げ或はその成否を危懼して徒に推移を看過するが如きは歴史的大方向を誤らしむるのみである。吾人は進んで澎湃として勃興せる革新意識を利導し、國民大衆の欲求的確に把握して一國一家の政治體制化に協力し國體の本義に則る眞平の理想政治を開拓しつゝ國民をして政治奉公の本分に到達せしめなければならぬのである。

現下の政情は複雑多岐を極め、舉國一黨の結成は容易たる業にあらざるも、時運の變轉は迅速且つ微妙にして一刻の猶豫をも許さぬのである。吾人は深く思ひをこゝに致し、健全なる舉國一黨の實現を促進する爲敢て同憂の士を糾合し、民論指導の中核推進力として知識分子の本務を果さんと欲するものである。

元より本會は政治結社にあらず純然たる文化團體に止まることは言を俟たざるところである。

二、目的

本會の目的は君民一體の本義を闡明し時代の理性に合致する經綸を研鑽して、舉國一黨の實現に資するにある。即ち醇乎たる日本精神を如實に具現する舉國一黨の方則並に内外の國策を研究し、本運動を通じて現段階に於ける既存諸政黨の動向を批判し、現實の政治勢力に正しき影響を與へつゝ眞の舉國一黨の生起に向つて國民大衆の力を盛り上げるに必要なる一切の方法を考究する

ための知能動員である。従つて舉國一黨の結成運動の一環として、本會に於ける討議研究の成果を實踐することを以て終局の目標となすものである。

三、内容

一、我憲法政治に於ける政黨の意義を闡明し既存政治勢力を圍繞する一切の社會悪を指摘しこれを廣く國民に徹底せしむると共に舉國一黨組織の本義を顯揚しこれに對應すべき内外國策の研究調査

一、右の目的を達するため講演出版その他必要なる事業の遂行

九、電力國家管理案に對する國家主義團體の動靜

(一) 一般狀況 會て所謂頼母木案が議會に提出せられたるとき政黨、財閥特に電力業者より猛烈なる反對を受けたるが、廣田内閣の辭職及審議未了に終りたる等の爲、本問題に關する表面的論議は政變其の他續發せる政治的諸問題の爲一時影を没したる形となりたり。當時本案に對し國家主義團體にも亦賛否兩論ありしが如きも、前敘重大なる政治異變に關心を奪はれて表顯行動なかりしものなる處、其の後林内閣は本法案を議會に提出せず、今第七十三議會に提出せられたる爲再び具體的な批判論議行はるゝに至れり。

今議會に提出せられたる法案に對する國家主義團體の態度を表明せるもの(日本革新黨、瑞穂俱樂部、愛國農民團體協議會、日本農民聯盟、又新俱樂部、大日本青年黨)にありては概ね政府案を支持し居れるも、「本法案は所謂革新の第一歩たる意味に於て支持するものにして法案の内容に全幅的賛成を爲すものに非ず」とするの態度にあり、而も本法案の通過が今後の新政策遂行を卜すべき重大なるキーポイントを爲すてふ觀點より注視しつゝあるものゝ如し。

既に之等各團體は聲明、指令を發して各分營の活動を促す一面、政府鞭撻、政黨、業者等に對する反省運動を開始しつゝあるが、又一面救國青年同盟及愛國青年聯盟員服部豊、中央青年俱樂部神保幸三郎は「本案の基調とする思想は國家社會主義である」ことを理由として絶對反對の態度を表明し居り、國粹大衆黨は機關紙國防新年號紙上に「本案には不備尠陥あるもの」として「亡國的電力案を擊破せよ」との批判論文と共に、宇治電社長林安繁の執筆に係る「確固たる成案なき管理案反對の所感」を掲載するの態度を持ち、又生産黨、純協、其の他有力團體にして未だ何等の態度を明示せざるもの等もあり、大勢は政府支持の方向にありと云ひ得べきを以て、今後議會の情勢等によりては相當積極的運動展開せらるゝものと思料せらる。

(二) 各團體の動靜

(1) 日本革新黨 黨本部にありては一月十五日總務會を開催し、電力國家管理案に關し協議の結果「政府案支持」に關する黨の態度を決定する所ありたるが、同二十二日「政府案は極めて微溫的、不徹底的且つ時代錯誤の管理案たるを免れざるも、國家管理への一歩前進を圖らんとする革新法案なるが故に敢て本案を支持する」旨の聲明を爲し、之を貴、衆兩院議員、軍部當局、各新聞社及全國支部等宛發送し、次で同月二十六日「電力問題に關する件」と題し各支部宛に付方を指令すると共に「電力管理に反對する非國民を葬れ」とのスローガンの下に言論文書戦を展開し、或は「本法案支持を要望」する旨を當該地方選出代議士宛打電方を指令する等のことありたり。

(2) 時局協議會 時協本部に於ては電力國家管理法案に對する態度決定の爲、之が研究會を開催すべく一月十二日各方面に案内狀を發すると共に、翌十三日の定例懇談會に於ては前日開催せる「人民戦線打倒實行委員會」の報告に基き本問題に對

し「政府案は多少の不備ありて全幅的には支持することを得ざるも、イデオロギーの點に於ては革新的意義を有し、一方經濟界人の反對は非常時局に際し國內に相剋對立あるが如き疑を起さしめ、對外的にも惡影響を及ぼす虞あるを以て之を糺弾して政府案の議會通過に努力すること」に態度を決定する所あり、爾來右方針により「人民戦線打倒實行委員會」及「國際労働會議脱退期成同盟」とも連繫して運動を展開しつゝ在りたるが、前記案内狀に基く「電力國家管理案並國際労働會議脱退問題に關する懇談會」を井田盤楠、有地藤三郎(貴族院)江藤源九郎、小池四郎、大石大(衆議院)小林順一郎、永井了吉、前田虎雄、永島文雄(時協)中澤辨次郎、今村等、阿部巳與牛(愛同)赤尾敏(建國會)白井爲雄、田尻準人(生産黨)寺田稻次郎(國聯)久留弘三、津久井龍雄(革新黨)等以下二十一名出席の下に麴町區寶亭に於て開催し、小池四郎より前記時協の方針と略同様の説明をしたる後、意見交換を爲したるが、大石大は法案研究未了を名として態度を曖昧にし、寺田稻次郎は國家管理絶對反對を稱へて他の出席者より痛烈に反駁せらるゝ等のことあり、結局に於て「議會通過」を目標として進むこととして、之が具體案は前田の意見を容れ「愛國陣營の電力委員會を作り委員の詮衡、委員日時等は時協に一任すること」に決定したり。而して其の後一月二十五日に至り「電力法案通過期成同盟」には更に貴衆兩院議員をも加入せしむることに決し、更に同月二十九日の有志委員會に於て本運動の主體を「電力國家管理期成國民同盟」と決定すると共に、之が運動の實行方法として (イ) 關係團體共同して本運動を行ふ外、之と併行して各團體別に於ても運動を展開して所期の目的達成に努力すること (ロ) 聲明書、要望書を發すること及演說會を開催すること (ハ) 街頭に進出して電力案賛成の署名を求むること等を決定し、爾來右同盟を中心として活動しつゝあり。

(8) 大日本青年黨 一月以來黨機關紙に於て「本案は僞購的にして全幅的には支持出來ざるも革新の第一歩なり」とする論

國家(農本)主義運動の狀況

調を掲げつゝありたるが、一月二十三日の達示に於て本法案には觸れざるも戦時經濟體制としての計畫經濟體制の要ありと表明し、次で本案に對する既成政黨及電氣事業者方面の反對運動激化するや、一月下旬幹部會を開催して協議したる結果、時協と合流して本案を支持することに態度を決定したり。

(4) 愛國勞働農民同志會 本會に於ては政府の電力國家管理案に對し「全副的支持にはあらざるも資本家側の反對を排し一應之を通過せしむるの必要あり」となし「電力國策遂行運動に關する提唱」と題する運動方針草案を決定したるが、一月二十六日新宿寶亭に於て政治委員會を開催して政府案絕對支持の方針を決定し、之が議會通過促進の具體的運動として (イ) 愛同内に「電力問題委員會」を設置すること (ロ) 所屬各團體の運動を懲進すると共に友誼團體に共同闘争を提唱すること (ハ) 各所屬團體に政府案支持の立看板を立てること (ニ) 政府案反對兩院議員の氏名を調査すること (ホ) 輿論喚起の爲全國に演説會、國民大會等を開催しパンフレットを發行すること等を行ふことに決定し、次で一月二十八日の委員會に於て實行策を協議の結果、不取敢號外一萬枚、傳單一萬枚を頒布し、立看板は三百個を作製して内一百個を東京市内各所に掲出し、二百個を地方に郵送したり。

(5) 其の他の團體

| 府縣別 | 團體名 | 運動狀況 |
|-----|-------|---|
| 東 | 瑞穂俱樂部 | 一月十四日の定例理事會に於て「電力國家管理は現下の如き非常時局に於ては極めて重要な問題なるに不拘今日迄在再實現し得ざるは、財閥並利權屋等に禍されたるものなるに付、之等を排除して政府を擁護實現の促進に努力すべきこと」を中合す所ありたり。 |
| | 又新俱樂部 | 十二月二十四日「激、實國的電力業者の陰謀を嚴重監視せよ」と題する印刷物を作成し各方面に送付したり。 |

| 府縣別 | 團體名 | 運動狀況 |
|-----|-----------|--|
| 京 | 建國會 | 本會は最初沈黙の態度を持し居りたるが本案賛否の論議が旺んるや「不徹底なるも半歩の前進なり」として一月二十六日「戦時體制強化の爲全國民は電力國家管理案を支持せよ」と標記したるポスター三〇〇枚及立看板一〇〇本を作製して東京市内各所に貼付出すべく準備し居り。 |
| | 中央青年俱樂部 | 本俱樂部は一月二十八日電力國家管理案を支持すべしとの決議を爲すと共に聲明書を作成し友誼團體方面に郵送したるが右聲明書中直接行動を示唆するの嫌ありて同日附發禁處分に附せられたり。 |
| | 救國青年同盟 | 一月二十二日「電力國家管理案に關し政府、財界並代議士諸公に與ふ」と題し「電力國家管理案は社會主義的妄想」なる旨の聲明書を發表す。 |
| | 愛國青年聯盟 | 愛國青年聯盟本部は三月二十日「防共協定の精神を貫徹し團體明徹に反する國家社會主義的電力國家管理案を強持せんとする永井連相の引責辭職を要求す」と題するパンフレットを發行し次で一月二十五日愛國團體各派有志の名に於て「本案は所有權を侵害するのみならず反日本の思想を背景とするもの」との聲明書を發行して發禁處分に附せられたり。 |
| 大 | 愛國農民團體協議會 | 一月十五日大阪に於て開催したる連絡會議に於て「革新の第一歩として本案に賛成」することに意見の一致を見たり。 |
| 阪 | 國粹大衆黨 | 本黨は本法案に不備缺陷ありとして機關紙國防新報紙上に「亡國的電力案を擧破せよ」と批判し併せて宇治電社社長林安繁の「諸國たる成案なき管理案反對の所感」と題する記事掲載し更に一月二十六、七日の兩日に互りて笹川春二經營の今日新聞紙上に本案を論難攻撃するの記事を掲載せしめて發禁處分に附せらるゝ等電力會社關係方面と默契裡に本案反對の運動を試みつつあり。 |
| 長野 | 日本農民聯盟 | 一月十六日長野市に於て農民運動協議會を開催し「本案は革新策として支持すること」に見一致を見たり。 |

一〇、支那事變に對する國家主義團體の動靜

| 府縣別 | 團體名 | 運動概況 |
|-----|------|---|
| 北海道 | 皇民團體 | 一、曩に渡支皇軍慰問に出發せるが、歸來後一月三日帯廣市内蓮承寺に於て皇軍慰問報告座談會を開催せり。 |
| | 皇民黨 | 一、主幹四宮六郎は在支皇軍慰問の爲と稱し一月九日東京驛を出發せり。 |

國家(農本)主義運動の狀況

國家(農本)主義運動の狀況

| 東 | | 京 | |
|-----------|--|-----------|---|
| 建國會 | 一月三十日荒川區三河島町の本部道場にて日曜講演會を開催し、近藤榮藏より支那事變に關する講演ありたり(聴衆三五名) | 元神武周明會 | 一月二十六日事務所に於て顧問一條實孝外三十一名出席國威發揚、武運長久祈願祭を執行せり。 |
| 關東國粹會本部 | 一月二十日比谷公會堂に於て戦傷病兵慰問演藝大會を開催せるが、更に一月二十七日(赤十字病院)二十九日(東京第一陸軍病院)三十日(陸軍々醫學校)三十一日(陸軍瀧谷分院)慰問演藝會を開催せり。 | 無名閣 | 一月二十六日事務所に於て顧問一條實孝外三十一名出席國威發揚、武運長久祈願祭を執行せり。 |
| 興亞同志會 | 一月十六日淺草公會堂に於て露支撃滅演説會を開催せり(聴衆一、〇〇〇名)一月三十日芝公會堂に於て寄田則隆、本多義堂外四名を招き難局打開演説會を開催せり(聴衆約八〇名) | 大日本護國會 | 一月十六日事務所に於て顧問一條實孝外三十一名出席國威發揚、武運長久祈願祭を執行せり。 |
| 學生國防研究會聯盟 | 一月二十七日九段下軍人會館に於て阮滿洲國大使、伊太利大使代理、滿、獨、伊代表の挨拶、各代表學生挨拶あり、國大國防研究會長大出英代太、陸軍省新聞班林群喜中佐より講演を聴取する等ありて無事散會したり(聴衆二千名) | 青年亞細亞聯盟 | 一月十六日事務所に於て顧問一條實孝外三十一名出席國威發揚、武運長久祈願祭を執行せり。 |
| 中央青年俱樂部 | 一月三日寺内、松井兩司令官並吉田、長谷川兩艦隊司令官其他に宛て出征將兵に對する感謝激勵文を郵送せり。 | 大日本青年黨 | 一月十六日事務所に於て顧問一條實孝外三十一名出席國威發揚、武運長久祈願祭を執行せり。 |
| 報國愛民會 | 一月三日寺内、松井兩司令官並吉田、長谷川兩艦隊司令官其他に宛て出征將兵に對する感謝激勵文を郵送せり。 | 日本道義精神振興會 | 一月十六日事務所に於て顧問一條實孝外三十一名出席國威發揚、武運長久祈願祭を執行せり。 |
| 東三山村武夫會 | 一月二十三日日本青年館に於て蔣政權否認國民大會を開催し、(一)國民政府の徹底的潰波(二)英ソに對する斷乎たる處置(三)第三國の容喙排除の決議を爲し近衛首相に面接提出せり。(聴衆一、五〇〇名) | 大日本義勇軍 | 一月十六日事務所に於て顧問一條實孝外三十一名出席國威發揚、武運長久祈願祭を執行せり。 |

| 京 | | 大 | | 阪 | | 神奈川 | | 兵庫 | | 新 | | 瀧 | | 奈良 | | 山梨 | | 滋賀 | |
|-----------------|---|----------|---|--------|--|-------|--|--------|--|-----|--|-------|--|--------|--|---------|--|--------|--|
| 純正日本主義青年運動全國協議會 | 一月二十四日「政府の重大聲明に對する我等の態度」と題し政府の一月十六日の聲明に對し反對意見を發表せり。 | 京都市地方協議會 | 一月二十四日「政府の重大聲明に對する我等の態度」と題し政府の一月十六日の聲明に對し反對意見を發表せり。 | 大日本義勇軍 | 一月十六日事務所に於て顧問一條實孝外三十一名出席國威發揚、武運長久祈願祭を執行せり。 | 伊丹松雄會 | 一月十六日事務所に於て顧問一條實孝外三十一名出席國威發揚、武運長久祈願祭を執行せり。 | 皇道日本協會 | 一月十六日事務所に於て顧問一條實孝外三十一名出席國威發揚、武運長久祈願祭を執行せり。 | 北溟社 | 一月十六日事務所に於て顧問一條實孝外三十一名出席國威發揚、武運長久祈願祭を執行せり。 | 時局懇話會 | 一月十六日事務所に於て顧問一條實孝外三十一名出席國威發揚、武運長久祈願祭を執行せり。 | 皇國農民同盟 | 一月十六日事務所に於て顧問一條實孝外三十一名出席國威發揚、武運長久祈願祭を執行せり。 | 甲府青年俱樂部 | 一月十六日事務所に於て顧問一條實孝外三十一名出席國威發揚、武運長久祈願祭を執行せり。 | 東方中養達會 | 一月十六日事務所に於て顧問一條實孝外三十一名出席國威發揚、武運長久祈願祭を執行せり。 |

國家(農本)主義運動の狀況

國家(農本)主義運動の狀況

| | | | | | | | | |
|---|---|--|------------------------------------|--------------------------------------|--|---|--------------------------------|--------------------------|
| 福 | 島 | 富 | 山 | 山 | 高 | 福 | 鹿 | 沖 |
| 國防同志會 | 内外更始俱樂部 | 伏木愛國青年同盟 太山幸一 | 東方青木作雄會 | 東方大石大會 | 皇道會 | 創生會田川支部 | 鹿兒島愛國同志會 | 小田榮 |
| 一、客月二十三日國防強化三策として(一)青年學校を義務教育制とすること(二)小學校生徒に兵式教練を體操正科とすること(三)戰時體制下に於て軍民醫療制度を一元化することに關し關係各大臣に建白書を郵送せるが、本月十日其の寫を作成し各廳府縣長官、各市會議長其他に發送せり。 | 一、在京内外更始俱樂部にありては一月七日福島市公會堂(參觀者五百名)九日安達郡三本町第一小學校(參觀者二百名)に於て支那事情ボスター寫眞展覧會を開催せり。 | 一、出征軍人及遺家族に對する精神的慰問方法として年頭の挨拶に代へて「戰時下の新春を迎ふるに際し伏木町出身軍人並遺家族各位の御勞苦に深謝します」と題する慰問文四百通を遺家族を通じ出征軍人宛發送せり。 | 一、皇軍慰問並現地視察の爲と稱し一月一日長崎經由上海に向け出發せり。 | 一、一月三日より三十日迄縣下十一ヶ所に於て皇軍慰問報告講演會を開催せり。 | 一、四王天中將を迎へ一月六日高知市城東中學校に於て時局並皇軍慰問報告講演會を開催せり(聽衆七百名)。 | 一、一月二十二日田川郡添田町に於て國民精神強化講演會を開催せり(聽衆五十名)。 | 一、幹事繁田幸一は皇軍慰問の爲一月十日鹿兒島港發現地向へり。 | 一、ありたる後宣言決議を爲したり(聽衆四百名)。 |

七〇

無産政黨運動の狀況

一、社會大衆黨の動靜

- (一) 第七十三議會對策運動 黨にありては數次に互り議會對策委員會或は中央執行委員會等を開催して第七十三議會對策を協議し、黨の對議會態度及運動方針等を決定し、黨独自の運動を展開しつゝあり。左に其の主なる行動を列記すべし。
- (1) 本月七日本部に於て議會對策委員會を開催し、左記の如く議會に對する黨の態度其他を協議決定せり。
- (イ) 聲明書發表、第七十三議會に對する黨の根本態度に關し別記(一)の如き聲明書を發表せり。
- (ロ) 戰時的議會體制檢討の件、現戰時下に於ける議會制度の運用に付き改革案を提出すること、該案は小委員五名を以て作成せしめることとし、河上丈太郎、片山哲、松永義雄、河野密三、三輪壽壯の五名を小委員に決定せり。
- (ハ) 社會立法に關する件、社會立法に關しては法律案並に改正法律案を提出することとして其の準備を進めることに決定。
- (ニ) 戰時革新政策に關し、客年十一月十五日黨の大會に於て決定せる戰時革新政策を法律案、決議案、建議案として夫々議會に提出し其の實現を期することに決定。
- (2) 本月十九日の中央執行委員會に於て議會對策として左記事項を協議決定せり。
- (イ) 電力國家管理案に對する態度、別記(二)の如く政府提出の原案通過の爲萬全の努力を拂ふことに決定。
- (ロ) 戰時議會の能率的遂行に關し、別記(三)の通り決定し、議會部長河上丈太郎院內幹事片山、三輪、淺沼、川俣の五名を明二十日各黨を訪問して越旨の諒解を求むることに決定。
- (ハ) 一般質問要綱に關し、議會對策委員會草案と労働組合會議及農村部等の意見を總括して質問することに決定(内容未定)。
- (ニ) 政府提出の職業紹介所國營案に對する態度、政府の原案を通過せしむべく努力すること、細目は更に研究の上草案を作成することに決定。
- (ホ) 代議士會に於ける委員長の挨拶、本月二十日の代議士會に於ける安部委員長の挨拶を別記(四)の通り決定。
- 別記(一)
戰時第二年を迎へて再開さるべき第七十三議會は我國將來の政治動向を決定すべき重大なる使命を有するものと信ずる。我が黨は自ら戰場にあつて銃剣をとれる將士の熱情をこめてこの議會に臨み、議會政治積年の因習を革正しつゝ以て銃後の護りを堅うせんとする。我が黨はこゝに議會對策要綱を決定すること左の如

無産政黨運動の狀況

七一

- 一、近衛内閣を中心とする舉國一致の體制を更に強化し内政に間隙あることなからしむること。
- 一、議會を能率的ならしめ専ら革新的建設的言論を尊重すること。
- 一、儀禮的、因習的なる議會慣習を打破し、眞の戦時議會に適はしき氣魄を横溢せしむること。
- 一、戦時社會政策を充實し長期戦争に對應する國民生活の確立のために戦ふこと。
- 一、去る十一月十五日の大會に於て決定される戦時革新政策は法律案、決議案、建議案として議會に提出すること。
- 一、戦時的議會體制を檢討する爲に委員會を設けること。委員は左の通りである。

河上丈太郎 片山 哲 松永義雄 三輪壽壯
河野 密
昭和十三年一月七日
社會大衆黨議會對策委員會

別記(二)

電力國家管理案に對する我黨の態度
社會大衆黨中央執行委員會
電力國家管理法案に對し、吾黨は主要の如き理由に基いて之を支持すると共に、その原案通りの議會通過のために萬全の努力をつくすことをこゝに聲明す。
一、法文の建前に於て豊富且つ低廉なる電力の供給を眼目とする電力國策の根本方針が堅持されて居ること。

- 一、既設水力の除外が應急的便法でありゆく／＼は發送電全體の國家管理に進むべきことが明らかにされてゐること。
- 一、官價的經營の弊に陥らざるよう相當の考慮が拂はれてゐること。
- 一、長期戦に備へねばならぬ現下の情勢に於て革新政策の第一歩ともいふべきこの電力國策の實現は正に第一義の重要性を有すること。
- 一、かゝる革新政策をどし／＼實行してゆくことが國內相剋の根因を絶ち眞に強力なる舉國一致體制を確立する所以なること。

戦時議會の能率的遂行に關する提案
社會大衆黨中央執行委員會

前文

時局は危急を加へ寸刻を争ふ國務の重大は愈々切實なるものがある。依つて我等は政府議會一體となつてこの非常時局を突破せんため下記の提唱をなさんとするものである。要は議事の合理化を計り議會能率を上げ議會をして眞の國策檢討の殿堂たらしめんとする主旨である。政府並に友黨が我等の微意を汲んで戦時議會運行に關する我黨の提唱に賛成せんことを期待する。

◎議會の能率促進に關する申合せ事項
一、戦時議會たるに適はしき能率を上ぐる爲め從來の如き總花式質問戦を自ら抑制し、時務に適切なるものに限定する様各黨の代表質問制を確立すること。

二、苟くも地方的利害に關する質問應答と視得らるゝが如きものは一切自制し、眞に國策的なる論議を展開する様最善の考慮を

(ハ) 連絡委員會には各黨一名の幹事を置き政府と政黨との意思の連絡を計ること

別記(四)

安部委員長挨拶
来る廿二日第七十三議會は愈々再開されることになりました。申すまでもなく今議會は支那事變の戦時下に於ける歴史的なる議會であります。我黨は帝國の方針に準據し、眞に長期戦に對應する國內體制實現の爲に政府を擁護し激勵せんとするのであります。一、我黨は議會が現下の非常時局に自ら覺醒し、議會をして眞に國策檢討の殿堂たらしめんが爲め戦時議會刷新に關する提案を爲し、

- 政府提案の議事中
イ 電力國家管理案 ロ 農地調整法案 ハ 國民健康保健法案 ニ 職業紹介所國營法案の四法案に對しては革新政策遂行の見地より之を積極化するに努め以て其通過を期し、
- 三、銃後政策については我黨既定の方針を生かし之れが萬全を期し、
- 四、その他の法案及議會行動については我黨當面の難局突破の線に添ひ舉黨一致協力せんとするものであります。

特に今議會に於て我黨所屬議員諸君は充分右の趣旨を體し戰場に在る皇軍將士の心を心として本會議は勿論各種委員會に於ても率先、議事に精勵し、眞に戦時議會の任務達成のために努力されんことを望む次第であります。

拂ふべきこと。
三、國務遂行の滯滞を來さざる様審議を合理化し、賛否の意見を明確にし以て時間の空費を避くべきこと。

◎ 戦時議會遂行に關し政府に提唱すべき申合せ事項
戦時議會を能率的に遂行した左記内容を申合せ政府をして實行せしむること。

- 一、總理大臣、軍部大臣、外務大臣は國務多端のため萬一出席不能の場合を生じたる時は代つて責任ある説明をなし得るものを準備し置くべきこと。
- 二、議會開會中各省首脳部は議會に集中し以て政務事務の簡捷を計るべきこと。
- 三、政府と議會との連絡機關を設くべきこと。連絡機關は議長副議長及び各黨代表者を以て構成すること。

- ◎ 閉會中政府と議會との連絡に關する提唱
一、常置委員會を設くること
イ 各省別に設けること
ロ 重要なる問題に對しては自發的に會合を開き政府の説明を求め協力すること
二、連絡委員會を設けること
イ 政府と衆議院との連絡のため政府代表及各黨代表に依つて連絡委員會を設けること
ロ 閉會中の重要なる問題に關する連絡はこの連絡委員會を通じてなすこと。

(二) 中央執行委員會の状況 本月十九日日本部に於て安部磯雄外十七名出席の下に中央執行委員會を開催し、前記議會對策

無産政黨運動の状況

無産政黨運動の状況

事項を協議決定せる外左記事項を議決せり。

(1) 報告事項の主なるもの

(ロ)(イ) 一國一黨問題に付ては党内の影響は皆無の状態である。
新農民運動を確立し、全農と日農同盟との合同を三輪が
斡旋して十二月中旬より話を進め、本月八日黨本部に於て兩
組合の合同委員並に黨より三輪、淺沼、角田の合同委員参加
して合同懇談會を開催せり。尙本月十三日合同問題に關し別
記の如き通達第二號を發送せり。

(2) 議事

肅黨に關する指令及人事の件

(ロ)(イ) 指令は近日中にプリントして各府縣聯へ發送すること。
人事に關しては、

- 一、新潟縣の稻村隆一離黨に付ては三宅正一と懇談する餘地を
残して離黨を承認すること、
- 二、東京市本所區の山森庄一郎は除名するも二三日效力を
保留すること、
- 三、佐藤吉熊に付ては其の處置を淺沼、松永に一任すること、
- 三、岡山縣聯の畠田壽男、重井鹿治、中原健治、辻孝平、森
川寅平、林辨一、横田保男、瀬崎武二、
- 一、秋田縣聯の奥田信吾、徳永岩男、三浦雷太郎、平山忠尚
以上何れも除名(十二月十五日の檢舉)

別記

農村部通達第二號
昭和十三年一月十三日

各府縣聯合會
並各支部御中
全國農民組合合同に關する通達
日本農民組合總同盟
社會大衆黨農村部
部長 角田 藤三郎

一、各位不斷の御健闘を深謝します。就ては今回、全國農民組合
と日本農民組合總同盟とが、在來の小作組合型農民運動を發展
せしめて新なる社會情勢に對應した新なる農民運動の展開のた
めに、兩組合合同の機が到達しました。吾々はこの歴史的劃期
的大事業の完成を全國の同志諸君と共に欣ぶものであります、
それについて全國の同志諸君の積極的御協力を改めて御願ひし
たいのであります。

一、合同は可及的急速に進めなければならぬ。
いふまでもなく時局進展の急テンポなる今日に於ては一日を
ゆるがせにすることはできない、加ふるに一部のものゝ間から
最右翼の農民團體をも含めたる全國農民團體の戦線の統一とい
ふ俗悪なる公式論が出てゐるのである。合同が長引けば彼等に
乘ぜらるゝの危険なきにしも非ずである。故に正しき農民運動
の發展のためにこの首論を擧破しなければならぬのでそのた
めに可及的急速に合同の實現の期すべきである。

一、質的に強化統一を計るために、態度のアイマイなものを誘ふ
必要はない。

今回の合同方針は社會大衆黨を支持しない組合の地方支部や
個々の人々を誘ふべきではないと云ふのが組織方針の基本とな
つてゐるのである。批的に大であるよりも確信あるものゝ質的
結合を固め、左右兩翼の腐蝕作用を防止し、農民運動の正道を
確立するといふところに重點があるのであるから、その意味に
於て合同の急速なる完成のために協力善處して貰ひたいのであ
る。

(三) 綱領改正に對する不平分子の策動

黨の綱領改正に對する黨内外の情勢に關しては前號既載の通りなるが、最近大阪府
聯の一部尖鋭分子中には今次の綱領改正は所謂下からの意志に基くものにあらずして一部幹部の専斷に基くものなりとし、
別記の如き新綱領を排撃し反戰的字句を羅列せる極めて不穩なる激文を黨内各方面に配布せり。

別記 檄

親愛なる社會大衆黨の兄弟連、全日本労働總同盟の仲間連！
俺達の黨俺達の組合は此の間それより新しい綱領と新しい政策
そして新しい運動の基準を決定した。それら俺達労働者俺達無産
大衆の利害とは頭から相反する。それらは全く俺達の最も憎む可
き敵ファッショ反動共の綱領や方針とそっくりそのまゝなのだ。
俺達は一々それに説明を加へるさへ腹立しいものなのだ。俺達は
こんなものには全然反對する。俺達は俺達の黨、俺達の組合に對
して腹底からの不満を抑へることができない。もう一度言ふ。俺
達はこれらの新綱領これらの新方針には絶對反對だ。
俺達の組織は労働者や無産大衆の組織、反動ファッショを叩き
潰す爲の組織だからこそ俺達は黨を支持し組合を支持しそしてそ
れに加入した。社大黨が何十萬といふ票何十名といふ代議士を出
すことの出來たのは全たく反ファッショ黨無産大衆の黨だとされ

無産政黨運動の状況

たからなのだ。それにこの新しい黨綱領組合方針の決定は何だ！
七月八日。あの全國民にとつて呪ふ可き戦争は始まつた。戦争は
俺達を苦しめた。貿易は停止し無數の工場はつぶれた。兄弟連は
職場を失ひ、大勢の仲間連は慘憺たる職場に徴發された。二十名
の青年を奪はれたある部落は養蠶業を中止した。唯一の現金収入
は杜絶し百姓の一人は今年はコヤシにする氣もせなんだ、とまだ
青い桑の葉の繁りを示した。他の部落では四十名の働き手を失つ
た。村人は一人當一圓の送別金を割當てられた。四十圓の送別金
を正直な農民の一人は娘を賣つてその金を工面した。これらは作
り話では斷じてない！俺達の故郷の老ひた父親や幼い妹達からの
生々しい報告なのだ。戦争は誰から手を出したにせよ、今やはず
きりと日本帝國主義の侵略戦争であることを示してゐる。國民は
戦争を嫌悪してゐる。俺達は戦争に大反對だつたのだ。だが戦争
が始まるとすぐ俺達の社大黨はだしぬけに戦争支持の聲明書を出

した。俺達は文句を云つた。すると幹部達は「情勢だからかうするより仕方なかつた」と言ひ譯した。俺達は變に思つた。だが辛抱した。二十億の莫大な事變費を通過さす爲にファッショ政府は特別議會を召集した。始め委員達は説明した。中國に於ける日本の投資はすつかり寄せて三十億にすぎない。それをやる爲に二十億もつかふなど云ふ事に賛成するかどうかはわかりきつてゐる。ましてその三十億の金は我々國民のふところから出たのである。ましてその三十億の金は我々國民のふところから出たのである。ましてその三十億の金は我々國民のふところから出たのである。ましてその三十億の金は我々國民のふところから出たのである。

だが俺達は今新綱領や新政策の中に何を見出したか。民族主義。國家主義。全體主義！

こんなものを押しつけられて俺達はまた黙つてゐねばならないのだらうか。こんな物を作り、こんなものを押しつけた奴はどいつだ。それは麻生、堀井、平野らの所謂親軍派の仕業なのだ、彼ら反動ファッショ幹部はずつと前からファッショ、大日本青年黨の

によれば反動幹部に一切の説明を要求し飽迄闘ふ事に決意しそれを實踐に移してゐる。農村の一小支部は全員一致で反對であり中央、他地方の仲間達の奮起を要求して來てゐる。又同じく俺達の意見を支持し進んでリーダーとなつて闘つてくれる多くの幹部達もゐる。ファッショ反動幹部は實権を握つてゐても一握りしかないのだ。

戦争も南京攻略を機會に一段落するかも知れない。だが勿論これによつて「宿命的な日支の衝突が終ひになるとは思はれない。否益々擴大し愈々本格的な深酷な闘争となる事は火を見るよりも明らかだ。俺達民衆の暮しがそれにつれてひどくなること云ふ迄もない、數萬の仲間達が死に、かたわにされた。兄弟達が血を流した北支ではそれに數百に満たぬ資本家共は一儲けしやうと血眼に駆けまわつており軍部はファッショ共はそれを援助し獎勵してゐる。戦争に「早く賛成し」きりつめた上にもきりつめて、家庭生活の

合理化へ」などと昨日の大家課税反闘争はどこへやら軍部政府の提燈持ちをしてゐるかれら反動幹部代議士閣下達は勳四等の勲章を付け金を拜領し憧れの大臣國にも有りつけやう。だが生命の危険に曝らされこれらのファッショ政策強行の爲に動員された八十萬の兵士達はどうなるのだ？たとへ一時軍時行動が中止されるとしても歸國凱旋した時兄弟達はどうして食つて行くのだ？軍部は兵士達の復職について最初から頭を悩ましてはゐる。が今だに方法は見つからずにゐるのだ。それも眞に國民の生活を心配してで

(四) 支那事變に對する態度

無産政黨運動の状況

黨にありては既載の如く客年十一月下旬より十二月初旬に互り黨独自の皇軍慰問使並に衆議

首領橋本欣五郎と手をつなぎ俺達の社大をファッショ化し軍部の走狗たらしめる爲に躍氣になつて活動してゐたのだ。その麻生がこの新綱領をデッチ上げたのだ。俺達はこの大阪で彼麻生がそれをきめる爲に田方、西村榮一等と何をこそ／＼相談したかみんな知つてゐる。又總同盟の會長松岡駒吉が大阪へやつて來て西尾金正らの諸幹部と何と云うて大會の決議を強いたかを知つてゐる。席上金正は反對した「たとへ吾々が承知しても大衆は承知しない」と。さうだ正にそれらは俺達の斷つて承知できぬものだったのだ。彼ら自身がちやんとしてゐる程に「だがその金正も結局それを承知した。どうしてだ松岡は金正に「もしこの新方針が採用されない時はある種の強硬が吾々に加へられるであらう」さう言つておどかしたのだ。ある種の強硬とは勿論ファッショの張本軍部、人民を塗炭の苦しみにつき落してゐる處の軍部、そのテロ虐殺手段なのだ。松岡は軍部の内命で事を運んだのだ。みんな彼らの豫定通りに行つた。大衆の利益は踏みにじられ、この新綱領この新政策こそ組合新方針なのだ。俺達が勘忍袋の緒を切らずにおれただらうか。果然反對の第一聲は足下から起つた。反動幹部の首領麻生は所謂黨の軍官學校の異名ある一つの講習會の席上で猛烈な大衆の反撃に合つた。當り前なのだ。俺達の地方ではどうであつたか。大阪労働學校のある時間に講師西尾末廣は黨及び組合の新綱領新方針がいかに現狀の下にあつて適切であり、何故にこれを採用せざるを得ないかについてシチュウカシク説きつけ様とした時に全く何も知らぬ様な労働者達の單純な暖聲の前に答辯に窮してしまつたのだ。且つ港南の兄弟達は傳統的な強固な結束をもつて反對の氣勢をもち上げつゝある。ある地方支部、地方協議會のニュース

はない。一騒動持上る事がないからなのだ。結局彼等はこんな捨せりふを云つてゐる「凱旋兵は武裝のまま伊勢へ参拜させ有がたい日本精神を吹つこんで解散させたまへばいゝんだ」かくて俺達は好むと好まざるに拘らず血を流し職場の争奪戦を演じねばならないのだ。然も悪制軍需インフレによる恐慌の到來は必然なのだ。何も知らぬ下宿のお神さんが米騒動を思出し「あゝ又、あんなになるんと違ふんか知らん」と心配してゐるのだ。社大は黨はこれをどうするつもりなのだ？總同盟は失業した仲間を産業協力ストライキ絶をお説經するつもりか？

社大の兄弟達、全總同盟の仲間達「既に外部の大衆の心は黨、組合をはなれてゐる。だがこの人達信頼と協力への参加とを得ないで資本主義の打破無産階級の解放を期する事ができるであらうか？間違！それとも俺達は大衆と共にこの黨の組合を見捨て、しまふ可きであらうか？いゝや俺達は今こそ組合と黨を眞に俺達の、眞に大衆の黨組合に確立し、勤勞民衆の解放につきすゝむ可きなのだ！俺達その爲に一切の反動幹部の策動をけとばし、あらゆる無産團體に呼かけ反ファッショ民衆闘争の大道歩もうではないか！

プロレタリア統一戦線の樹立！労働共同戦線確立萬歳！
平和と生活の安定へ！民衆政治戦線確立萬歳！
一九三七、一一、一七、
社大、全總、大阪地方青年有志懇談會

院代表慰問使等を北支、上海等に派遣せるが、是等慰問使は客年十二月下旬夫々歸國し、爾來各所に於て「皇軍慰問報告演説會」等を開催して皇軍奮闘の實況其の他を一般黨員に知らしめ事變に對する正確なる認識を興ふことに努めつゝあり。

次に本年一月七日の議會對策委員會に於ては前記の如く第七十三議會に臨む方針として「我黨は自ら戰場に在つて銃剣をとれる將士の熱情をこめて此の議會に臨み議會政治積年の因習を革正し以て銃後の護りを堅うせんとする云々」と稱し、議會對策要綱として「近衛内閣を中心とする舉國一致の體制を更に強化し、内政に間隙なからしむること」「戦時社會政策を充實し、長期戦争に對應する國民生活の確立の爲に戦ふこと」等を發表せり。

更に本月十七日安部黨首は首相に招請され首相及内相より本月十六日政府に於て發表せる「今後我國は蔣政権を對手とせざる旨」の對支重大聲明の説明を受け協力方要望せられたるに對し之を諒承協力する旨答へ當日の黨議會政策委員會は安部黨首の此の態度を滿場一致承認し彌、舉國一致協力に邁進しつゝあり。

又各府縣支部聯合會等にありては年次大會或は其の他の會合に於て本部の方針に基き「皇軍將士に對する感謝決議」「銃後救援運動強化」「慰問金募集」等を協議決定し、銃後救援の完璧を期する爲夫々對策を樹て活動しつゝあり。

労働運動の状況

一、日本労働組合會議の情勢

(一) 厚生省に對する要請運動の状況 組合會議々長松岡駒吉にありては、一月十七日書記長上條愛一、全總々主事菊川忠雄兩名を帶同し、厚生省を訪問、木戸厚生大臣と會見し、左記要請を爲したるが、具體的回答を得ずして辭去せり。

左記 要請事項

一、組合會議代表を參與に任命の件

第六回年度大會(十二年度)に於て決定せる厚生省(當時保健社會省)に參與制度設置要請の件を決議し居りたるが厚生省勞局に參與制設置を見るに決定したる爲日本労働組合會議代表表を參與に任命せられたし。

二、産業協力委員會設置の件

本件は總同盟十二年度大會に於ける決定事項なるが、厚生省に産業協力委員會を設置し具體案として主務大臣地方長官若く

は其の任命する官吏を議長とし、労働企業消費の三者同数の委員を以て構成する委員會とせられたし。

尙總同盟に於ては二月十一日(豫定)に産業協力委員會を發會する豫定につき大臣閣下の御出席をお願ひする。

三、國際労働總會代表派遣に就て

政府は國際労働總會を脱退するなどは考へられないと思ふが、此際特に労働問題以外の事項に關し日本の眞意を認識せしむるを目的として、寧ろ從來よりも代表を多く送る必要ありと認むるを以て善處せられたし。

(二) 擴大執行委員會開催状況 一月二十一日日本労働會館會議室に於て擴大執行委員會を開催、議長松岡駒吉以下二十二名出席の下に左記事項につき協議決定せり。

左記 議事

(1) 國民精神總動員第二回強調週間實施要綱に關する件
國民精神總動員第二回強調週間實施要綱に基き、各地方協議會に指令を發し適當なる催をなすことに決定。

労働運動の状況

(2) 第七十三議會對策に關する件

昭和十二年度大會に於て決定せる産業及労働の統制に關する建議外七件を社會大衆黨労働代議士團と政治委員會が緊密なる連絡の下に提案し、之が萬全を期すること。

但し其の決定事項中船員保険法案要綱は其の後日本海員組合並に海員協會に於て若干修正を加へたるものを提案することに決定。

(3) 國際労働總會代表委員諮詢に關する件

本件に關しては次の如く小委員會を設置し、別室に於て種々協議したるが政府より通達なき爲確定するに至らず、結局今後本件に關する問題は一切同委員會に一任することに決定。

小委員會構成

書記局 松岡 米窪 上條

總動盟 西尾

海員組合 堀内

海 從 岡崎

(4) 對支文化工作に關する件

主として北支開發問題に關しては現在興中公司、滿鐵、日産等が乗り出して居るが、曾て英國が殖民地に於て採りたるが如き資本主義的なものであつてはならない。支那民衆の生活安定を基調とすべきものなるを以て近日中文化産業の發展向上策に關し建議案を作製し決議すること。

(5) 平和産業中小工業工場、破綻衰微の場合助成救済に關する件

平和産業中小工業、工場破綻衰微して軍需産業に轉換の場合、政府は之等に對し助成救済策を講ずる様建議すること。

以上二案は之を書記局並に政治委員會に一任し、之が具體策を樹て政府に建議することに決定。

(6) 海員協會小泉執行委員辭任申出あり之を承認すると共に新任として宮本吉太郎(新會長)の就任を決定。

(三) 政治委員會開催狀況

一月二十八日日本労働會館に於て政治委員會開催、前記中央委員會決定に基き「對支文化工作に關する建議」及「平和産業に於ける中小工場の救済策並に之が軍需工業に轉換助成に關する建議」の内容につき協議したる後、近く議長松岡駒吉より關係當局に提出することを決定したる外、更に「建國祭に關する件」として (イ)東京に於ては海上の加盟三國體は海上の式典に参加すること (ロ)東京の陸上加盟國體は各獨自に建國祭を兼ねたる産業協力大會を開催すること (ハ)其他全国各地に於ては地方協議會が建國奉祝の産業協力大會其他の催を爲すこと (ニ)今後之等の會合には愛國行進曲を合唱すること、組合員に對しては愛國行曲を徹底せしむることを決定せり。

(四) 機關紙「組合會議」發行狀況

組合會議にありては從來年四回「組合會議時報」を發行しつゝありたるが、本誌前月號既

載の如く、本年より之を月刊とし、「組合會議」と改題して發行することとなり、一月三十日附第一號を發行せり。

(五) 國際労働機關脫退問題に對する態度

詳細別項記載の通りにつき其項参照のこと。

二、全日本労働總同盟の情勢

(一) 本部常任の明治神宮參拜狀況

全總本部にありては出征將士の武運長久竝に戰勝祈願の爲、舊臘三十一日午後十一時三十分會長松岡駒吉、總主事菊川忠雄以下常任二十八名本部に參集、本年元旦零時同所出發、明治神宮に參拜して祈願を爲し、祈願文を奉納したる後、組合關係出征者に贈るべき神符千體を受け、一同午前二時原宿にて解散せり。

(二) 第二回中央委員會の狀況

一月十九日日本部會議室に於て第二回中央委員會を開催せるが、出席者會長松岡駒吉以下二十一名にして、左記事項を協議決定せり。

左記 議 事

一、統後産業協力の誓約促進と「平和的」手段による労働條件の維持改善方法等に關する件

意見交換の結果

(イ) 當面必要なる項目を擧げてその實行方法を本中央委員會の名を以て組合員に指示すること。

(ロ) 政府はじめ關係當局に要請して注意を喚起することとし具體化は會長に一任。

二、二月十一日統後産業協力大會の全國的開催に關する件

(イ) 二月十一日より開始される國民精神總動員第二回強調週間に於ける本同盟の運動として勞資共同による統後産業協力大會を全國的に開催すること。

(ロ) 各地方同盟會、聯合會、組合はそれらの實情に應じて、勞資共同による大會、本同盟組合主催の大會、演說會、講演會、研究會、茶話會等を開催すること。

(ハ) 本部は具體的指令を出すこと。

三、出征者手當繼續運動に關する件

(イ) 事變の長期戦に入ると共に出征中の從業員に對する手當打ち切り又は減額等の問題が起らんとする實情に鑑み、これを繼續せしめる運動を起すこと。

(ロ) 本同盟は事變當初より賃金の六割繼續支給其他の合理的主張を以て對處してゐるので、此際これが徹底を計ること。

(ハ) 本案は第一號議案と合併して本部指示及び要請事項中にて取扱ふこと。

労働運動の状況

四、本年度国際労働總會対策の件

日本革新黨其他の右翼陣營に於ける国際労働會議退促進運動の状況、厚生省其他の政府當局の意向等について報告、意見の交換ありたる後、本同盟はかゝる政府當局が脱退促進運動の如

きに顧慮する所なく、從來の國策を堅持して邁進すると共に、進んで此際國民使節の重要性を認めて積極的態度を以て臨むべきことを要請擬することとし具體方法は會長一任。

(三) 統後産業協力運動の状況

全總にありては客年十月の年度大會に於て事變下の時局に即應する爲「同盟罷業絶滅」其の他産業平和確立方針を決定し、爾來之が具體的實行方策として關係會社工場等に對し、産業協力委員會の設置乃至統後産業協力宣誓式の舉行等に關し協力方提唱すると共に、關係各官廳等に對しても之が諒解支援方要請(詳細本誌前月號参照)しつつありたるが、偶々本年二月十一日(紀元節)より國民精神總動員第二回強調週間の實施せらるゝに鑑み、之が趣旨に則り、事變下統後の産業協力運動の具體化として、二月十一日を期し統後産業協力大會を開催すること、並に其の他産業平和確立の爲の運動を爲すべきこと等を前記の如く第二回中央委員會に於て決定せるが、右産業協力大會開催に關しては先づ勞資關係者の懇談會を開催し、意見の交換をなすべしとし、一月二十八日夜關係事業主等出席の下に懇談會を開催、尙前記中央委員會の決定(一)に基き二月一日附機關紙「労働」第三百十九號紙上に於て別記の如き概文を掲載し、客年十月年度大會決定の所謂統後三大運動(詳細本誌昨年十月號参照)の積極化と平和的勞働條件改善への方針を示達する處ありたるが、右懇談會の概況を摘記すれば左の如し。

統後産業協力勞資懇談會の状況

前記の如く二月十一日當日産業協力大會開催等事變下統後の産業協力運動具體化の爲、勞資雙方の意見を交換すべく、一月二十八日夜東京市麹町區内幸町大阪ビル内「レインボウグリル」に於て

關係事業主等出席の下に統後産業協力勞資懇談會を開催せるが、出席者組合側會長松岡剛吉以下本部役員並に各組合代表者等二十名、事業主側(全總と團體協約締結乃至密接なる關係にある工場、會社、同業組合等の代表者)五十二名、外に来賓として厚生

省(永野勞政課長)陸軍省(整備局久保少佐)海軍省(艦政本部第四課長桑原大佐)東京市(土木局長代理)協調會(町田理事)等の出席あり、一同晚餐を共にしつつ、事變下に於ける同盟罷業の絶滅と産業協力の徹底化問題を中心として意見の交換を爲したるが、産業協力大會開催問題に關しては何等具體的決定を見ず、勞資雙方より準備委員を選任することとして散會せり。

別記 本年度當面の運動について全組合員に檄す
昭和十三年一月十九日

全日本労働總同盟

第二回中央委員會

今次事變は新春と共に所謂長期戦の段階に入り、我國内外の情勢は益々重大を加へ來つた。我等が昨年第二回大會において決定せる宣言と運動方針はその意義益々重大を加へつゝある。この秋に當り、我等はこゝに本年度當面の重要な運動とその遂行の方法を決定し、全組合員同志に全身的協力を期待するものである。

一、長期戦下統後産業協力運動の普及徹底

- (イ) 二月十一日より國民精神總動員第二回強調週間を通じて統後産業協力大會を全国的に敢行すること。
- (ロ) これを出発として可能な廣範圍の關係資本家との間に、事變下における同盟罷業、ロックアウト等の廢絶、統後産業平和と進んで生産能率増大を主眼とする誓約締結をなすべく努力すること。

二、事變關係應召並に出征労働者とその家族に對する生活保障の持續

労働運動の状況

(イ) 事變の長期戦化と共に、雇傭主中には當初の出征者並にその家族の生活保障のための手當支給を打ち切り、或はこれを著しく減額せしめんとする傾きあり。同盟は事變當初以來出征労働者に對して収入の六割を標準として支給すべき原則とその持續を以て對處して來てゐることは周知の通りである。この方針は今後も持續すること。

(ロ) 同時に、本同盟組合及び支部等は一層の努力を以て、出征中の組合員並にその家族に對する感謝と慰問、激勵を定期的に持續し、以て労働組合の事變下共済機能の充實、労働組合と家庭との結合強化を計ること。

三、愛國公債應募準備のため月掛貯金の勵行

本運動は事變の長期戦化と共にその重要性を加へた。全組合員は金額の大小に關らず毎月責任額を決定して本運動を續行せよ。

四、平和的手段による労働條件の維持改善運動の積極化

(イ) 事變下に於ける軍需並に關係生産工業の活況と共に、その反面には、労働強化、物價騰貴、災害激増、過長労働等の勞資關係の矛盾が増大することは現實の傾向である。これに對して、罷業、怠業等の如き生産力の停止を伴ふ解決手段を絶對に廢絶すべきは勿論なるも、その反面ではかゝる諸矛盾に對しては飽く迄、平和と道義の手段に訴えて敏速に積極的に対處し、労働條件の維持改善を計らなければならぬ。

(ロ) 本運動に關しては、特に、組合、支部等はその統制を嚴にして、事前の交渉、紛争の防止に最善の努力を拂ひ、組合の内外共に合理に徹し誤解なきやう努むること。

五、労働組合の質的改善

労働組合の行政、殊に財政の改善と合理化は不断に努力すべき所なるも事變下に於ても特にその擴大と持久を怠らず、労働組合の質的改善に對しては倍舊の熱意を傾注すること。

六、労働組合の教育運動の擴充

殊に、今日の支那事變とその時局に對する認識を適確ならし

三、日本無産黨及全評の一齊檢舉並に結社禁止に對する労働團體の動靜

(一) 全評、日無關係労働團體の状況

全評本部並に各地方組織は既に舊臘二十二日の結社禁止處分によりて潰滅を見、尙その加盟團體にありても首腦部の檢舉によりて事實上活動の原動力を失ふに至り、右結社禁止處分と相俟つて續々任意解散又は自然消滅の状態にあり。目下の處殘存分子等による再建其の他不穩策動等認められざるも、其の推移に就ては嚴重注意中なり。

尙、日本無産黨支持労働團體たる江東地區相互會(昭和十一年十月結成)にありては一月十五日、中野勤勞同志會(客年二月日本無産黨中央委員小堀甚二、三浦信義等指導の下に結成)にありては同十六日何れも所轄警察署に解散届を提出せり。

(二) 三重愛國從業員組合聯盟(日本主義)

本聯盟にありては舊臘三十一日附發行せる「三重愛從ニュース」に於て今回の檢舉は「當局の大英斷」なりとし、「現下戰時體制下にあつて當然の事であり、今後日支事變が擴大せられ重要國策を遂行する意味に於て當然の歸結」なりとし、更に其の後本年一月十一日開催の第一回聯盟委員會に於ても從來「活潑な運動を續けて來た極左日本無産黨も檢舉解散となり、之で吾々の仇も一つ減つた譯であるが、次には社大黨の解散に全力を注がねばならぬ」旨表明する處ありたり。

(三) 全總大同電氣労働組合

本組合は大同電力從業員約九十名を以て組織し、全評・關西電氣労働組合と對立的關係に立ち、左記二支部に岐れたるが、組合中 (1) 岸和田支部(支部員約四十名)にありては同一資本下にある關電組合員中より被檢舉者を出したることは一般社會に對して申譯なく、且種々の疑惑を生む惧れあるを以て此の際潔く解散すべしとの議起り、舊臘二十五日支部總會に於て全員一致解散を決議せり。

(2) 春日出支部(約五〇名)に於ても一時一應解散し、勞資協調を目的とせる親睦團體を組織することに大體意見の一致を見る模様なりしが、其の後本年一月十三日執行委員會に於て全總を脱退し、規約綱領を改訂することに決定せる趣なるが、幹部間に於ては當初の方針通り親睦團體の方向に誘導する方針なるものゝ如し。

(四) 交總並に加盟労働團體

(1) 日本交通労働組合聯盟

交總にありては一月十六日大阪に於て緊急常任委員會を開催し、被檢舉者に對する處分並に態度につき左の通り決定。
(イ) 被檢舉者三十七名に對しては一應組合員としての資格を停止し、起訴せられたる場合には斷乎除名處分に附すべしとの東交の決定(後記)を承認すること。

(ロ) 本問題に關して交總常任委員會の名に於て嚴然たる聲明書を次期「交通労働新聞」紙上に掲載發表すること。右決定に基き同月二十日附發行の機關紙「日本交通労働新聞」第八十三號紙上に於て左記聲明書を發表せり。

左記 聲明書

今回日本無産黨の關聯に於て我が交總の一部に被檢舉者を出した事に對し緊急常任委員會を開き、茲に遺憾の意を表明し、之を組合の内外に聲明する。

労働運動の状況

め労働組合の戰時下の使命に對する自重を強化するために、組合支部等に於ては、その教育活動を特に活潑ならしめ、定期的な研究會、茶話會、講習會等を開催し、特に實質剛健の氣風を涵養する事に努められたし。
右様す

現下の我等の當面せる社會的状況は無學無智なる蔣介石の夢の如き長期抵抗政策を斷乎として擧破し、「善隣支那建設」の重大使命遂行途上に在り、國民擧つて自ら犠牲を忍び第一線將士を主體として統後に於ては事變より來る經濟的困難を克服すべき熱誠に

燃ゆる秋、日本無産黨及全國評議會が共産主義の故を以て其の幹部は檢舉せられ、其の結社は禁止されたのである。極めて當然の備結で在りとは云へ我交總の一部幹部も又此の渦中に在りて檢舉され、内は組合員大衆に迷惑を及ぼし外部に多大の疑惑を起さしめたる誠に遺憾に堪へないのである。

本緊急常任委員会は今回の被檢舉者に對し直ちに組合員たるの資格を停止し、其の共産主義行動の明かなるに及んで嚴然除名處分に附する事を決議した。

然しながら事茲に至りたる責任はただに被檢舉者のみに在るに非ず、今回檢舉されたる幹部諸君も近來時局の重大性に目醒め、

大いに言行を慎しみ一路國策の線に添はんとして努力しつゝありたるは側近するものゝ等しく認むるところ、今一段の努力を拂ひ得ざりしは全機關に携はる者全體の責任として爾今相共に戒め合ひ自肅自戒全國の組合員諸君と共に協力し組織の力を擧げて國家の重きに任ぜんと志し、之を實踐せんとするものである。

右聲明す

昭和十三年一月十六日

日本交通労働總聯盟
緊急常任委員会

(2) 東京交通労働組合 東交にありては本問題を契機として被檢舉者除名竝に支持政黨問題を繞りて内部的對立を見んとする状況にありたることに關しては本紙前月號既報の如くなるが、社大黨支持派たる非常務部にありては被檢舉者即時除名竝に社大黨即時加盟の強行方針を持せるに對し、從來日無支持派たりし電車部、自動車部にありては社大黨支持に就ては頗る難色を示し、除名問題に就ては當局の取調の結果を俟つて處分するも遲きに失することなしとの態度を持しつゝありたるが、一月十二日開催の本部執行委員会に於て果然兩者の意見對立し、議論紛糾を見たるが、結局非常務部より妥協案の提示によりて漸く、

(イ) 被檢舉者の除名問題は起訴を俟つて決定すること、夫迄は組合員としての資格を停止すること。

右に關する聲明書を發表すること。

時局認識を充分にし組合の運動方針に關しては更に研討を加

(イ) 時局に即應するものを樹立すること。

(ハ) 組合會議加盟問題は更に臨時執行委員会を開催して決定すること。

(ニ) 社大黨加盟問題は正副委員長に一任すること。

に決定を見るに至り、右決定に基き翌十三日左記聲明書を發表する處ありたり。

尙被檢舉者の職場關係については組合首脳部に於て市電氣局労働課長より再三自發的辭職勧誘方態度を受けつゝあるも、不起訴處分の場合に於ける復職保證問題に關し兩者間に意見の一致を見ざる爲、目下の處交渉は一應行詰りの形となり居れる模様なるが、一月十九日の執行委員会に於て本問題については被檢舉者の所屬支部代表者と正副委員長に一任することに決定せり。

左記 聲明書

事變勃發以來既に半々年、今や神速果敢なる皇軍の前に蔣政權は風前の燈火の如く僅かに殘兵に依る犬の凄吠式防敵に漸く支那民衆を煽發してゐる實情にある。

然し乍ら大陸支那の美餌を狙ふ列國の裏面策動は益々猛烈を極め、今後の事變の推移は全く豫斷を許さぬものがあり、時局に處する我々の態度も自から覺悟新なるものがなければならぬ。

斯る時、過般の日本無産黨及全國評議會に對する結社禁止とそれら中心分子の總檢舉は、帝國の重大時局たるに鑑み當然なる處

(8) 京濱電鐵現業員會 本會の動靜については本誌前月號既報の如くにして、組合首脳部に於ては組合の綱領、支持團體

(右翼労働組合)變更、幹部の辭任等を企圖し、内部的動搖防止を圖ると共に局面打開を策する等種々腐心しつゝありたるが、其の後脱退者益々多數に上り、遂に組織の維持すら困難の状態となりたるを以て一月十八日擴大執行委員会を開催、協議の結果、同日限り解散を決議し、直ちに解散式を舉行すると共に、同日附「組合が不必要である爲に解散するのではなく」

東京交通労働組合本部

昭和十三年一月十二日

「社内統一と和協一致の大乗的見地に基き」解散すべき旨の聲明書を發表せり。

- (4) 大阪市電交通労働組合 本組合員中舊市電従系に属する者は曩に團協活動等を通じ、全評關西地評とは極めて密接なる關係にありたる爲幹部中には相當不安を感じつゝある模様なるが、昭和十一年七月本組合次王寺支部員約二十名を以て結成せるパンチ座(演劇同好者グループ)にして特に左翼的傾向あり、注意中のもの)にありては舊臘二十六日總會を開催し、解散を決議するに至れり。
- (五) 東京市従業員組合 東京市従にありては本誌前號既報の如く執行委員長橋本富貴良外二名の中心人物檢舉されたる爲、内部的に相當動搖を來しつゝありたるが、一月十八日組合本部に於て執行委員會を開催し、今後の對策に關し左の通り協議決定せり。

- (イ) 被檢舉者取扱に關する件
市従は東交とは異り、橋本、小野、谷口等は何れも組合の生みの親とも云ふべき者なるにつき除名問題に就ては十分検討の上態度決定を爲すこと。(取調の結果を俟つて處置する方針)

代理に大谷部代治、書記代理に原田光雄を任命すること。
 (ニ)(ハ) 市當局的態度調査に關する件
 社大支持問題(緊急動議)
 此の際政黨との關係を一切断ちて純經濟團體として進むべしとの意見ありたるも、結局政黨問題は更に次回執行委員會に於て協議することに決定す。

- (ロ) 本部代行に關する件
従來の五名の執行委員會に於て本部を代行することと委員長

- (六) 五川バス従業員組合 本組合は客年一月東交玉川支部として結成、爾來東交の指導下にありて同年五月の東京郊外電鐵バスゼネストにも参加せるが、右争議解決後は東交の羈絆を脱し、獨立の従業員組合を結成せるものなるが、今次の檢舉に際し東交より多數の被檢舉者を出すに及び、組合現幹部は皆て東交の指導を受けたる事實あるに鑑み社會より誤解を受くる虞ありとして對策考慮中なりしが、偶々本年一月一日一部従業員が就業中飯酒し、勤務を怠りたる問題發生したる爲、組合長林信夫以下幹部は時局下に於ける組合として重大なる失態なりとして引責辭意を表明せるが、一月十六日役員會開催協議の結果他に適任者なき爲、一應留任することとし、將來、積極的に産業協力其他他後活動に邁進することに決定、更に同月十八日の役員會に於て産業協力統後活動に關する具體案竝に組合の指導方針確立の爲新綱領及聲明書等を發表せり。

四、國際労働機關脱退問題に關する労働團體の動靜 (二)
 I.F.T.Uの宣言竝に國際労働局労働部理事會が反日決議を採擇したるやの報道を契機として據頭せる國際労働機關脱退論を繞る労働團體の動靜に關しては既に本誌前月號記載の通りなるが、政府にありても本問題につき慎重對策考究中の處、一月二十四日閣議に於て我が國現下内外の情勢に鑑み本年度は國內より代表委員を派遣せざることに決定、即日此の旨發表せり。而して本問題に對する労働團體の既報後に於ける動靜を摘記すれば左の如し。

- (一) 愛國労働組合全國懇話會 懇話會にありては一月三十一日關東地方委員會を開催、「國際労働會議脱退問題」に關して協議の結果、加盟各組合に對して脱退に關する聲明書を發表する様通達することに決定せり。
- (二) 日本労働組合總聯合會 總聯合會にありては一月二十三日附機關誌「産業と労働」第十四卷第一號誌上に於て「即時國際労働機關を脱退すべし」と題し、内容本紙前月號既報のパンフレットと同様の論旨により脱退の急務なる所以を強調する處ありたるが、東京聯合會にありては一月二十四日前記の如く代表を派遣せざることに決定せらるゝや、即夜本部に於て執行委員會を開催し、本問題については他迄も脱退實現の爲に邁進すべきことを決定せり。
- (三) 海軍官業労働組合聯盟 海聯本部に於ては當初は一應労働代表等の派遣あるものとの豫定の下に之に對する投票準備

労働運動の状況

等の爲、一月九日各中央委員(加盟各團體)宛左記の如き代表竝に顧問推薦に關する依頼狀を發送せり。之に對する各加盟團體の動靜は左表の如く、一般に官業労働の特質と社會狀勢の變轉に鑑み、徒らに過去の形骸に拘泥することなく、斷然國際労働會議を否認すべしとの意嚮なり。

| 團體名 | 證明書を送附し來れる組合員數 | 狀況 | 況 |
|-------------|----------------|---|---|
| 廣 廠 工 友 會 | 一、八二二名 | 一月十二日現下の國際狀勢と官業労働の特質に鑑み徒らに死票を投ずるに過ぎざる過去の舊套を脱し、斷然國際労働會議を否認すべしとの回答と共に組合員現在數證明書を送附せり。 | |
| 横 廠 工 友 會 | 二、八二七名 | 一月二十三日日下我が國の立場上國際労働會議を觀る暇なしとし、代表顧問の選挙は黙殺すべしとの意見を回答すると共に組合員現在數證明書を送附せり。 | |
| 德 山 燃 工 會 | 八〇一名 | 一度證明書のみ送附せるが後更に國際労働會議を否認の意見を申達せり。 | |
| 平 塚 總 愛 會 | 九八〇名 | 一票に満たざる會員數なるを以て十分なる意見は述べ難きも時局に鑑み此の際代表選出投票を中止するを可とするとの意見を回答すると共に組合員現在數證明書を送附せり。 | |
| 舞 鶴 共 立 會 | 三、四七五名 | 一月十一日何等の意見を附せずして單に會員現在數證明書のみ送附せるが、國際労働會議を否認の意嚮なり。 | |
| 佐 世 保 勞 愛 會 | 九、六三三名 | 一月十四日工友會を訪問、當局に於ては時局國際労働會議参加を希望せざる意嚮なるに鑑み、翌十五日日下我が國の立場上當分の間之を觀る暇なしとの理由より代表顧問等の選挙を黙殺すべき旨の意見を回答すると共に組合員現在數證明書を送附せり。 | |
| 吳 海 工 會 | | 一月二十二日理事會開本問題に關しては未だ厚生省當局の方針未定なるを以て今暫く推移を靜觀することに決定せるが、大勢は聯盟加盟他團體に追隨するの外なしとする意嚮なり。 | |

以上の情勢に鑑み海聯本部にありては何等積極的態度表明に出づることを避け、先づ政府の方針確定を俟つて海軍當局とも懇談の上最後の決定を爲すべく靜觀しつゝありたるが、前記の如く政府の方針が代表派遣見合せに決定するや、一月二十八日附各加盟團體に對し、政府の方針に隨ふべき旨の通達を發送せり。

左記 海軍昭十三庶第一號

昭和十三年一月九日

聯盟主事

各中央委員殿

國際労働代表及顧問推薦に關する件依頼
勝て兜の緒を一層引締むべき光輝ある戦捷第一年を迎へ、御同慶至極に存じますと共に益々堅忍持久長期奮闘の一大決心の辭を固むべき年と存じます、何卒倍舊の御指導と御援助を御願申上ます。

次に恒例に依る首題の件、關係官廳たる縣當局よりは未だ何等の通報もありませんが、本年も矢張り従來通り來る二十日投票を行はれることと存じますが、本件に關しましては昨秋の中央委員會でも豫め申上て置きました如く、近年右翼労働組合に依つて稱

(四) 日本労働組合會議

組合會議にありては一月十七日議長松岡駒吉は書記長上條愛一及全總總主事菊川忠雄を帶同、厚生大臣を訪問し、國際労働總會代表派遣に關し要請するところありたるが(詳細別項参照)其の後一月二十一日擴大執行委員會を開催し、労働總會代表詮衡を議題として慎重協議の結果、小委員會を結成し、松岡、上條、米窪、西尾、堀内、岡崎の六名を委員に任命、右委員は更に協議を果ねたるが當時未だ政府の方針決定せざる爲、何等の決定を見るに至らず、將來政府の方針に隨ひ善處することとし、本擴大委員會名義を以て二十三日左記聲明書を發表すると共に之を内務、厚生兩省並に通信社及關係團體等宛送附せり。

左記 國際労働機關に對する聲明

近時我が國の一部には、國際労働機關より脱退すべしとの運動が行はれつゝある。其の理由とする所は、國際労働機關が反日決

労働運動の状況

へられつゝありし所謂「日本主義顯現運動」の際が今次事變勃發と共に益々濃厚且つ擴大しつゝあるやに見受けらるゝ節も有之、從て吾聯盟の態度も今直ちに決定することもどうかと考へますので、今暫く四圍の情勢推移を窺つた上當局とも懇談を遂げ、敢然と攻勢に出るか、或は従來通り死票を投ずるか、將又國際労働會議を否認するかの三者の一を出ませんが、兎も角右投票に要する貴組合員數證明書(工廠長證明)前例に依り三通至急御送附被下度、御依頼申上ます。

尚今後の情勢が如何なる變化を示すかは豫斷出来ませんが可成御速報申上る心意ではありますけれ共時局柄或は事後の御承諾を願ふ場合があるかも知れませんので此點豫め御諒解置きを願ひます。

議をなしたとゆふこと、竝に獨伊等我が防共協定國が既に之れより脱退したることの二點に歸着するもの如くである。

然しながら、由來國際労働機關は反日決議をなすが如き政治的

労働運動の状況

機關に非ず、右はブラーグに於ける一部の労働理事の行動が誤傳せられたるものであつて、國際労働機關と何等關係を有せざることは、在露府帝國事務所の報告によつて既に明白なる所である。更に獨、伊が既に脱退せるが故に我が國も又脱退すべしといふに至つては之れ單なる追隨論である。獨伊の脱退せるは各々特殊の事情に基くものであつて、我が國の立場とは自から其の事情を異にする。防共協定國として獨伊との協調が益々緊密なるを要するは勿論であるが、その協定の故に國際労働機關を脱退して強ひて消極的孤立外交の方針を取るが如き誠に帝國の一大損失であり、尙、防共協定の精神よりするも兩者は併存し得るものである。而して國際労働機關に對する進退は、かゝる小乘的理由に基くに非ずして大乗的國策遂行の見地より考究せらるべきものである。云ふまでもなく、國際労働機關は、世界平和の爲の産業協力の機關であつて、國際聯盟脱退の際譲渡せられたる詔書に訓へ給へる如く、文化各般の施設に關しては、國際協力に努力し、國運の進展を圖るべきものたるを信ずる。加之今日の日支事變の重大時局に

(五) 全日本労働総同盟 全總にありては一月十九日中央委員會に於て本問題に關し別項記載の如く決定せるが、其の後本年度代表派遣見合せの政府の方針決定に對しては二月一日附機關紙「労働」第三百十九號紙上に於て會長松岡駒吉署名の下に左記「主張」を掲載せり。

左記 (一) 張一
政府當局の再思を促す
——國際労働會議代表派遣問題について——

話會等所謂右翼陣營から同會議脱退促進運動が相當根強く起されてゐるが、先日第七十三議會開會號頭の議場であつたが問題となり、これに對して木戸厚生大臣をはじめ、關係政府當局は遂にこの問題に對して極めて消極的態度であることが表明するに至つた。即ち今日までの所では、國際労働機關に對する從來の態度については考慮を要すること及本年度代表は國內より派遣せずといふのであつて、今後この問題に對する政府の態度は本年度は不完全代表で糊塗するといふのか、或は離脱、脱退の方向にまで行くといふのか、誠に憂慮に堪えざるものが想像せられるのである。

(二) 今日我國内外の情勢が如何に未曾有の重大時局とはいへ、この故に國際労働機關に對して代表派遣見合せ、又は離脱すべき理由も必要もないことは、我等の機會ある毎に數々表明し來れる所である。のみならず、今日の重大時局の認識に於ては、敢て人後に落ちざることを確信するが故にこそ、我等はかゝる時局に有効に對處する爲には、本年度の如きは從來に優るとも劣らざる人選と陣容と積極性を以て國際労働會議に臨むべきことを力説したのである。

所謂右翼陣營の脱退促進運動の理由とする我國對外支拂の節約、國際労働機關の反日的言動、防共的國策の伸張等の如きはこれを冷静に検討すれば殆んど一顧の價値もなきものであつて（我等は既にこの點の批判については去る一月二十一日日本労働組合會議第三回擴大執行委員會の聲明中に言及してある）政府當局がかかる理由に聽従するが如きことはあり得べからざるを豫想したのである。況や、國際労働機關に對する我國の協力關係は、嘗ての

労働運動の状況

際し、一方國民使節を海外に派して、我が國の立場を中外に宣傳するの緊要なるを痛感せられつゝある時こそ、從來よりも其の代表團の陣容を充實して之を派し、約六十ヶ國の政、勞、資の國民各層を代表する人々の參集するかゝる國際的會議を善用し、此の機會に於て一面國民使節としての任務をも遂行し、堂々帝國の立場と方針を世界各國に理解せしむることは最も有效なる手段なりと斷ぜざるを得ない。

非常時局なるが故に國民をして萎縮せしむる事なく、國內的には労働階級に希望を與へ、自覺を促し、其の發展的精神を涵養する事が肝要であり、外に向つては、日支長期戦下にあつて、尙克く國際労働機關の如き平和的建設的施設に對しては、依然として協力提擧の態度を持續することが大日本帝國の外交として極めて重要な意義ありと信ず。

依て我等は茲に政府の積極的勇斷を要請する次第である。
昭和十三年一月二十一日
日本労働組合會議第三回擴大執行委員會

(一) 今春六月露府で開催される國際労働會議第二十四回總會の我國代表派遣問題に對して昨秋以來日本革新黨、愛國労働組合全國懇

國際聯盟離脱以後においても、從來に變らず繼續せられるべきことを以て一貫し内外に直明せる國策であつて、これが變改は重大にして内外を納得するに足る理由と根據を要するのである。

(三) しかるに政府當局は、それらの點について内外に宣明する所なく一顧の價値なき一代議士の質問に對して突如として今回の如き消極的態度への急變を表明する如きは内國民大衆に對する理解と協力の點からも、外國的誤解を避け協力を促進する上からも、斷じて賢明なる策とはいひ得ないのである。それを省みて、我國労働團體と政府との間に促進されつゝある協力關係のみに限局して見るも、政府當局今回の態度は、民間當事者たる日本労働組合會議に對しては何等の理解又は態度急變に關する内示をなすことなく、その公明を疑はしむもの多々あるは遺憾に堪えない。我等は、今日の時局に際して國際労働機關脱退が國策上必要なりとする政府の公明なる態度と根據を示すにおいては、その妥當性と重大性において一致する限りにおいては、之と協力を借むものではないのである。この點において、政府今回の舉措は、勞資協力して舉國一致強化に當るべきこの時局下にあつて尙、労働團體との協力を躊躇せることを測らずも露呈せるものであつて、時局の重大性に鑑みて政府當局自ら三省すべきものを含むのである。

(四) 國際労働會議に對する政府今次の消極的態度の影響する所について、これを推測するに我等はその失ふ所のみ多きを遺憾とする。假に、長期戦に臨む我國が東亞に於て大なる困難に當面しながら

労働運動の状況

九四

らも、尙且悠揚迫らざる態度を以て国際労働機関に労資の代表を派遣し、世界の産業労働の調整と國內の労働問題の解決に對して變らざる熱意を披露する事實を示す行動を想像せよ。これと、戦時なるが故に空席となるであらう我國代表團の議席とは何れが我國の威信を高揚するであらうか。

また、我國代表の出席することによつて、我國を露骨に非難することの出来なかつた事例は、過去の幾多の會議において見られたのであるが、今回はその反對に、支那國民政府代表團にその策

(六) 東電従業員組合 東電従業員組合にありては一月三十日附機關紙「東電労働新聞」第八十七號紙上に於て国際労働會議脱退問題に關し左の通り論ぜり。

——(前略)

国際労働會議の使命に就ては、吾等が言ふまでもなく組合會議より聲明も出てゐるので殊更言及する必要がないが、今次事變に際して態多數の國民使節を派遣して居る現状よりすれば寧ろ本機關を活用して日本の立場を明らかにすべきだ。又選出に對する機構が悪ければ改善してよも派遣すべきである。若しも日獨伊防

共協定國たるの關係から脱退すべしとするならば、獨り労働會議のみならず、凡ゆる文化團體も防共協定國以外の國との連繫を断つべきである。然しながら斯くの如きは我日本の採るべき態度でなく、出来得る限り凡ゆる機關を利用して日本の立場を世界に宣傳理解させるべきである——(後略)——論說「昭和十三年を迎へて」より。

(七) 日本製鐵従業員組合 本組合にありては一月二十日の定例中央委員會に於て本問題につき組合長濱橋文作より国際労働會議は何等政治的意味なきこと、且目下の我が國際情勢よりすれば徒らに鎖國主義を採らず寧ろ斯る舞臺に於て我が國の眞意を闡明すべきなるも組合としては積極的に態度を決することなく、たゞ組合會議の方針に従ふべきものなる旨意見を開陳する處あり、格別組合としての態度決定を見ずして散會せり。

農民運動の状況

一、全國町村長會の運動

全國町村長會にありては本月二十四、五の兩日東京市芝區西久保巴町なる本部事務所に於て第十八回定期總會を開催し、左記事項を審議決定すると共に多年の要望に係る税制の根本的改革は時局柄後日に延期せられんとする傾きありとなし、特に其の宣言中に「、、本會多年の主張に係る國民負擔の不均衡を是正する議に關しては時局の影響する所倍々其の喫緊の度を加ふるあり、國民又今期議會に於て必ずや之に對處する國策の樹立せらるべきを期待しつゝあるの際に於て、其の根本方策たる中央地方を通ずる税制の改革を更に後年に延期せられんとするは頗る遺憾とする所なり、、明年度に於ける町村財政は事變關係等に依り其の歳出著しく増大せんとするの趨勢なるに反し、之が歳入は住民の生産力乃至租税力の減退と土地價格の改訂に伴ふ地租附加税の著しき減收等其の影響甚大にして經理頗る困難に陥らんとするの實情にあり、仍て明年度更に繼續實施せられんとする臨時地方財政補給金は此の際相當之を増額するは當然の處措なるを信ず、特に爲政者の深甚なる考慮に待つや切なり」と其の必要性を強調し各關係方面に陳情する等目下之が實現化に努めつゝあり。

主なる協議事項

- (1) 地方制度に關する事項
- (2) 町村吏員待遇改善に關する事項
- (3) 税制に關する事項
- (8) 農民運動の状況

九五

(4) 地方財政に關する事項

二、産業組合の運動

産業組合中央會にありては本月二十五、六の兩日支會役員會を開催し、銃後農村に於ける生産力の維持擴充に關する決議を爲し、一方全國産業組合恩給協會にありても、今次議會に提案せらるべき恩給金庫法案に關し、其の代理業務を産業組合に於て取扱ふを適當なりとの見地より、關係方面に對し之が實現方に付陳情する所ありたり。狀況次の如し。

(一) 戰時經濟對策並第二次擴充計畫第一年度事業遂行方針の決定
長期戰時體制下に於ける産業組合の任務は銃後生産力の維持擴充に努め、第一線皇軍部隊の活動を遺憾なからしむるに在りとなし、一月二十五、六の兩日に亘り開催せる産業組合中央會第五回支會役員會に於て次の如き對策を決定せり。

(1) 産業組合の戰時經濟對策決議

支那事變の戰局著しく進捗し、全支に輝く皇威の下に東亞の暗雲去り、日滿支民族の前途明朗化されんとす、大陸的規模に於て東洋文化を再建せんとする曠古の聖業を進むること茲に半歳、我國財政産業貿易等の基礎微動だにせざるは大和民族の優越性を實證するものに外ならず、然りと雖も抗日支那政權の殘存と第三國の策動を徹底的に排撃せんが爲には全國家を長期に亘り戰時體制に置き、堅忍持久事に處するの覺悟を爲すと共に、全支に對し軍事的行動と併行し政治經濟各般に亘る文化工作の施設を要するものにして、我國民の任務や益々重大化しつつあるものと謂ふべし。

斯る時局に當り國民の大多數を占むる中小産者にして經濟力弱

を期す。

二、國民厚生の徹底

軍事扶助制度の強化、復員對策の確立、國民保健制度及消費組合の擴充等國民厚生政策の徹底を期す。

三、都市庶民金融制度の擴充

市街地信用組合の擴充を圖ると共に之に對する庶民金庫及恩給金庫業務代行の實行を期す。

四、農林行政機構革新及農林團體連絡強化の促進

戰時體制の圓滑なる運行上指導方針の統一、農林政策の徹底、自治的戰時體制の強化を圖るが爲、農林行政機構及農林團體の革新及連絡強化を期す。

五、農産物輸出の促進

農民生活の安定と國際收支の適合とを圖るが爲、農産物輸出獎勵を徹底すると共に産業組合の輸出權を確保せんことを期す。

昭和十三年一月二十七日

第五回全國産業組合長會議

(2) 第二次産業組合擴充三ヶ年計畫第一年度事業遂行方針決議

産業組合擴充五ヶ年計畫は全國同志の熱烈なる活動に依り偉大なる實績を收め、産業組合史上二轉期を劃すべき發展を來し、茲に産業組合は不拔の國民經濟的地位を確保するに至れり、吾人は新に第二次産業組合擴充三ヶ年計畫を樹立し、全國六百有餘萬の組合員と地方的全國的聯合組織とを擧げて協力一致、新擴充計畫の第一年度事業遂行に邁進せんとす。
惟ふに我國は支那事變以來社會經濟狀況一變し、東洋平和確立

農民運動の状況

小なるが爲、其の重大責務を完全に果し得ざるに於ては中小産者の立場よりするも亦國家的見地よりするも遺憾甚だ深きものあるべし、政府は宜しく中小産者が克く自立自助爲し得るの基礎を培養し其の經濟を協同化し、其の地位の安定向上を圖り以て舉國一致國運の興隆に寄與することを得しめざるべからず。
仍て中小産者に對する各般の國策を徹底せしむるの要緊切なりと信じ、茲に政府に實行を要望すべき左記事項を決議し其の實現を期す。

記

一、農林漁業生産力の維持擴充

勞力補給方策の徹底、肥料の供給確保と價格の公正化、農林漁業金融の擴充、農業保險及農地制度の確立等の速かなる實現

の基石たらんとする民族的雄圖の實現を期し、國民思想の動向に一大飛躍を來せり。然れども尙抗日政權を徹底的に膺懲し、第三國の妄動を停止せしめ、日滿支三國の提携を鞏固にし、東洋平和工作の建設を爲さんとするには益々全國家の長期戰時體制を強化することを緊要とすべし、産業組合は須く此の國家重大時局に當り、克く國民精神總動員の趣旨を體し、生産力の維持擴充と國民生活の安定向上を企圖するが爲、第二次擴充計畫の第一年度事業の遂行を爲すの覺悟を新にせざるべからず。即ち産業組合は全體制の精神力を振起し、人的要素の刷新を圖り全組織の運行に和衷と迫力を治からしむることに努むると共に、産業組合網の完整、事業の大衆化、全系統組織の綜合的運營をなし、特に農産物の販賣、金融の統制、社會施設の實行等に就ては産業組合本來の使命に鑑み、私的立場を離れ、進んで國家的見地に立ちて之に應處し、以て産業組合をして、國防國家の重要な支柱たらしむべく全力を傾倒することを要す。

仍て第二次擴充計畫第一年度事業遂行に對する全國的方針の重要點を左記に置き、其の實現に力を致すと共に各道府縣に於ては夫々地方的實情に即したる方針を確立し、全國的に驍進的發展を期せんとす。

記

一、産業組合精神の昂揚

二、農林漁業生産力の維持擴充

三、國民厚生の徹底

四、地方的跋行狀態の是正

五、都市産業組合の發展

六、農山漁村團體の連絡強化

農民運動の状況

(二) 英國消費組合の日貨ボイコットに對する對策

英國消費組合が日貨ボイコットを決議し、日本商品の不買運動を開始せりとの新聞電報に接したる産業組合中央會に於ては、急遽之が對策を協議の結果不取敢其の真相を調査する要ありとなし、英國消費組合中央會及英國グラスゴー所在スコットランド卸賣組合宛次の如き電報を發したり。

電文

新聞電報に依れば貴國消費組合に於て日貨排斥の決議が行はれつゝある趣、右は支那事變に對する我が國の眞意を誤解されたるに基くものと慰料せられ遺憾に堪へず、産業組合の國際取引發展

の理想と特に兩國組合の交友關係が近年親密の度を加へつゝある事實に鑑み深甚の御考慮を希望する次第なり、簡詳細御一報を得ば幸甚の至りなり。

(三) 全國産業組合恩給協会の恩給金庫代理業務實施要望

恩給金庫業務を取扱ひつゝある産業組合を以て組織する「全國産業組合恩給協會」に於ては、今次議會に對し政府より提案さるゝ恩給金庫法案に關し産業組合をして其の代理業務を取扱はしむることは最も時勢に適應せる處置なりとして、一月十五日次の如き陳情書を貴衆兩院議員及關係當局者に發送せるが、更に關係代議士の紹介を得、議會に對しても陳情することせり。

陳情書

(イ) 第七十議會に審議未了となりし「恩給金庫法案」は今回更に政府により提案さる。
(ロ) 曩に審議未了となりし主なる理由は「恩給金庫」は單に數十萬人の受給者(殊に實質的には僅かに十數萬人の資金需用者)問題にして「庶民金庫法案」は數千萬人の庶民大衆に係る大問題なりとす、此數千萬人に係る庶民金庫法案を提出せずして舊官吏のみに係る「恩給金庫」法案を先議すべき理由なしとせるが輿論なりし。

(ハ) 斯る理由により今回兩法案が同時に提案さるゝこととなりしならん、由來庶民金融は産業組合中の信用組合が從來極力努力して之に當り來り居りしにより、大藏省當局は今回信用組合をして「庶民貸付金庫」の代理業務を取扱はしむるとの意志なるやに仄聞し、當局の處置が適當にして賢明なる裁量なりと考ふ、同時に庶民金融の一局部事業たる「恩給金庫」に就ては全國の各都市町村に現在する二百餘の信用組合が既に十數年來實際に之を取扱ひ、既に實質上の「恩給金庫」は爲政者の創始を待たずして嚴然と「信用組合」の手によりて實行されつゝある事實を認識

さるゝを要す。

(ニ) かゝるが故に今回政府の手にて新設せんとする恩給金庫の業務に就ては現に之が實務を取扱ひある「信用組合」をして、之が代理業務を取扱はしむることが最も適切にして賢明なる御處置なりと思考さる、既往十數年間大藏省及農林省兩當局の御検査を経て多大の努力を拂ひ、無事平穩に之を取扱を爲し來りし此種恩給金融業務を何等の報償もなく一片の法令により政府直營に移さるるが如きは、其無情たることを爲政者の敢て爲すべき行爲にあらずと痛感さる。

(ホ) 況んや此國家多事の際に當り國費の節約し得べきものは極力減少して國民の大負擔を軽減せしむることは國民の擧つて仰望し居る所とす、仍て「庶民貸付金庫」及「恩給金庫」の「本庫」のみは國費にて建設さるゝものとなすも、「支所」以下「出張所」の如

きは之を各府縣の「信用組合聯合會」及「單位信用組合」を其權利用せらるゝことにより國費は大に節約され得るの大利益ありとす。
(ヘ) 願くば非營利的にして公益的の社團法人たる産業組合をして「庶民貸付金庫」と同様に「恩給金庫」の代理業務を爲さしめられ、之が、時勢に最も適應せる處置にして且大に國家の費用を節することゝ爲る適確なる實情に御着眼下され、「信用組合」をして「恩給金庫」及「庶民貸付金庫」の代理業務をなさしめられん事を茲に賢明なる議員各位の裁斷に訴へ、兩院一致して斯く御決議あらんことを懇願致す次第なりとす。
右狀を具し陳情に及び候也
昭和十三年一月十五日
全國恩給取扱産業組合各府縣代表

三、農會の運動

系統農會にありては今次議會に於て臨時地方財政補給金の増額並に戰時體制下に於ける農業生産力の維持擴充に必須なる農業政策の實現に成功せざるべからずとなし、夫々運動を進めつゝあり概況次の如し。

(一) 臨時地方財政補給金増額運動

帝國農會に於ては今次議會に於て臨時地方財政補給金の増額を實現せしめざるべからずとなし、本月二十二日付を以て道府縣農會に對し積極的活動方を指令する所ありたるが、更に同日付にて衆議院議員に對し次の如き陳情書を郵送せり。

陳情書要旨

、、農に政府に於ても第七十三議會稅制の根本的改革案を提

案すべきを言明せられ候處時局重大の故を以て之を後日に延期したるは止むを得ざる處置とは謂へ農村の現状に鑑み誠に遺憾とす

農民運動の状況

る處に御座候

扱て今般土地賃借價格の改訂に因り地租並同附加税が相當の減額を豫想せらるゝは負擔不均衡に憫む農村として慶賀至極と被存候

然る所稅源枯涸せる農村に於ては之が補填策として戸數割其の他に於て再び増徴の餘儀なくせられんとする事態に有之候

御承知の如く支那事變發生以來農村に於ける臨時支出は莫大な額に上り居り、他方青壯年の應召或は時局産業への移動及馬匹の徴發、肥料、飼料等の供給不足、一般物價の昂騰等に因る農業生産力の減退、農村擔稅力の低下が憂慮せられつゝある折柄右の

如き事態は到底忍び得ざる所に御座候

就而事變下に於ける農村の現状御覽察の上稅制改革に基く國民負擔不均衡の是正を期し得ざる場合に於ては尠くとも右收入減を補填すべきは勿論然る後農村の實務遂行に支障なからしむる爲臨時地方財政補助金を相當増額せらるゝやう特に御盡力賜度此段奉懇願候

昭和十三年一月二十二日

衆議院議員殿 帝國農會長 伯爵 酒井忠正

(二) 道府縣農會長協議會の開催

一月廿八、九の兩日日本部講堂に於て道府縣農會長協議會を開催し、戰時體制下に於ける農會の態度につき「我國政治經濟の全國的戰時體制化、國家總動員態勢の完成は喫緊の要務なるを以て我等は勇躍農業部門に其の一翼を擔ひ、農業生産力の維持増進と農家經濟の安定向上に努め、銃後農村の護りを固くし愈、農業報國の赤誠を致し曠古の大業に全力を捧げん、」との聲明書を決定し、更に目下開會中の議會に對する要望事項並應召者に關する厚生指導に關し次の如く決議すると共に、之が實現化のため (1) 今期議會中系統組織の連絡を緊密化し、常に情報の交換を行ふこと (2) 帝國農會は農政委員會、道府縣農會長協議會を開催する外、政府、議會、政黨及貴族院各派に對し文書又は面接に依る陳情其他機宜の處置を採ること (3) 道府縣農會は地方農政運動の中樞として系統農會々員の結束に努むると共に、選出貴衆兩院議員に對し更に農村側議員としての決意を鞏固ならしむる爲適切なる處置を採ること」等の方法に依り努力することとせり。

「決議の1」

支那事變の進展に伴ひ農業生産力の維持増進、農家經濟の安定向上は益々其の急を要す、吾等は自奮自勵克く此の時艱に對處すと共に今期議會に於て左記事項の實現を期す。

記

- 一、國民負擔不均衡の是正
- 一、地方財政補助金の増額
- 一、農地調整法の制定

一、農業保險法の制定

- 一、政府出資に依る強力なる確安増産施設の確立
- 一、國民健康保險法の制定

「決議の2」

農山漁村の實情に鑑み傷痍軍人、遺家族並應召者の復員に關する厚生指導は極めて緊要の事に屬す、系統農會は固より之に對し萬全を期せんとするも政府は速かに右に關し適切なる對策を樹立し官民協力に遺憾なからしめんことを望む。

(三) 關西二府十七縣農會聯合會總會の開催

一月二十六日兵庫縣々會議事堂に於て第七回通常總會を開催し、第七十三議會に於て實現の促進を期すべき農村關係重要法案に關し左記の如き決議を爲すと共に之が實行方法を、(1) 本決議の要旨は直に電報及書面を以て總理、大藏、農林、商工、内務、陸、海軍各大臣、貴衆兩院議長各政黨總裁、貴族院各政派代表宛陳情し尙上京の機會に實行委員を選び面接陳情すること。(2) 本決議の要旨は直に帝國農會、並他の道府縣農會に通報し協力實現方を請ふと共に近く開會の帝國農會、農政委員會並道府縣農會長會及全國町村長會に連繫し中央運動の強化を圖ること。(3) 本決議の要旨を關西府縣下農村選出代議士並衆議院農政研究会及貴族院農政懇話會各所屬議員に通報し、盡力方を請ふと共に各府縣農會に於ては各選出區毎に選出代議士に對し激勵の方法を講ずること」と決定せり。

「第七十三議會に於て實現促進を期すべき重要政策に關する決議」

今次帝國政府の對支重大聲明に依り事變の前途は倍々堅忍持久

農民運動の状況

の覺悟を要し就中銃後を護る農村の責務一層重大なるものあるに鑑み吾等は茲に兵農一體の我立國の本義に則り飽く迄盡力協心農業報國の至誠を致し以て國防の完璧に努むべきは勿論なるも、内

顧みて積年の疲弊未だ癒えず、殊に其の最も苦痛とする所は公課負擔の都市に比し著しく苛重なるにあり。故を以て先年來國民負擔の均衡を主眼とせる税制改革の斷行を叫ぶこと久しと雖も尙其の實現を見ざるは深く遺憾とする所にして、而も今次事變費の負擔増加に伴ひ益、之が不均衡を甚しからんとす、依て吾等は今期第七十三議會に於て先づ以て之等負擔均衡を圖るべき適切なる政策の確立を第一義とし、併せて其の他重要施設の左記實現促進に努め以て銚後の重責を完ふせむことを期す。

記

一、税制改革の斷行

中央地方を通ずる税制の根本的改革を斷行し、國民負擔の不均衡を徹底的に是正することは農村多年の宿望にして、事變の擴大水鏡に伴ふ負擔増加は一層其の緊切なるを痛感せらるゝ所なるを以て速に之が改革を斷行せられたきこと。

二、地方財政調整交付金の増額

昨春第七十議會に於て實現を見たる地方財政調整交付金壹億圓の交付に依り偶々今次事變に際し銚後農村に於ける軍事後援其の他農村更生上諸般所要經費の農家負擔の上に多大の效果ありたることは顯著なる事實なり。然るに昭和十三年度に於ては地租決定の貸貸價格算出の基準たる米價の變動に因り、地租附加税の減收は約三千萬圓の巨額に達し、地方財政の窮乏更に一層甚しきものあるを以て此際相當増額の方法を講ぜられたきこと。

(四) 兵庫縣農會郡市農會長會議開催

兵庫縣農會にありても一月十一日神戸市産業獎勵館に於て郡市農會長會議を開催し、

三、肥料政策の改善擴充

現行重要肥料業統制法並其の運用上の實績に徴するに尙未だ以て改善擴充を要すべき點多からず、殊に現下の非常時局に際し低廉なる國産肥料を豊富配給を行ふこと極めて緊切なるの實情に鑑み、此際速に之れが配給改善施設に關し適切なる政策を講ぜられたきこと。

四、農地制度の確立

自作農創設維持の施設を擴充すると共に小作關係を調整し、農業經營農家經濟の安定向上に資すべき農地制度を確立し、以て農村平和農業生産力の維持確保を圖ること。

五、農業保險制度の確立

農業保險制度を確立し以て農業生産力の減退を防止し、農家經濟の安定を期すること。

六、國民健康保險法の制定

國民健康保險法を制定し、農村に良質低廉なる醫療施設を普及せしめ以て農村保健の向上を期すること。

七、農林行政機構の革新並農業團體の整理統制

中央地方を通ずる農林行政機構を革新し、其の分裂割據の弊を矯め眞に統一ある有機的統一體たらしむると共に錯綜重複せる農業團體の自主的整理統制の促進に資し、他面官民活動の分野を明確にし、以て小農の實情に適合せる官民一如の農村指導機構の整備強化を圖り銚後農村の實務遂行に付遺憾なからしむること。

關西二府十七縣農會聯合會に於ける決議事項と略同様の決議を爲し之が具體化に努むることとせり。

四、帝國水産會の運動

帝國水産會にありては一月二十六、七の兩日に亘り第十七回通常總會を開催し、皇軍に對する慰問決議並本年度事業方針、農林大臣の諮問に關する答申案等を決定する所ありたり。因に農林大臣に對する答申を掲ぐるに次の如し。

農林大臣諮問答申

- 一、漁村の中樞機關たる漁業協同組合機構を完備し經濟的機能の發動に因り生産品の價值の増進、漁業用品の廉價、配給、漁業資金の圓滑なる融通を爲さしむると共に、專用漁業權の擴充強化並に増殖施設の擴充に因りて生産の維持増進を圖らしむること。
- 二、漁業の現状並に將來に鑑み、漁業調整に關する施設を急速に實行すること。
- 三、漁村の特異性に鑑み之に適切なる金融制度を確立すること。
- 四、漁業經濟上最も重要な燃料油の輸入及配給制度を改革し配給を圓滑ならしむること。
- 五、漁村の實情に鑑み授産施設及共同曳船、漁業協同經營、漁業組合漁業自營等に關する施設を擴充すると共に漁船、漁具、漁場等の共同利用の施設を講ずること。
- 六、軍需工業の擴充、其他軍事施設の爲の供給調整に對しては關係機關の連絡協調を圖ると共に、勞働者の體位の維持並に漁村に及ぼすべき諸般の影響を考慮し、適當なる施設を講ずること。

- 七、滿洲、北支、中南支の漁業發展の爲め内地漁業に及ぼすべき影響に付き適當なる對策を講ずること。
- 八、南洋及支那に於ける漁業移住地の開拓、漁場及水産物市場の開發に努むること。
- 九、漁村の現状に照し之を維持するに要する人口等に關する根本方針を考究確立すること。
- 一〇、水産試験場其他の指導研究機關を擴充して生産力の維持、生産物の利用並に價值の増進に關する方法を講ぜしむること。
- 一一、漁村指導員を増設して其の充實を圖り且つ指導員に對する再教育を實施すること。
- 一二、事變の恒久化と戦線の擴大に伴ひ銚後の施設も益、多岐に亘り系統水産會の活動範圍も頗る廣大となりたるを以て之が任務の達成上遺憾なからしむる様助成の道を講ずること。
- 一三、漁業労働の紹介斡旋に付き特別の方策を講ずること。
- 一四、漁村中心人物の養成に努むること。

水平運動の状況

一、全國水平社の運動状況

(一) 全水内に於ける右翼轉向策動の状況 (1) 最近に於ける運動の類勢 全水總本部に在りては昨年三月、中央委員井元麟之外三名が治安維持法違反事件に依る檢舉に遭ひて俄かに其の有力なる闘士を失ひ、爾來運動頓に沈靜するの状況なりしが、同年十一月に於ける新興佛教青年同盟の一齊檢舉に依る影響或は時局的刺戟は更に此の傾向に拍車を掛け、衰退の兆極めて濃厚なるものありたり。

(2) 大阪府聯の轉向策動 於茲、全水大阪府聯執行委員長松田喜一は、此の傾向を憂慮し「全水運動の沈靜は其の運動方針が當時に於ける客觀狀勢を無視せるが爲にして、之を打開するには其の時々の社會情勢に合流するを要すべく、現在に於ては右翼團體との提携を第一義とすべし」との意圖の下に、皇國農民同盟に關係を有する元全水幹部清原一隆と連絡する一方、曩に大日本青年黨大阪府聯(進)に入黨して全水獲得運動に奔走しつつある水平社同人亀本源十郎とも策應して、昨年十月十五日大阪中央公會堂に於ける反英國民大會に出席の爲め、建川美次中將が來阪せるを機會に大阪ホテルに於て催されたる大日本青年黨分子を中心とせる座談會に出席、同黨幹部と會談を遂げ爾來再三同黨關西支部を往訪提携策動中の所、既に或る程度の諒解を得たるもの如く、昨年末より全水内に於ける同志全水大阪府聯委員高畑久五郎以下自派分子二、三十名を順次同黨に加入せしめ、又本月八日右高畑方に西成皮革工組合(組合員約四、五十名位)の幹部を招請、座談會を開催し、席上松田は將來積極的に大日本青年黨の運動に邁進するの決意を表明、又高畑は西成皮革工組合の發展的解消を力説、遂に

組合員の贊同を得、同組合全員を大日本産業勞働團に入團せしめ皮革工分團結成を齎すに至れるが、尙引續き各方面に説得入黨勸誘に努めつつある模様なり。

然れども松田等は曾て社大黨を支持し居たる關係上本運動の表面化を恐れ、飽迄之を下部組織に於ける發意の如く偽裝せんが爲め、豫め個人的入黨の事前工作を完了したる後、更めて組織の會合を催し、其の席上初めて之を一定方向に導くが如き形式に依り漸次總本部並に各聯合會に波及せんと爲し居り、又全水其のもの之を解體する事なく、一活動團體として其の儘黨内に存續せしめんとするもの如し。

(3) 將來に於ける發展性 全水幹部間に在りても既に全水が從來左翼思想に依りて行動しつつありたる誤謬を認め相當運動方針の轉換を圖るべき必要ある旨の意嚮を有するもの相當あるを以て、將來何等かの具體化を見るべき傾向あるも、右松田、高畑等を主體とする大日本青年黨に對する解消問題は、從來全水内に於ける左翼的尖鋭分子として目されたる兩者が、時局柄極めて不利なる客觀情勢に逢着して突出せる自己防衛の一策なりと認めらるる疑ひ極めて濃厚なるが故に其の發展性に乏しく假令、全水の右翼轉向實現の機に至るも其の具體化は至難なるものと想像せらる。

(二) 全水中央委員會開催計畫 全水總本部に在りては時局に對處する運動方針協議のため、二月六日午前十時より東京市赤坂區表町二丁目八番地松木治一郎事務所に於て中央委員會を開催すべく本月末夫々其の召集狀を發送したるが、方向轉換問題は現下に於ける重要問題として相當論議さるるものと認めらる。

朝鮮人運動の状況

一、支那事變に對する在任朝鮮人の動靜

(一) 在任朝鮮人の銃後の活動状況 本月中に於ける在任朝鮮人の銃後活動は、大體左表の如くにして時日の経過と共に微弱化を免れざるも一面着實化の傾向を辿りつゝあるやに認めらる。

| 慶府縣名 | 獻金 | | 團體 | 祈願 | 武運長久 | 其他 |
|------|------|---------------|-----|-------------|------|---|
| | 團體 | 個人 | | | | |
| 警視廳 | (二)五 | 四九、一〇 (五〇) | 八四 | 八七、二〇 | 一 | |
| 京都 | 一 | 四、八〇 | 六 | 四八、〇八 | 二 | 一、醬油新製商會金夢世は出征軍人家族の和服裁縫仕立品集配の努力奉仕を爲しつゝあり 一、乙訓郡内鮮自助會は十二月十九日映畫會を開催し出征軍人遺家族四〇〇名を招待せり。 |
| 大阪 | 一 | 四、八〇 | 七 | 六三、三〇 | | |
| 神奈川 | 一 | 三、〇〇 | (三) | 五、〇〇 (三) | | |
| 群馬 | | | 一 | 五、〇〇 (三) | | |
| 千葉 | 一 | 一五、〇〇 | 一 | 五、〇〇 | 一 | 八幡橋風會は一月二十日會員の製造に係る海苔二〇〇帖を持参りして佐倉町所在陸軍病院、千葉醫大内同分院に傷病兵を慰問せり。 |
| 三重 | 一 | 五、〇〇 | 三八 | 一〇一、〇〇 | | |

| | | | | | | | |
|----|------|----------------|-----|---------------|----|-----|---|
| 愛知 | | | | | 二 | 一三九 | 牛乳搾取人金容泰外一八名は十二月二十八日出征軍人遺家族一四戸に對し白砂糖二斤宛を贈り慰問せり。 |
| 滋賀 | | | 一 | 五、〇〇 | | | 日稼業今日出外一二名は、慰問金二、九〇錢を持参し、一月二十七日京都陸軍病院大津臨時分院を慰問せり。 |
| 長野 | | | 一 | 五、〇〇 | | | 高岡協同會は、一月三日松井、寺内最高指揮官富士井部隊長宛感謝電報を發送せり。 |
| 山形 | | | 九 | 九〇、〇〇 | | 七〇 | |
| 富山 | | | | | 一 | 七〇 | |
| 鳥取 | | | 七 | 一六、五〇 | | 五〇 | 内鮮協和會は、十二月十三、四、五日の三日間映畫會を開催し出征軍人遺家族四七八名を招待せり。 |
| 岡山 | | | | | 一 | 五〇 | |
| 廣島 | | | 三四 | 五三、五〇 | 一 | 一三〇 | |
| 福岡 | (六) | 四七、七九 (二八) | 一八四 | 一三五、六五 | | | |
| 佐賀 | | | 一 | 五、〇〇 | | | |
| 合計 | (一五) | 五五三、六九 (七八) | 三七四 | 五三九、一三 (三) | 一七 | 五七九 | |

備考 (一)内は慰問袋の獻納を示す。

(二) 在京アナ系朝鮮人團體の解消 在京アナ系朝鮮人團體は最近著しく衰退の状況にありて、本年初頭に於ては、朝鮮東興労働同盟會以下五團體二一〇名存するに過ぎず、而も其の構成分子の個人的生活は極度に窮迫し大部分は、自由労働、雜業等により辛うじて生計を維持しつつありて、團體的行動として見るべきもの殆んどなき状況にありたり。

而して今次の支那事變に際しても日和見的態度を持して時局協力の實を示さざりしが時日の経過と事變の擴大進展、前線

銃後相呼應し著しく國威を顯揚するに至るや、漸く時局に目醒め、内地人に伍して銃後の活動に参加するものを出すに至れり。茲に於て各組合幹部に於ては、時局對策協議中の處、遂に過去の無軌道的行動を清算し、今後善良なる日本臣民として更生すべく態度を決し、本月十九日「朝鮮労働者合同組合」の解體を最初として「朝鮮一般労働組合」(一月二十一日解體)「朝鮮東興労働同盟會」「同高田部」(一月二十七日解體)の解體相踵ぎ本月三十一日「黑色労働者聯盟」を最後に在京アナ系朝鮮人團體は全部解體せり。

然れども一部分子中には右解體に釋然たらざるものあるやに認めらるるを以て警視廳に於ては其の動向注意中なり。

(三) 事變に關し流言を流布せる朝鮮人檢舉

東京市城東區龜戸町六ノ七八地尹炳煥方ラヂオ部分品製作工趙仁濟當時二十四

年は、共產主義運動に参加せる前歴ありて檢舉後と雖も依然共產主義的思想を清算するに至らず其の動向注意中の者なりしが、支那事變發生以來同僚金福植外數名に對し「今後の戦争は日本が北支を奪ふ爲にやつた事で、日本が侵略を止めない限り支那は飽く迄抵抗するであらう」「日本も支那一國が相手なら勝つだらうが支那には露國が附いて居り、ソ聯の軍備は素晴らしいから最後に於て日本は敗ける。その時吾々朝鮮人は露國に附いて働かなければならない、そうすれば露國は朝鮮を獨立させて呉れるだらう」其の他軍の行動に關し流言を流布しつつありたるを警視廳に於て檢舉し、本月二十五日陸軍刑法第九十五條違反として送局せり。

(四) 事變の在任朝鮮人に及ぼせる影響

(1) 陶磁器業に稼働せる朝鮮人の離職 愛知縣下瀬戸地方の特産物たる陶磁器製

造業は、事變の影響を受け不振に陥りつつありたる處、本月初旬米國向商品の注文取消に因り大打撃を受け、各工場共五、六割程度の操短、臨時休業の止むなきに立到れり。爲に之が職工として稼働中の成人朝鮮人(二、七二四名)中には相當の離

職者を出すに至れり。

縣當局に於ては、事業主の考慮を促すと共に協和會瀬戸支部を通じて他地方への出稼を勸奨中にあり。然れども離職朝鮮人は、何れも五年乃至十五年同地に在住し、土著民化しつつある關係上他地方への出稼を嫌忌しつつあり。

(2) 富山縣下屑買其他雜業労働者の状況

本年初頭縣下在住朝鮮人有業者一、〇四八名中屑買其他之に類する雜業

に従事する者は三二、九パーセントを占め、土木建築労働者に亞ぐ多數を示しつつあり。而して之等は事變以來公共團體等が國防献金的手段として屑買其他の不用品を蒐集するに至りたるに相當の脅威を受け不満を洩しつつありたるが、右業者を多數組合員とする「中新川郡報國善治會」に於ては之が對策協議中なり。

(五) 事變に伴ふ朝鮮人労働者の需要状況

(1) ガラ紡業者の朝鮮人渡航論止緩和運動 愛知縣幡豆郡平坂町中畑所在「中

畑ガラ紡組合」加盟の一四工場にありては、事變の影響を受け業界不振に陥りたるを以て客年八月間屋筋と協議の結果五割操短中の處、最近北支の明朗化に伴ひ業界漸く好轉を辿るに至りたるを以て本月中旬以來全操業を開始せむとせるも各工場共職工不足の爲目下七割程度より操業し得ざる状況にあり。各工場に於ては職工募集に奔命中なるも、工場設備の不完全と労働條件劣惡の爲意の如くならざるに焦慮し、朝鮮現地より朝鮮人労働者を募集すべく計劃し、岡本代議士稻垣縣議を通じ關係方面に渡航論止制度緩和方陳情中にあり。

(2) 江田島漁業組合の朝鮮人漁夫募集計劃

廣島縣安藝郡江田島方面にありては、漁夫の應召者相當數に達するのみならず廣島、吳市方面に於ける軍需工場、御用船、陸軍運輸部等の要員に應募又は轉稼する者續出し漁夫の不足を來しつつあり。

江田島漁業組合に於ては、此際朝鮮現地より朝鮮人漁夫を募集すべく企圖し、同一事情にある各漁業組合と連絡し所要人員取纏の中にして近く關係方面に新規渡來の朝鮮人取締の緩和方陳情すべく準備中。而して之が所要人員は江田島漁業組合六〇名隣接組合を合し二〇〇名内外にして、若し取締の緩和されるに於ては、四月より十二月迄の契約にて一人三十圓乃至八十圓の前借にて渡來せしむる豫定にあり。

二、志願兵制度實施方發表に關する反響

(一) 概説 朝鮮の民度、民情の進展に伴ひ、朝鮮同胞の兵役法施行、義務教育制の實施、參政權の附與等に關する要望は年と共に高潮し、夫々の立場より之が速かなる實施を要望しつゝありたり。

特に兵役法施行に關しては、滿洲事變以後の緊迫せる國際情勢に刺戟せられ、内鮮人の區別なく、一致帝國の國防に當らむとするの氣運頓に熾烈となり、帝國議會其の他の要路に兵役法の施行、又は其の前提としての志願兵制度施行を請願せるの事例屢なりしが、今次支那事變の勃發は、愈、國防第一線參加熱を昂揚せしむるに至れり。

然る處本月十五日陸軍省より、別項の如く朝鮮に志願兵制度を施行する旨發表さるゝや、其の待望の久しかりしが故に、一般朝鮮人は歡喜して之を迎へ、「一視同仁の聖旨の顯現」「内鮮一如の實これより擧る」等と爲しつゝあり。今右發表に對する在住朝鮮人の反響其他、之が發表の経緯等を摘記せば次の如し。

(二) 反響

(1) 朝鮮人の意嚮 「朝鮮人同胞の兵役義務負擔は、相當以前からの問題であつたが、今回志願兵制度が實施せらるゝに至つた事は眞に喜びに堪へない……今回の志願兵制度も、或る意味で試験であると思ふから、採用された青年は吾々の心中を理解し、好成績を擧げて呉れ、ばよい」等一般に多大の感激と満足を以て之を迎へ「吾々も勉強すれば兵

隊になることが出来る」と朝鮮人兒童の就學率頓に向上せる地方さへあり。然るに一部に於ては、現在の民度、民情を考慮することなく、「吾々の望む所は志願制度ではなく、義務制度であつた」と爲す者相當ありて「志願制を以て最も妥當なり」と爲すは僅に一名を見るのみ。其の殆んど大部分は、本制度を以て兵役法施行の前提と爲しつゝあり、中には

(イ) 「三大義務中、納税の義務と兵役の義務を果すこととなりたるに付、義務教育制を早急に實施し、合せて朝鮮同胞の主張する日本臣民としての權利、即ち轉籍の自由、渡航の自由、言論結社の自由等と日常生活上痛切に感ずる幾多の權利が認めらるべきである」

(ロ) 「志願兵制度實施前に參政權附與を望んでゐた」

等と偏見を洩し、或は蘭を得て蜀を望む朝鮮人の惡き性格を露呈するもの亦相當あり。又

(ハ) 「現在の情勢にては、相當数の志願者がある事と思はれるが、事變が終れば熱が冷め自然減少を示すのではないか」

(ニ) 「今日志願する青年諸君は、愛國心の發露より出發したるものに非ずして、單に好奇心に馳られ志願する者が大部分の様と思はれる、全鮮十三道より定員の志願者があるか疑はしい」

と悲觀的言辭を弄し、

(ホ) 朝鮮人を兵隊に採用するのは、未だ時期が早い、それは大部分の朝鮮人が未だ日本人にはなり切つて居ない事で、帝國の爲に朝鮮人がどうしても働かなければならないと云ふ氣持が起きて來ない事である」

として志願兵制度の實施を時期尙早と爲すもの等あり。留學生方面に於ては、「吾々學生は現在の處、志願兵制度が實施されるゝも幹部候補生に爲る資格がないから差當り何の影響もなく」

朝鮮人運動の状況

として、無關心の態度を示しつつあるは注目に値す。

- (2) 内地人の意嚮 内地人も亦本制度實施を以て時宜に適應せる政府の英斷なりと賛意を表しつつあるも、一部には「國民性を異にする朝鮮人が果して内地人と同様減私奉公に出づるや疑なしとせず、且人選を誤らんか在外不逞分子と連絡する處あり」

(ロ) 若し内地人兵士にして差別的舉措を爲すが如きことあらば、折角の本制度も逆効果を齎すべきに付、十分なる用意と注意を必要とす

等と些の疑懼を持つるものあり。

(3) 臺灣人の意嚮 統治の歴史淺き朝鮮に對し、臺灣に先ち志願兵制度を實施せらるゝは不公平なりと、不滿の意を洩しつつあるも、其の多くは早晩臺灣にも實施せらるゝならむとの期待を持しつつあり。

(4) 其の他 實施發表後警察署、憲兵隊、市、區、町、村役場等に出頭し、志願手續の教示又は之が手續斡旋方申出づるもの京都、大阪、滋賀、岐阜、石川、鳥取、岡山、廣島、山口、和歌山、徳島、愛媛、高知、福岡、大分、佐賀の各府縣下に續出し、其の數一五〇名に達する状況にあり。而して之等の中には一時の昂奮に馳せられ、又は賣名的行爲と認めらるるものもあるも、大半は極めて眞摯に國防第一線參加を熱望しつつあり。然れども其の教育程度等に鑑み、適格者は極めて少數と認めらる。

又朝鮮人團體等に於ては、祝賀提灯行列、實施奉告祭を執行し、或は關係方面に感謝電報を發する等實施發表を謳歌しつつあり。然れども、民族主義系團體は是非の論を差控へ、努めて無關心の態度を持しつつあるは注目に價す。其の状況次の如し。

| 縣府名 | 團體名 | 運動概況 |
|-----|-----------|--|
| 北海道 | 函館新興共濟會 | 一月十八日首相、陸、海、拓相、朝鮮總督に對し左記感謝電報を發せり。 「朝鮮に兵役施行の旨發表され内閣協和の爲感謝に堪へず謹んで謝意を表す」と 同日午後七時事務所前に會員一二〇名集合し皇居進拜の後祝賀提灯行列を舉行せり。 |
| | 財團法人相愛會 | 一月二十一日午後六時本所、深川區居住朝鮮人四〇〇名を動員し宮城前廣場に於て天皇、皇后兩陛下の萬歳を三唱し其後拓務省陸軍省其他關係方面を歴訪し祝賀提灯行列を舉行せり。 |
| | 眞宗本派朝鮮協會 | 一月二十二日眞宗本派本願寺築地別院に於て「朝鮮志願兵制度實施記念祝賀會」を開催し陸軍大臣外關係當局に對し感謝文提出の件其他を議決し李元錫以下三三名は明治神宮靖國神社に參拜せり。 |
| | 朝鮮青年團 | 一月二十三日午前十時四十五分頃團長金在永以下一五名は宮城廣場に集合の上宮城進拜の後拓務、陸軍省其他關係方面を歴訪し感謝狀を提出せり。 |
| | 朝鮮義勇報國團 | 洪淳鎭當三十三年は客年八月以來岩佐陸軍中將等名士の援助の下に朝鮮義勇報國團を結成し、准備中の處志願兵制度實施の發表あるや一月二十五日附「今やその具體的なる第一目的の達成を見ては先づ我等も結成を解き更に新たな活動に入るを至當とせむ」云々を内容とする本團解散聲明書を發表せり。 |
| 京都 | 太陽青年會 | 一月十七日午後八時事務所前に會員五二名集合し會旗を先頭に提灯行列を行ひ、京都御所建禮門前に於て皇居進拜後天皇陛下の萬歳を奉唱散會せり。 |
| | 神戸國防青年團 | 一月二十四日陸、海、拓相、朝鮮總督宛感謝狀を發送せり。 |
| 兵庫 | 尼崎内鮮同愛會 | 一月二十六日午後七時四十分より尼崎在住朝鮮人約四〇〇名參集し、共同祝賀會を開催せり。 |
| | 愛國青年團 | 一月二十日午後八時より名古屋市中區市社會館に臨時幹部會を開催し、朝鮮總督宛左記感謝電報を發送せり。「朝鮮志願兵制度實施に伴ふ閣下の絶大な御努力に對し深甚なる敬意と感謝の意を表す」 |
| 愛知 | 愛國鮮友從業員組合 | 一月二十二日朝鮮總督宛左記感謝電報を發送せり。「日本人の一人として待望の志願兵制度施行を祝ふ」 |
| | 内鮮協和會青年部 | 一月二十二日午後七時より朝鮮人三九名内地人二三名出席の下に祝賀會を開催せり、青年部員三三名は約三十分間部隊教練を行ひ氣勢を昂げたり。 |
| 岡山 | 内鮮協和會 | 一月十七日午後七時より副會長中洪鎭以下三〇名は村社玉姬女神社に參拜、皇軍の武運長久、傷病將士の快癒を祈願後祝賀會を開催せり。 |
| 廣島 | 協和會東支部 | 一月十六日陸、海、拓相、朝鮮總督宛左記感謝電報を發送せり、「熱烈せる我等鮮人の陸軍志願兵制度確立を感謝すると共に皇國民としての本分に邁進せむことを期す」 |

朝鮮人運動の状況

朝鮮人運動の状況

| 大分 | 山口 | | 福岡 | |
|-------------|--|---|---|---|
| | 徳山協進會 | 徳山共榮會 | 富田労働救済會 | 若松親交會青年團 |
| 大分縣下在住平島人大會 | 一、一月三十一日會員一五名は會旗、國旗を先頭に遠石八幡宮に參拜し、志願兵制度實施祭典を執行せり。 | 一、一月三十一日會員四五名は會旗、國旗を先頭に遠石八幡宮に參拜し志願兵制度實施祭典を執行せり。 | 一、一月三十日會員一二〇名は國旗を先頭に縣社山崎八幡宮に參拜し志願兵制度實施祝賀記念式を舉行せり。 | 一、一月十七日午後七時事務所に於て緊急役員會を開催の上「此の意義ある志願兵制度實施區域を擴大し、内地在住朝鮮人志願者は、全國各師團に配屬せられる様」云々を内容とする嘆願書を作成し陸相宛發送せり。 |
| | | | | 一、一月二十六日首相以下關係方面に「吾等は今日の悦びを永遠の子孫に傳へ、天皇陛下に忠誠を誓ひ奉り、内地一如の精神を具現し半島文化の施設を擴充し益々帝國の發展に必死の努力を傾注せん事を期す」云々を内容とする感謝狀を發送せり。 |
| | | | | 一、一月二十八日午前十一時より大分縣教育會館に於て大分内鮮協和會以下一〇團體關係朝鮮人業務に渾身の力をこめて、祝賀並に時局大會を開催し宣言及「志願兵制度實施に鑑み各自職分に恪行し、他三項の決議を可決し關係方面に感謝電報を發送せり」 |

(三) 實施方發表の経緯

元來兵役法は、戶籍法の適用を受け、内地に本籍を有するものみに適用され來りし關係上、轉籍を認められざる朝鮮人に對しては原則として之が適用を見ず。(兵役法第二十三條)例外として(一)中等學校卒業後、士官學校等の學業を終へたる者及(二)内地人と入夫又は養子縁組を爲せる徵兵適令者に對してのみ、之が適用を見たるに過ぎず。爲に「兵役法の施行」其の前提として志願兵制を施行せよとは、第六十七回、第七十一回帝國議會等に於て朴春琴代議士により提唱せられ、其の他の朝鮮人有識者等は、個人的に又は團體的に、之が實施の速かならむことを強調し、要路に請願するの事例尠からざりしが、氣運未だ熱せずして之が實現を見るに至らざりき。

而して之が實現の困難視されたる原因は、一に止らずと雖も、其の主要なるものは實に、朝鮮の民度民情の未だ其の域に達せざりしに因るものと認めらる。嘗て軍當局は一般朝鮮人の熾烈なる要望に鑑み此點を明にせり。即ち「現在の朝鮮の

實情より見て、其の適齡青年が二年或は三年徵集されたる場合、殘されたる家族は如何にして生計を維持するであらう。既に早く此の制度の施行されたる内地に於てすら、一家の經濟状態より兵役に徵せらるるを苦痛と爲し、動もすれば徵兵忌避の汚辱を敢てするものなしとしない。況んや一般民度の低き朝鮮に於ておや、朝鮮に兵役制度を實施せざる原因は、その民情に對する軍當局者の深き思ひやりに基くものである。「言語の相違は、軍隊教育を實施する上に於て、非常なる支障を惹起し易いことは否むことの出来ない事實にして、朝鮮壯丁の爲に特別の言語を用ひ、特別の教育を施すが如きは到底不可能の事である」(昭和九年八月一日付朝鮮義勇團パンフレット第一號「朝鮮同胞に自覺を促す」朝鮮憲兵隊司令官陸軍少將岩佐祿郎)

又去る第六十七回帝國議會に際し、朴春琴代議士提出に係る「治鮮政策に關する質問主意書」中「朝鮮人ニ對シ徵兵ノ義務ヲ課セラル、意思ナキヤ、陸軍大臣ノ所見如何」に對し政府は、昭和十一年二月二十九日付答辯書に於て、「帝國ノ國防ニ内鮮人ノ區別ナク一致之ニ當ラムトスルノ主旨ハ大イニ歡迎スル所ニシテ、我ガ朝鮮統治ノ方針亦一視同仁差別ヲ設ケザル所ナルモ、諸般ノ狀況ニ於テ内地ト同ジカラザルモノアル朝鮮ニ對シ、内地同様ニ兵役制度ヲ實施セムトスルハ未ダ其ノ時期ニ達セズトノ考ナリ」と云ひ、今回の陸軍省發表も亦、朝鮮の民度民情が兵役法施行を尙早とする點を明にせり。

然るに民度民情進展の基準と認めらるる、普通教育は、年と共に其の機關完備し且普及するに至り、青少年の多くは漸次兵役服務能力を具備するに至れり。加ふるに祖國防衛の思潮は、支那事變の發展に伴ひ愈々瀰漫し、銃後の熱誠亦見るべきものあり、茲に於て關係當局は朝鮮同胞に國民としての義務の途を盡さしむると共に、之に希望を與ふべく遂に今回志願兵制度を實施するの運びに至りたるものとす。

朝鮮人運動の状況

朝鮮人運動の状況

(四) 陸軍省発表(二月十五日午後四時三十分) 朝鮮の民度民情の進展に伴ひ朝鮮人に對しても志願兵制を許可し、之によつて皇國臣民たるの鍛鍊を加へ、内鮮一體の國防に寄與せしむるを適當と認め、志願兵は朝鮮總督府に於て特別の教育を施したる者を選抜採用し採用後の身分取扱及び服役は内地人の徵集兵と同様にすべく目下陸軍拓務兩省に於て立案し慎重審議中なり。

三、朝鮮人の内地出入状況調 (凡例○印増 △印減)

| 月次 | 入國者 | 出國者 | 入國者と出國者の比較 | | 前年同期との比較 | |
|------|---------|---------|------------|--------|----------|-------|
| | | | 入國者の増 | 出國者の増 | 入國者 | 出國者 |
| 十二月 | 八、七〇六 | 九、九二〇 | | 一、二一四△ | 一、一〇五〇 | 七 |
| 自十一月 | | | | | | |
| 合計 | 一一八、九二二 | 一一五、五八六 | 三、三三六 | | 三、〇四六〇 | 二、四二四 |

宗教運動の状況

一、支那事變に関する宗教諸團體の動靜

(一) 一般状況 支那事變に關する宗教諸團體の銃後活動は、其の後に於ても引續き屢報の方針を踏襲して國民精神の作興、又は恤兵乃至出征兵士遺家族等の慰問若は軍需品類の献納等各方面に涉つて奔走を續けつゝあるが、其の状況は一般に低調にして特記すべき活動殆んどなく、僅に神道方面に於て本月十一日各派管長等が打ち揃つて伊勢神宮に参拜し、又本月十七日神道教派聯合會が東京市所在軍人會館に於て「支那事變戦没者慰靈祭」及「時局講演會」を開催し、更に基督教方面に於ては一月一日早曉「基督教徒祖國愛運動」本部が、加盟各教會其の他の基督教徒約七百名の参集を得て宮城二重橋前に於て元旦祈禱祭を舉行したる等のことありたるに止りたり。而して事變關係の各種取締状況に就て概述すれば、偏狹なる宗教的平和論に捉はれたる一部宗教家等の反戰的言動は、其の後に於ても猶陰に陽に行はれつゝある模様にして、本月中にも後記の如く無教會主義基督教者政池仁が頑迷なる反戰所説を流布して出版法違反事件を惹起し、警視廳に檢舉せらるゝ所ありたり。又宗教々師等の時局利用の不正行爲は別項「宗教關係事犯檢舉概表」に登載したるが如く、總計十數件にして其の件數は前月に比し稍減少の傾向を示せるが、或は恤兵慰問に藉口して金品を詐取し、又は出征兵士遺家族等の心的動搖に乗じて誑説を流布し、私利を圖らんとするが如き惡質事犯未だ其の跡を絶つに至らず、之が取締は向後と雖も尙閑却を許さざるものと認めらるる状況なり。更に戦没者公葬問題を續き神職對僧侶間の抗争は依然として解決するに至らず、一部地方に於ては神職側の積極的運動開始に影響せられて、却つて激化せんとしつゝあるものすら見る實情にして、其の動向に就ては一應留

意の要あるべし。

(二) 基督者の出版法違反事件 東京市杉並區天沼在住著述業政池仁富三十九年は、豫て東京帝大在學中故内村鑑三の指導を受けて無教會主義基督教を信奉し、爾來文書、講演等に依つて其の布教傳道に努め來れるが、其の信仰の進むに従つて益々基督教の超國家的平和觀を盲信し、單なる宗教傳道に止らず併せて偏狹なる反戰的思想の流布宣傳に努むるに至れり。仍つて警視廳當局に於ては豫て其の言動に注意中の所、偶々客年七月以降今次事變勃發するや、更に其の所信たる反戰思想を宣傳普及するの要ありとなし、舊臘三日附舊著「基督教平和論」(昭和十一年九月初版出版)を再刊して廣く同信者其他に頒布せんとせり。

然るに該著書の内容は本名の敘上信念に基きて終始反軍反戰の思想を屢述せるものにして、或は事實を歪曲して日本を以て侵略國なりと妄斷し、又は現在の日本軍人には武士道的道義全く頼れて殊更殘虐の行爲を敢てするに至れりと誹謗し、或は軍事豫算を批判して其の龐大を責め、斯くては日本は經濟的に破綻して遂に社會革命を誘發し滅亡するに至るべしと豫斷する等不穩のものなりし爲、十二月四日附内務大臣に於て安寧秩序を紊すものとして發禁處分に附せらるゝに至れり。茲に於て警視廳當局にありては、本名平素の言動を綜合考察して斷乎たる措置を講ずるの要あるを認め、本月中旬著者政池及發行人高山神吾を検舉取調の上、本月二十四日出版法第二十七條違反事件として東京刑事地方裁判所檢事局に送致する所ありたり。

二、大本事件一部被告の豫審終結

皇道大本の治安維持法違反並不敬事件は既に屢報したるが如く、昭和十一年三月以降出口王仁三郎以下六十一名が逐次起

訴豫審に附せられ、爾來京都地方裁判所豫審當局に於て鋭意審理中にありたるが、舊臘二十八日に至り漸く其の一部、本部統理、王仁三郎女婿宇智磨こと出口伊佐男以下三十名に對する豫審を終結し、本年一月二十五日夫々各被告に對し京都地方裁判所の公判に附する旨の決定書を交附する所ありたり。斯くて本件殘餘の被告は曩に病没したる元大本教總務岩田久太郎及浦和分所長宮川剛の兩名を除き、出口王仁三郎以下二十九名となれるが、之等の各被告の審理も著々進捗しつゝある模様にして、當局に於ては今後も其の取調の完了次第逐次豫審を終結して決定を行ふものゝ如し。

而して前敍出口伊佐男等の豫審終結決定書の内容は、事實の性質上不逞不敬を極め、若し不用意に其の内容が關係者以外に傳へらるゝ等のことあらんか、單に殘餘未決定被告等に對する豫審の内容を漏洩するの結果となるに止らず、其のこと自體が直ちに恐懼に堪へざる不敬行爲ともなる處ありたるが爲、豫審當局に於ては之が交附に就て特に細心の注意を拂ひ、豫め「決定書の内容を被告及辯護人以外の者に披見せしめ、又は漏洩する等のことある時は、直ちに新なる不敬罪を構成するの處ある」旨を嚴重警告して、當該被告若は其の代理人(辯護士)にのみ直接手交するの特別なる方途を講ずる所ありたるが、更に檢察當局に於ても敍上の趣旨を徹底せしむるが爲、其の前日即ち一月二十四日京都市所在の各新聞記者等を地方檢事局に招致して、各新聞紙には概ね豫審終結したる旨を抽象的に報道するに留め、決定書の内容に立入りて報道する等のことなき様豫め懇談する所ありたり。

更に敍上大本事件一部被告の豫審終結に關する一般的反響は、既に世人の關心薄らぎたと前述當局の周密なる配慮ありたる等の爲格別のこともなく經過したるが、元信者間に於ては右終結を機として或は「當局はあれ程騒いだ事件だから公判文には附せねばならぬとの見解の様であるが、近くは帝人事件の例もあり公判の結果どうなるか豫測し難いものがある」云

三、又は「檢舉以來滿二ケ年餘を經過して漸く下級幹部三十名に決定があつたと謂ふ事は、即ち確證がなくて當局が持て餘して居る證據である。何れ時の力に依つて大本も復活するであらう云々等の感懐を漏すものある實情にして、斯種元信者の言動に就ては引續き嚴重なる視察取締の要ありと認めらる。

三、本門法華宗の不敬問題

東京市本郷區駒込淺嘉町に宗務廳を置く本門法華宗は、所屬寺院三百二十餘ヶ寺、教會所百八十餘、僧侶約一千二百名ありて檀信徒約四十三萬を擁する宗團にして、從來五大本山の貫主輪番にて管長の職に就き其の宗務を統轄し來れるが、沿革上各本山は夫々獨自の末寺を擁して一派を爲し、管長の威令も他本山末寺に對しては兎角徹底を缺きて宗務滯滞し、加之五大本山は互に派閥を爲して勢力を争ふ等の爲、宗内は動もすれば内紛、抗争を惹起して動搖するの状況にありたり。然るに偶々客年八月初旬、豫て本宗當時の管長及内局(内局とは事實上宗教の執掌處理に當る宗務總監以下の役員組織なり)を快しとせざる在阪大日本佛教會本部主導(元京都市所在本宗常住院寺務取扱)岡田孝次郎及本宗權少講師北田秀達(兩名は、本宗學林教授刈谷日任著「本門法華宗教義綱要」(昭和十一年版)及同學林教授泉 智丘著「隆門綱要」(昭和八年版)中に不敬の記述(後記参照)あるを指摘し、宗門改正の爲と稱して内局攻撃を策し、爾來屢々リーフレット其の他の印刷物を頒布して其の問題化に狂奔するに至れり。

而して問題の著書たる「隆門綱要」は昭和八年版の舊著にして、當時四圍の情勢上格別のことなかりし爲何等の措置をも講ぜざりし模様なるも、刈谷日任著の「本門法華宗教義綱要」は其の發行直後不敬の箇所を發見し、宗務當局より取敢へず當該箇所の削除方を通達しありたるものなりし爲、内局に於ては岡田等の右策動を殆んど一蹴して全く看過し居たる所、其の

後岡田等は斯かる内局の態度に激憤して在京原理日本社裏田胸喜に請託し、同人を自派に引き入れて裏田の名に於て糺彈の印刷物を頒布せしめ、更に大日本生産黨にも交渉して其の後援を受けんと策するに及び、問題は俄かに宗門外に波及して擴大し時局柄社會の注目を蒐めんとするに至れり。茲に於て本宗内局は俄かに狼狽し、本部當局にも其の経緯を報告して指示を仰ぎ、改めて前掲著書(教義綱要)を其の頒布先より蒐集して不敬ヶ所を削除する等の措置を講ずると共に、他方に於ては内局幹部に於て裏田と會見の上顛末を告げ其の諒解を求むる等、百方對策に腐心する所ありたり。斯くて客年十二月二日前管長福原日事は輪番期限到來して其の職を去り、新に赤澤日雄が跡を襲ひて管長に就任するに至れるが、赤澤は現内局と派閥を異にして寧ろ岡田等に好意を寄せんとするの立場にあるが爲、問題は微妙に動きて益々複雑化し、遂に當該著者及貫名宗務總監以下内局幹部四名は十二月十六日、一齊に責を負ひて辭表を提出し、夫々謹慎待命するに至れり。然るに問題は責任者の退職のみを以て終着するに至らず、更に僧位降級其の他の處罰問題等をも云爲せられて本年に入るも猶紛争を續け、宗教界は素より一般識者間に於ても宗門の醜争として弊燈せられつゝ今日に及べり。

而して敘上問題化したる不敬の記述は後記の如く、本宗門開祖日隆上人の御遺文を引例し又は解説したること夫れ自體が直ちに皇祖天照大神を初め奉り、我國惟神道に於ける神祇の尊嚴を冒瀆するの結果となりたるものにして、其の禍根は門祖日隆の思想にあり。又宗祖日蓮の教説に起因し、更に之を源及すれば佛教の持つ宗教的自尊性と排他性に胚胎するものとも觀すべき状況にありて、之を眞摯に究明すれば時局柄宗門の存立にも關すべき重大案件たるを以て、宗門當局は勿論、文部當局に於ても又岡田等にありても、當面の著書に現はれたる断片的語句のみを捉へて處理の對象となし、以て問題を解決せんとしつゝあるもの如し。

宗教運動の状況

敍上概述したるが如く本問題は宗門内の内訌に偶々不敬の言句を捉へて以て他方を制壓せんと策したる案件にして、一部宗團人の人事貶黜に依つて解決するものと認めらるゝが、其の因つて來る思想の根本は敍上斷片的語句の削除訂正に依つて解消せらるべきものにあらず、且日蓮、日隆等の所謂御遺文中には猶幾多の不穩當なる言句を殘せる實情にあるを以て、今後に於ける本宗門及之と同系にある各宗の動向に就ては警察上相當注目の要あるものと認めらる。

後記

刈谷日任著「本門法華宗教義綱要」摘抄(本著は昭和十一年七月本門法華宗務廳發行となれるもの)

「十界聖衆の當位を分別して、中間は南無妙法蓮華經と題し奉る總名體なり、此總持の題目より十界を出生せり、所以に釋迦多寶、三世十方の諸佛は佛界なり、上行等本化迹化の菩薩は菩薩界なり、迦葉阿難等の尊者は聲聞緣覺の二乘界なり、梵王、帝釋、魔王、日月天子、四大天王は即ち天界なり、天輪聖王、阿閼世王等は人界、阿修羅王は修羅界、八龍王等は畜生界、鬼子母神十羅刹女は餓鬼界、惡逆提婆達多是地獄界の手本なり、然るに不動愛染の攝屬思ひ難し、強ひて之を言はば天部なる故に天界に攝すべし、天照大神の諸神は内證に隨へば佛菩薩の二界に攝す可く、現相を以て之を云はば鬼畜に攝すべし、是れ十界本有の曼荼羅なり云々、

註 本節は日蓮宗の本尊曼荼羅中に記載ある各神佛を十界に分別して其の所屬位置を解説せるものにして、十界とは第一位を佛界となし、順次菩薩、聲聞、緣覺、天人、人間、修羅、畜生、餓鬼、地獄の各界を指稱するものなり。

「天照大神等内證は佛菩薩の依文(弘經抄通序)(御抄とは月水抄)天照大神日月等八幡大菩薩の本地は御抄の如く釋尊上行なり、依て開目抄の末の如く三光諸神等は正像に爾前述門の諸宗諸經を守ると雖も未代には權迹を捨て、本門内宗を護るものなり。云々現相は鬼畜に攝すの依文(弘經抄陀羅尼品)諸神に於て爾前述本、正像未時國相應不相應の義ありその諸神の中に鬼神母神十羅刹女を以て根本の神となす、所護の法は本地根本の法なり、隨つて能護の神も亦根本の神なり、故に日本國中の諸神は用なり、鬼子母十女は體なり、故に用の諸神を去りて體の鬼子母十女を取り要法の守護神と爲し一心不乱に初心の行者に信せしむること初心の行に相應するなり。云々

内證——釋尊上行——佛菩薩に攝す
 天照大神——攝屬は鬼畜
 八幡大菩薩——體の神
 現證——諸神の根本は鬼子母十女——用の神
 日本國諸神——故に攝屬鬼畜也

註 右所説前段は、本地垂迹説に基きて天照大神、八幡大神等は釋迦佛上行菩薩等が假に日本國に化生せられたるものなるが

故に、其の十界所屬は釋迦、上行等に準じて佛界乃至菩薩界に攝すべしと爲し、後段は、元來神は鬼子母神、十羅刹女を以て根本となし、日本國中の所謂八百萬神は悉く其の枝葉即ち眷族たるものなるが故に、其の十界所屬は鬼子母等と等しく餓鬼界、畜生界に攝すべきものなりと説述せるものなり。

四、宗教犯罪其他不正行爲の取締状況

本月中に於ける宗教犯罪の檢舉及其の他宗教々師祈禱師等の宗教乃至信仰を利用する不正行爲の取締状況概ね次の如し。

宗教關係事犯檢舉概表(一月中に着報のもの)

| 縣府名 | 檢舉月日 | 宗團又は教團名 | 被疑者 | 事犯概要 | 處分結果 |
|-----|-------|------------|-----------------------|--|------------------------------|
| 北 | 一一、二四 | 神道愛宏教會所 | 長江ノブ 當三十九年 | 自己教會所の儀式を執行するに當り無許可にて附近住民より寄附金を募集せり。 | 寺院及佛堂參拜觀覽料金並に寄附募集取締方針違反として送局 |
| 海 | 一一、二五 | 神誠教會 | 支部長 青山豊 當五十一年 | 自己教會所の儀式執行に當り無許可にて附近住民より寄附金を募集し、或は擅自に守札を作成頒布し居たるもの。 | 寄附其他募集に關する規定違反及出版法違反として送局 |
| 道 | 一一、二五 | 法相宗行法加持祈禱所 | 眞崎 義春 當五十年 | 濫りに守札を私作頒布せり | 出版法違反として送局 |
| 大 | 一、六 | 堂岡儀左衛門 | 當五十九年 | 神佛混淆の祭壇を設けて病信者を集め濫りに治病の祈禱を修し又は御香水と稱する神水を與へ仍つて醫療を妨害したるもの。 | 警察犯處罰令第二條第十五號に依り拘留去せしむ |
| 阪 | 一一、二二 | 眞宗 照寺 | 僧侶、權律師 北村 豊英 當三十四年 | 豫て華道の心得あるを奇貨とし京都池の坊分派、獨立家元なるが如くに詐稱して弟子を募り、教授料名儀を以て金銭を詐取しつゝありたるが、今次亦變發生するや皇軍慰問、國防獻金等募集に藉口して金品を騙取せり。 | 詐欺罪として送局 |

宗教運動の状況

宗教運動の状況

| 川奈 | | 玉埼 | | 馬群 | | 茨城 | | 奈 | |
|--|--|--|--|---|--|--|---|-------|---------------|
| 一、二、三 | 神道本局所屬 | 一、七 | 先達 間喜代太 當五十六年 | 一、二、四 | 仲介業 岸嘉明 當八十六年 | 一、二、六 | 無職 峯藤藏 當六十二年 | 一、二、三 | 大西リツ 當四十四年 |
| 岡部 兼 兼 兼 當五十二年 | 教師 試補 當五十二年 | 木間 喜代太 當五十六年 | 仲介業 岸嘉明 當八十六年 | 峯藤 藏 當六十二年 | 香具師 竹内ハルエ 當三十二年 | 二、一、七 | 岩崎 崎 當五十九年 | 一、八 | 新藤 崎 當五十九年 |
| 病信者に對し濫りに加持祈禱を行ひて醫治を妨害し又 自己の靈能を吹聴する爲に無類無納本にて出版物を刊 行する等のことありたり。 | 豫て自宅内に「八坂山大神」なる尊神を祭祀して安りに 加持祈禱を執行しつゝありたるが、其後戦死の公報あ りたる遺族より其の眞否に就き神占方を依頼せられたる や、「二彈を受けたるも未だ死亡せず精々信心すべし」と と虚構の事實を申向けて人心を惑はしたり。 | 自宅内に不動明王を祭祀し例年一月十八日を例祭日と し、案座を參拜せしめ、諸人に對しては自ら作成せる守 札を頒布し居たるもの。 | 病家を物色して歴訪し、自ら確信なきに不拘す(自分は 病氣災難に苦しむ者を助ける爲諸方を巡廻して居るも のである。自分が祈禱すれば如何なる難病も必ず癒る 云々と吹聴して祈禱に依り除病可能なるやに誤信せし め、因つて濫りに腰胎なる祈禱を修して祈禱料名下に 金品を騙取しつゝありたり。 | 尼僧に紛裝して露店を設け弘法大師像を安置して之 の御守りは身代不動尊である云々大川征兵士から御蔭で 危く一命を救はれたとの謝辭多數を受けてゐる云々 と巧に許言を弄して守札を販賣したるもの。 | 病患者に對し神憑りを裝ひ神言に藉口して病因は死靈 の祟りなり等と浮説をなし居たるもの。 | 出征軍人遺家族に對し安りに祈禱をなし「某々は達者 なるも某々は近い中に危い、便りがある」と等と吉凶禍福 を説き入るを惑はしたり。 | 戦傷歸還兵士の家庭を訪問し、「名前が悪い首巾つて死 ぬか、發人となる處があるから改名し神様を祈願せよ」と 申向ける人を惑はしたり。 | 一、二、〇 | 杉本 正 當四十七年 |
| 同上 第二條第十七、十八 號 秀正 拘留十日 信惠 拘留二十日 | 嚴戒 中止せしむ 破符 中止せしむ 破符 中止せしむ 破符 中止せしむ | 同前 | 嚴戒 | 日 | 省令警察犯處罰令第 二條第十七號 拘留二 日に處す | 詐欺 横領 罪に依り送 局 | 本人は盲目にして長 男と二人其の所 長男は一月十日入營 せる等の事情ありた る爲嚴戒處分に止め たり | 二二五 | |

宗教運動の状況

| 良 | | 知愛 | | 宮城 | | 山形 | | 秋田 | |
|--|--|---|--|--|---|---|---|---------------|----------------|
| 一、二、三 | 御嶽 教 | 一、二、二 | 高野山大師教會 (法徳支部) (日本世界) | 二、一、二、三 | 神道大教院 | 一、五 | 御嶽 教 | 一、七 | 伊禰 師 當四十九年 |
| 井上 秀正 當五十二年 | 井上 信惠 當四十六年 | 佐藤 典 當六十五年 | 小藤 久 當二十八人 | 千代 久 當二十八人 | 森 信 當十八年 | 後藤 重松 當二十八人 | 佐藤 源一郎 當二十四年 | 伊禰 師 當四十九年 | |
| 出征兵士の遺家族に對し神言と稱して「某は戰傷せり」 等無類の誑説を告げ、又は安りに加持祈禱をなして降 療を妨害せり。 | 各信者に對し、宗教的行事執行の具として白帶七首を 所持せしめつゝありたるが、其の數は二百五十餘口に 達し、公安保持上支障ありと認めらるゝ狀況にありた り。 | 無許可にて氏神八幡大神並受稻荷大神を祭祀せる祈 禱所を設けて案座を參拜せしめ又は擅自に神符守札類を 頒布し居たり。 | 出征軍人遺家族を訪問し武運長久祈願の爲と稱 して案座を參拜せしめ、又濫りに武運長久祈願の爲と稱 して神符守札を頒布し居たり。 | 出征軍人遺家族を訪問し武運長久祈願の爲と稱 して案座を參拜せしめ、又濫りに武運長久祈願の爲と稱 して神符守札を頒布し居たり。 | 時局を利用し私利を得んと企圖し出征軍人遺家族を歴 訪して彈丸除祈禱を爲し、守札を與へて金品を領し居 たるもの。 | 豫て信者の寄託を受けて保管中の佛像を横領却し又 は信者の治病祈禱に藉口し「疾病は所持双剣の祟りな るを以て其の除祈禱の爲に納すべし」と等と詐稱して之を 騙取する等數件の詐欺行爲を爲したり。 | 神社の神燈臺に班點(兒童の赤鉛筆に依る悪戯)あるを 判断して此の班點は豫て出征兵加護のため現地に御川 據にして、其の代神が某日深更の貨物列車で出發せら るゝ云々と妄言を弄して村民を惑はせしめ、遂に之を妄信 したる村民百三十餘名をして、同人が指示したる午前 三時頃通過の貨物列車の見送りをなさしめたり。 | 一、二、〇 | 地蔵堂 守 當四十七年 |
| 同上 第二條第十七、十八 號 秀正 拘留十日 信惠 拘留二十日 | 嚴戒 中止せしむ 破符 中止せしむ 破符 中止せしむ | 同前 | 嚴戒 | 日 | 省令警察犯處罰令第 二條第十七號 拘留二 日に處す | 詐欺 横領 罪に依り送 局 | 本人は盲目にして長 男と二人其の所 長男は一月十日入營 せる等の事情ありた る爲嚴戒處分に止め たり | 二二五 | |

宗教運動の状況

| 島 | 鹿 | 媛 | 愛 | 和歌山 | 根島 |
|----------------------|--|---------------------------------------|--|--|--|
| 一、二七 | 一、二七 | 一、二四 | 一、二二 | 一、二三 | 一、中甸 |
| 巨禰師 當五十八年 外四年 | 高禰師 當八十二年 | 石崎ナルミ 當四十二年 | 眞言宗醍醐派 | 東乙吉事 當五十七年 | 高野山大師教會 四路支部 丹生都比賣神社 |
| 妄に病者に對し加持祈禱をなし居たるもの。 | 妄に病者に對し祈禱をなしたる上或は「病氣は萬參り」を念り居るためなり云々又は「名前が悪い爲なり」と等と浮説を述べ人を惑はしたり。 | 奇術興行の幕合ひを利用し「捨拾捨拾」守札の靈驗を吹聴し販賣しつゝありたり。 | 無許可にて自宅内に不動明王を祭祀し、案座を參拜せしめて教會所類の行事を修し、又は濫りに加持祈禱を行ひ守札類を頒布し以て人心を惑はしたり。 | 無許可にて自宅内に不動明王を祭祀し、案座を參拜せしめて教會所類の行事を修し、又は濫りに加持祈禱を行ひ守札類を頒布し以て人心を惑はしたり。 | 教會内に「粟島大明神」なる無願社を建立して案座參拜に供しつゝありたるが、更に其の規模を擴大すべく計畫し附近住民より之が基金を募集しつゝありたり。 |
| 右同 各料五圓 | 右同 省令警察犯處罰令第二條第十七號 科料十五圓 | 嚴戒中せしむ | 嚴戒教會所は閉鎖し守札類は廢棄す | 嚴戒教會所として發局 | 禁令の趣旨を懇諭し該無願社を撤去せしむ |

其の他の運動狀況

一、消費組合運動の狀況

(一) 關東消費組合聯盟及日本消費組合聯盟の解體 日消聯加盟の關消聯は日消聯の母體として、又その中心主體として、活潑なる活動を展開し來り、日消聯不振後も若干の衰微を見たりと雖も依然階級的消費組合としての活動を繼續し來りたるも、昭和十一年末中央委員長戸澤仁三郎其の他中心分子が治安維持法違反被疑事件に連座檢擧せられたる爲、その機能を著しく阻害せらるゝに至りたる折柄、之を契機として聯盟の過去の左翼的偏向を清算し消費組合本然の姿に還元すべしとなす所謂更生問題勃然として擡頭し、この傾向は支那事變發生による一般國民の非常時局認識昂揚の風潮に拍車を加へられ、加盟組合中東交北部消費組合、城西消費組合、金杉消費組合等の各組合は客臘中役員會或は理事會を開催して關消聯解體の決議をなし、又聯盟自體のこの問題に對する大勢も解體必至の趨勢にある趣に關しては既に屢述せる處なるが、其の後加盟組合城南消費組合も一月八日開催の理事會に於て解體決議をなし、斯くて遂に本聯盟は左記の如く一月十四日日本部事務所に中央委員會を開催し關消聯解體の決議をなし、併せて關消聯と切斷し難き有機的關係を有する日消聯をも解體することに決したり。

敘上の如くにして茲に大正十一年結成せられて以來我國左翼運動史上に著大なる足跡を印せし關消聯及關消聯を母體として結成せられたる日消聯は名實共に解消するに至り、加盟組合は何れも今後日本の國策に協力することを建前とし、更生再興發することとなりたるも、尙ほ之が動靜に關しては相當注視の要あり警視廳に於ては引續き觀察内偵を加へつゝあり。

其の他の運動狀況

其の他の運動状況

左記

- 一、場所 城東區大島町二ノ三一 本部事務所
- 二、出席者 戸澤仁三郎 大澤喜作 吉本三代治 持田仁三郎 吉田 東 久留徳松 松尾勝利 和田與平 安田順一 渡邊善平
- 三、議長 戸澤仁三郎
- 四、開會の辭 戸澤仁三郎
- 中央委員會を開催する旨簡単に述べ
- 五、報告

1. 東消協活動状況に就而 戸澤仁三郎
東消協も關消聯の解體に關連が有るとして簡単に其活動状況を述べ

尙東消協に於て關消聯解體の問題が論議され解消後の加盟組合の將來に對し出来るだけ援助し呉れる事に決定したる旨を報告す。

2. 關消聯の解體に就而
關消聯の解體に關しては今月中に残務整理を爲す豫定にて本部の事務員も十二月限り解雇し、退職手當を「申義谷」六拾圓「和田節造」六拾五圓「和田與平」四拾圓「戸澤仁三郎」百五拾圓支給し、精米機は今月一ヶ月動かすこととし戸澤と和田の兩名が今月一杯働く事になつて居る故事後承諾を願ひたい。決算は貸借對照表(次表)が出来たから之に基いて報告し度い、多少誤算があるから中間報告として聞いて貰ひ度い。更に此處の財産評價をする積りで有つたが手不足で出来な

一一八

かつた、全購聯の五千數百圓は、城西消費組合で、全販聯の五千數百圓は共働社で、法律的に責任を負はねばならない借金で有るが、其うなると前述の二組合は、此の借金により潰れて仕舞ふ状態と爲るが、此の點に就ては全販聯全購聯も事情をよく知つて居て相當考慮して呉れる事と思ふ。

| | |
|---------|------------|
| 出資方 | 九〇〇圓 |
| 支入未拂 | 一一、三二一圓一〇錢 |
| 假受金 | 二六九圓二六錢 |
| 經用未拂 | 一〇〇圓 |
| 常務者會假受金 | 一三八圓四七錢 |
| 借入金 | 一一、一四〇圓 |
| 消新金 | 一三七圓 |
| 過計 | 一三七圓 |
| 貸方 | 一四、八七四圓九五錢 |
| 建物 | 一、〇四六圓五〇錢 |
| 地上權 | 三、〇〇〇圓 |
| 地搦設備 | 一、九〇〇圓 |
| 什器 | 一、三〇〇圓 |
| 預上未收 | 二四四八二錢 |
| 預品 | 九四〇五錢 |
| 在庫 | 五三五圓七一錢 |
| 假渡金 | 二四七圓〇一錢 |
| 整理缺損金 | 五、五四八圓七九錢 |

| | |
|-----|--------------|
| 現金 | 五九四三一錢 |
| 小計 | 一四、九八九圓三九錢 |
| 剩餘金 | 一一四圓四四錢(下半期) |

六、議事
(1) 關東消費組合聯盟解體の件 戸澤仁三郎
關消の解體に關しては加盟各組合でも先月中にそれぞれ理事會を持つて決議されたのである。
現下の國內情勢に鑑み今後の日本の國策に協力し眞に舉國一致の實を擧げる建前から關消聯を解體して、今後は産業組合中央會東京支會の指導の下に東京府消費組合事業促進協會を中心として、他の消費組合と提携し、銃後國民の生活擁護の爲に努力し度い、重大時局に當面して解體するのであるから批判討論を抜にして解體に賛同して貰ひ度い、と語り異議なく決定

(2) 整理委員選任の件
残務整理の爲め整理委員を任命したしと語り左記五名を常任整理委員に決定
戸澤仁三郎 吉本三代治 久留徳松 大澤喜作 吉田 東
(3) 解體聲明書發表の件 戸澤仁三郎
關消聯解體聲明書を發表したしと語り前記常任整理委員に起草委員を兼任せしめ一任することに決定
(4) 日本消費組合聯盟解體の件 戸澤仁三郎
この機會に日消聯の問題に就き語り度い、日消聯は昭和七年創立したがこの創立に對しては關消聯が重大な責任を持つてゐるから關消聯が解體する以上この日消聯も解體すべきであると思ふ、故に關消聯の解體聲明書に含めてこの意を公表したしと語り異議なく可決

其の他の運動状況

一二九

雜錄

特高關係主要機關紙發行狀況

(本表は昭和十三年一月中に發行したるもののみを記載す)

| 機關紙(誌)名 | 機 關 | 發 行 月 日 | 發 行 番 號 | 處 分 月 日 | 備 考 |
|----------|-------------|---------|---------|---------|---------------------|
| 唯物論研究 | 唯物論研究会機關誌 | 一、一 | 第六三號 | | |
| 社會大衆新聞 | 社會大衆黨機關紙 | 一、一〇 | 第一〇〇六號 | | |
| 土地と自由 | 全國農民組合機關紙 | 一、二〇 | 第一五九號 | | |
| 勞 働 | 全日本労働總同盟機關紙 | 一、一 | 第三一八號 | 二七禁止 | |
| 組 合 會 議 | 日本労働組合會議機關紙 | 一、三〇 | 第一號 | | 一、三〇日「組合會議時報」と改題 創刊 |
| 海 員 | 日本海員組合機關誌 | 一、一 | 第十七月號 | | |
| 日本交通労働新聞 | 日本交通労働機關紙 | 一、二〇 | 第八十三號 | | |
| 産業と労働 | 日本労働組合機關誌 | 一、二三 | 第十四卷第一號 | | |
| 維新運動 | 大日本生産黨機關紙 | 一、二三 | 第八三號 | | |
| 回天時報 | 大日本生産黨系機關誌 | 一、一 | 第一三卷第二號 | | |
| 太陽大日本 | 大日本青年黨機關紙 | 一、一 | 第二二五號 | | |

| | | | | | |
|----------|-------------|------|--------|--|------------|
| 明 倫 新 報 | 明倫會機關誌 | 一、一 | 第六卷第一號 | | |
| 明 倫 新 報 | 同右(紙) | 一、一五 | 第三五號 | | |
| 國 社 | 大日本國家社會黨機關誌 | 一、一〇 | 第二卷第一號 | | |
| 三 六 情 報 | 三六俱樂部機關誌 | 一、二〇 | 第五七號 | | 本誌限り800に合併 |
| 2800 | 同右 | 一、一 | 第六卷第一號 | | |
| 愛國労働農民新聞 | 愛國労働農民機關紙 | 一、二五 | 第一八號 | | |
| 愛 國 新 聞 | 愛國青年聯盟機關紙 | 一、一五 | 第二一九號 | | |
| 日本革新新聞 | 日本革新黨機關紙 | 一、一 | 第九六號 | | |

運動日誌
運動日誌

共産主義運動

文(運) 月(動) 日(化)

一、三、一 東京市所在「獨立作家俱樂部」解散(本文参照)

一、三、二 新潟映畫研究会に於ては、機關紙「新潟映畫」第二卷第七册約三百部發行す。

一、三、三 雜誌「人民文庫」廢刊(本文参照)

一、三、四 新築地劇團にありては、事務所に於て定期總會を開催し劇團改作其の他を決定せり(本文参照)

一、三、五 新協劇團にありては演劇部員杉本良吉の所謂越境事件に付き臨時總會を開催して除名を決議し、聲明書を發表せり(本文参照)

一、三、八 唯物論研究会にありては定期幹事會を開催し所謂方向轉換を決定し、聲明書を發表せり(本文参照)

一、三、一〇 唯物論研究会にありては事務所に臨時幹事會を開催し、新役員等を決定せり(本文参照)

一、三、一二 新協劇團にありては目下上演中の「夜明け前」の宣傳の爲機關紙月刊新協劇團臨時號を發行せり。

一、三、一三 新協劇團にありては築地小劇場に於て幹事會を開催し幹事會補強等につき協議せり(本文参照)

一、三、一三 石川縣下所在「北陸新劇協會」にありては役員會を開催

月(日)

一、三、一五 今後の活動方針等を決定せり(本文参照)

一、三、一五 唯物論研究会にありては事務所に定期幹事會を開催し機關紙の編輯方針等を協議せり(本文参照)

一、三、一九 東京市所在「同人雜誌俱樂部」解散(本文参照)

國家(農本)主義運動

一、三、二五 七生義團員黒田保久治は昭和四年三月労働黨代議士山本宣治を殺害懲役十二年に處せられ小菅刑務所に服役中の處本日假出所許可されたり。

一、三、一 在京原理日本社義田胸喜は、其の世界的世界觀と日本哲學と題する印刷物作成友誼團體其の他に發送せり。

一、三、四 愛同川口支部は、越ヶ谷乗合從業員五三名を獲得「越ヶ谷バス川口分會」を結成す。

一、三、四 日本革新黨々務長赤松克廣は客年九月二十三日駐支日本大使館付武官囑託として渡支中なりしが、第七十三帝國議會と情勢報告の爲十二月十七日午後四時四十分東京歸着にて一旦歸京せるが更に本日午後十時東京驛發にて再渡支せり。

一、三、七 在京金雞學院にありては本日より十日迄金雞會館に於て「郷學作興研究會」を開催せり。(受講者地方青年五十名)

事

八 國粹大衆黨總本部にありては本年度活動方針(國體明徹運動其の他)に關する印刷物を作成關係方面に配付せり。

九 在京勤勞市民同盟にありては一月八日向島區内メソヂスト共勵館に於て、同九日向島軍人會館に於て社大黨解散要求演説會を開催し、之に關する決議文を陸、海、内相宛夫々郵送せり。

一四 純協加盟西陣青年同盟は本年度第一回委員會を開催し運動方針其の他に關する協議を爲したり。

一五 五二五事件關係者元海軍中尉山岸宏、同中村善雄、同少尉村山格之の三名は小菅刑務所に服役中の處本日假出所す。

一五 福岡市地方東町一四四、五二五事件關係者西川武敏は就職の爲上京中の處肺結核移進し本日歸郷したるが重症の爲面會謝絶靜養中。

一七 盛岡皇道維新聯盟にありては本日定期總會を兼ね盛岡皇民戰線黨結成準備會を開催し宣言、決議を發表せり。

一七 純協名古屋地方協議會外三團體連名にて「一月十六日の軟弱極まる政府聲明に對し滿天下に我等の態度を闡明す」と題する檄文を頒布す。

一九 京都恢弘會は本日發會式並國民精神總動員大會を開催す。

一九 日本革新黨青年部長三木亮孝は上海派遣軍特務部官撫班囑託として勤務することとなりたりと稱し本日東京驛發にて西下せり。

二二 純協京都地方協議會は本年度第一回幹事會を開き本年度

二二 運動方針に關する協議を爲したり。

二三 日本主義文化同盟は田尻半人、永井了吉外十一名出席の下に新年初會合を開き、永井了吉の「むすびの現代的考察に就て」其の他の意見發表ありたり。

二八 五二五事件關係者大川周明は本日長崎出港の長崎丸にて中、北支視察の爲渡支せり。

三一 大日本生産黨は故内田總裁邸に本部を置きたるが本日麹町區内幸町一ノ六商興ビルに移轉せり。

三一 在京日獨同志會にありては「新與ナチス獨逸と傾く英國の印象」と題するパンフレット作成會員其の他に發送せり。

三一 客年七月十九日不穩文書臨時取締法違反として檢擧され取調中なりし大化會々長岩田富美夫、會員吉田彦太郎、岩崎次郎、國策社々長三浦義一は本日保釋出所せり。

下旬 瑞穂俱樂部は、吟詠會に於ける極東ユダヤ大會に就てと題する印刷物を發行す。

無産政黨

二二、二九 社大黨大阪府聯執行委員會開催人民戰線排擊黨の統制強化に關する件等を協議決定す。

一、七 書記局會議開催人民戰線運動並に統制違反者除名の件を決定す。

八 議會對策委員會開催(本文参照)

八 三重縣北勢支部は時局に鑑み社大黨脱退を決議し聲明書を發表す。

運動日誌

運動日誌

- 一、一〇 〇 釧路支部執行委員開人民職線運動關係者として檢
舉せられたる者の除名を決定せり。
- 〇 一四 〇 社大京都府聯年次大會開催皇軍將士に對する感謝決議外
四件を審議可決す。
- 〇 一七 〇 〇 議會對策委員開催議會に於ける一般質問要綱に付き
協議す。
- 〇 一八 〇 〇 機關紙第百五號を發行す。
- 〇 一九 〇 〇 中央執行委員開催(本文参照)
- 〇 二〇 〇 〇 東京府聯皇軍慰問演說會開催に關する通達を發送す。
- 〇 二六 〇 〇 社大大阪府會議員團社大代議士控室宛「電力案通過に死
力を盡せ」と電報を發信せり。
- 〇 三〇 〇 〇 機關紙第百六號發行す。

勞働運動

- 一、一 〇 〇 全日本勞働總同盟會長松岡駒吉以下本部常任二十八名は
皇軍の武蔵長久鼓職勝祈願の爲明治神宮に參拜す(本文
参照)
- 〇 一二 〇 〇 東京交通勞働組合執行委員開催、被檢察者除名、支持
政黨問題等につき協議す(本文参照)
- 〇 一四 〇 〇 日本海員組合並に海員協會にありては豫て共同研究中の
船員保險法要綱を決定し、之が制定隨情書を首相、厚生、
逓信各大臣並に保險院長官、社會局長官等宛發送せり。
中部港勞働組合長田井増五郎は蔣政権の抹殺と英ソ兩
國に對する即時宣戰布告の奏請方、内務大臣宛要請書を
添附す。
- 〇 一五 〇 〇 〇 〇

一三四

- 一、一五 〇 〇 江東地區相互會(日無支持)解散(本文参照)
- 〇 一六 〇 〇 中野勤勞同志會(日無支持)解散(本文参照)
- 〇 〇 〇 〇 〇 東京市立職業紹介所登錄勞働者一千名は勤勞報國團を結
成す。
- 〇 〇 〇 〇 〇 日本交通勞働總聯盟にありては大阪市に於て緊急常任委
員會開催(本文参照)
- 〇 〇 〇 〇 〇 愛國從業員組合總聯盟新年懇親會開催、「支那事態に對
する政府の重大聲明に關し進言再提出の件」を決定す。
- 〇 〇 〇 〇 〇 日本勞働組合會議々長松岡駒吉は書記長上條愛一、全總
總主事菊川忠雄を帶同し、厚生大臣訪問、組合會議代表
を參與に任命の件外二件につき陳情す(本文参照)
- 〇 〇 〇 〇 〇 日本海員組合にありては事態に對する帝國政府の重大聲
明に鑑み、一層國民精神總動員の趣旨を體し國策に順應
すべき旨強調せる指令を各支部長宛通達す。
- 〇 〇 〇 〇 〇 愛國從業員組合總聯盟代表山崎常吉は本月十七日の決定
に基き事態に關する帝國政府の重大聲明に對し尙不満足
し、更に帝國不動の帝國是の實現を期せられ度き旨の進
言書を内務大臣宛送附せり。
- 〇 〇 〇 〇 〇 京濱電鐵現業員會解散す(本文参照)
- 〇 〇 〇 〇 〇 全日本勞働總同盟中央委員會開催「銚子後産業協力大會開
催の件」外三件を決定す(本文参照)
- 〇 〇 〇 〇 〇 東京交通勞働組合執行委員開催、被檢察者辭任問題、
慰問袋納付問題につき協議せり。
- 〇 〇 〇 〇 〇 富山縣上所井郡所在日本海共同運輸株式會社臨時仲仕一
七八名は待遇の不公平を不満として罷業に入りたるが即

時圓滿解決せり。

- 〇 〇 〇 〇 日本勞働組合會議擴大執行委員開催、國民精神總動員
第二回強調週間實施問題外五件を決定、右決定に基き國
民精神總動員第一回強調週間に關する通達を發送せり。
(本文参照)
- 〇 〇 〇 〇 〇 大阪市電從業員組合年度大會代行擴大中央委員會開催
「産業協力、團體協約締結の件」外十四件を決定せり。
國際勞働機關脫退問題に關し日本勞働組合會議より聲明
書を發表す(本文参照)
- 〇 〇 〇 〇 〇 日本無黨派及全評の一齊檢舉並に結社禁止問題に關し日
本交通勞働總聯盟より聲明書を發表す(本文参照)
- 〇 〇 〇 〇 〇 東京府北多摩郡立川町所在、立川飛行機株式會社從業員
九十名は收入問題に關し激願を爲し紛議せるが二十七日
解決す。
- 〇 〇 〇 〇 〇 全日本勞働總同盟常任懇談會開催、國際勞働總會代表委
員銜問題外三項につき協議を爲せり。
- 〇 〇 〇 〇 〇 〇 新日本海員組合にありては傷痍軍人救護對策に關し船主
協會宛要請書を發送すると共に傷痍將兵に對し慰藉狀を
發送せり。
- 〇 〇 〇 〇 〇 〇 東京交通勞働組合にありては豫て募集中の慰問袋九千四
百四十個を陸軍省恤兵部に獻納せり。
- 〇 〇 〇 〇 〇 〇 全日本勞働總同盟主催後産業協力勞働懇談會開催(本
文参照)

農民運動

運動日誌

一三五

- 一、二 〇 〇 〇 〇 全農岐阜縣聯に於ては第一回支部代表者會議並新年懇親
會を開催せり。
- 〇 〇 〇 〇 〇 全農岡山縣聯に於ては支部代表者會議を開催せり。
- 〇 〇 〇 〇 〇 〇 社大黨本部に於て全農、日農總同盟の合同促進第一回委
員會を開催す。
- 〇 〇 〇 〇 〇 〇 全農埼玉縣聯に於ては幹部會を開催し方向轉換に付協議
せり。
- 〇 〇 〇 〇 〇 〇 全農北海道聯に於ては常任委員會を開催せり。
- 〇 〇 〇 〇 〇 〇 全農北海道聯に於ては本年度新運動方針決定の爲擴大執
行委員會を開催せり。
- 〇 〇 〇 〇 〇 〇 全農新潟縣聯(稻村派)に於ては單獨合同反對、全的合
同主張の聲明書を發せり。
- 〇 〇 〇 〇 〇 〇 北農中越地區は北農を脱退し中越農會を結成せり。
- 〇 〇 〇 〇 〇 〇 全農宮城縣聯に於ては常任委員會を開催し擴大執行委員
會の準備協議を爲せり。
- 〇 〇 〇 〇 〇 〇 北農本部に於ては對策協議會を開催し日本主義的轉換を
決議せり。
- 〇 〇 〇 〇 〇 〇 全農機關紙「土地と自由」第一五九號を發行頒布せり。
- 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 全農愛媛縣聯に於ては常任委員會を開催せり。
- 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 日農總同盟東京府聯に於ては小作調停法の運用並農地調
整法案に關し主務大臣に陳情せり。
- 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 全農京都府聯に於ては執行委員會を開催せり。
- 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 全農福佐聯合會に於ては本部の方向轉換に協力する旨指
令せり。
- 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 全農鳥取縣聯に於ては執行委員會を開催し時局に鑑み縣

一三五

運動日誌

一三六

一、二八 聯解散を決意せる旨聲明せり。
社大黨本部に於て全農中央常任委員会を開催せんとしたるも出席者少き爲懇談會に變更せり。

朝鮮人運動

一、四 本日施行の松山市議員選舉に立候補せる葉種商林玉均
營三十九年(辛酉)は、九三票の得票ありたるも落選
せり。
福岡縣に於て豫て取調中の内地潛入不逞朝鮮人金正龍
は、朝鮮民族革命黨に入黨し同黨の爲資金を募集せる事
實に依り本日送局さる。
朝鮮に志願兵制度施行に關し陸軍省發表あり(本文参照)
豫て長崎縣に於て取調中の洛陽軍官學校關係者秋元圭
は、朝鮮民族革命黨入黨、並同黨の目的遂行の事實に依
り本日送局。
同上元廣東中山大學生徐尙虎は、朝鮮民族革命黨入黨並
同黨の目的遂行の事實に依り本日送局。
在京アナ系團體「朝鮮労働者合同組合」は時局の刺戟を受
け本日解體せり。今後統後の活動に協力する筈。
藝に警視廳より送局せる支那事變に關する造言流布者申
炳堂營二十四年に對し本日禁錮八月執行猶豫三年の判
決言渡ありたり。
在京アナ系團體「朝鮮一般労働組合」は時局の刺戟を受け
本日解體せり。
豫て長崎縣に於て取調中の洛陽軍官學校關係者張樂法は

朝鮮民族革命黨に入黨並今次支那事變に際し朝鮮内の諸
情勢、軍隊輸送の状況等を諜知し、敵國に軍事上の利益
を與へ我が日本軍をして不利に陥らしむる目的を以て秘
かに歸來せるの事實により本日送局。
ラヂオ部分品製作工趙仁濟は、支那事變に關し造言を流
布しつゝありたるを警視廳に於て檢舉本日送局せり(本
文参照)

本日施行の岐阜縣土岐郡土岐津町議員選舉に立候補せ
る進和會副會長陶器工栗野常四十年(庚午)は二九
票の得票にて落選せり。
在京アナ系團體「朝鮮東興労働同盟會」並「同高田部」の二
團體は時局の刺戟を受け本日解體せり。
在京アナ系團體「黒旗労働者聯盟」は時局の刺戟を受け本
日解體せり。藝に解體せる朝鮮労働者合同組合以下四團
體員と共に擧國一致體制に參加協力の態度を示しつゝあ
り(本文参照)

宗教運動

一、一 在京燈臺社にありては機關紙「黃金時代」を「なぐさ」と
改題せり。
一、四一〇 生長の家本部にありては本部見真道場に於て第十六回新
年講習會を開催したるが、其の状況は古事記及佛典、聖
書等をテキストとして谷口自ら講述し、受講者三百八十
名に達せり。(因に受講料一名十二圓を徴せり。)

兵庫縣當局に於ては本月八日同縣下所在神政龍神會肝川

〃、二〇

神殿の祠宇二棟並附屬建物の撤却及神政殿内神殿施設の
撤去を命ずる所ありたるが、受命者車榮一は直ちに其の
撤却及撤去に着手し本月二十三日之を完了せり。(十二
分月報本文参照)

〃 二二

「教長に對する敬語使用は極めて謙遜なる語を用ひて當
局の忌諱に觸れざる様留意すべき旨を指令せり。
生長の家本部に在りては、新に教線擴大を企圖して機關
紙「光明の音信」一萬八千部を全國各小學校に無償頒布
せり。

時事日誌

一、一 國民政府は戰時體制による改組を發表し、行政院長に孔
祥熙、副院長に張群を任命す。
〃 三 ル米國大統領は軍擴を強調せる教書を發表す。
〃 八 陸軍始觀兵式は代々木原頭に舉行さる。
〃 一〇 海軍陸戰隊は青島に上陸、同地を占領す。
〃 一一 對支國策に關し不動の最高方針確立の爲宮中に御前會議
開催さる。
〃 厚生省新設さる、初代大臣は木戸文相兼任。
〃 首相官邸に政府大本營の連絡會議開催さる。
〃 一五 帝國政府は「爾後國民政府を相手とせず」の重大聲明を發
表す。
〃 一六 川越駐支大使に歸朝命令發せらる。

〃 二〇
〃 二二
〃 二五
〃 二七
〃 二八
〃 三〇

國民政府は日本軍占領地域内の新政權否認の聲明を發表
す。
北支寺内軍司令官は北京に移駐し、新政權支持、黨軍覆
滅の重要談を發表す。
對支方策を國民に徹底せしむる爲地方長官會議開催さる。
第七十三議會再開さる。
電力國家管理關係法案は本日衆議院本會議に上程さる。
中華民國臨時政府は先に帝國政府の發表したる重大聲明
に呼應し、今後日本との提携強化に關する聲明を發表す。
杉山陸相は長期戰對處に關し全陸軍に之が訓示を下達す。
冀東政府の中華民國臨時政府への合流は本日協定調印を
完了す。

時事日誌

一三七

主なる社会運動団体一覧表

| 団体名 | 青年連盟 | 青年同盟 | 学生同盟 |
|---------|-------------|-------------|-------------|
| (消費組合) | 日本消費組合連盟 | 日本消費組合連盟 | 日本消費組合連盟 |
| (水平團體) | 日本水平社 | 日本水平社 | 日本水平社 |
| (借家人團體) | 日本借家人組合 | 日本借家人組合 | 日本借家人組合 |
| | 日本農村協同組合 | 日本農村協同組合 | 日本農村協同組合 |
| | 日本消費組合連盟の一部 | 日本消費組合連盟の一部 | 日本消費組合連盟の一部 |
| | 日本水平社の一部 | 日本水平社の一部 | 日本水平社の一部 |
| | 日本借家人組合の一部 | 日本借家人組合の一部 | 日本借家人組合の一部 |

(注)は大日本青年黨(旧は社会大衆黨の略称とす。文化聯盟の構成團體たる)とを不す。

主體一體運動會社るな主
(在現末月一年三十和昭)

| 備考 | 主權系 主權系 主權系 | 主權系 主權系 | 主權系 主權系 | 主權系 主權系 | 主權系 主權系 | 主權系 主權系 | 主權系 主權系 | 主權系 主權系 | 主權系 主權系 |
|---|-------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|
| 一、團體名の上に記載せる括弧内の略符は夫々支持政黨を示せるものにして、(主)は大日本生産黨、(皇)は皇道會、(愛)は愛國勞働者同盟、(日)は日本青年黨、(社)は社會大眾黨の略符とす。 | 無政府主義系 | 共產主義系 | 社會主義系 | 國家主義系 | 皇道會 | 日本生産黨 | 日本革新黨 | 大日本青年黨 | 大日本産業勞働會 |
| 二、*印を附したるは夫々、愛國勞働組合全國懇話會、日本赤色救援會、日本反帝同盟は目下有名無實の状態にあり。 | 日本共產黨 | 日本交通勞働總聯盟 | 社會大眾黨 | 立憲義正會 | 大日本國家社會 | 海軍勞働組合聯盟 | 日本勞働組合會議 | 日本農民組合 | 愛國勞働組合全國懇話會 |
| 三、日本勞働組合全國協議會、日本赤色救援會、日本反帝同盟は目下有名無實の状態にあり。 | 日本勞働組合全國協議會 | 日本交通勞働總聯盟 | 社會大眾黨 | 立憲義正會 | 大日本國家社會 | 海軍勞働組合聯盟 | 日本勞働組合會議 | 日本農民組合 | 愛國勞働組合全國懇話會 |
| 四、共產主義系思想團體は合計一六四團體、加盟人員一〇一九二名を算するが、本表には主たるもののみを掲げたり。 | 日本勞働組合全國協議會 | 日本交通勞働總聯盟 | 社會大眾黨 | 立憲義正會 | 大日本國家社會 | 海軍勞働組合聯盟 | 日本勞働組合會議 | 日本農民組合 | 愛國勞働組合全國懇話會 |

外事關係

概説

敗戦に敗戦を重ねつゝある國民政府は依然外力依存の迷夢より醒めず對日抗戦に力めつゝある處、一月一日政府の改組を斷行し、蔣介石は行政院長を辭任し、行政院副院長兼財政部長たりし孔祥熙を行政院長に國防委員會祕書長張群を副院長に据へると共に自ら軍事委員長專任となり、大本營を率ひて専ら軍事に當る事となれり。

然るに其の後濟寧、青島等を始め各要地相次いで我軍の手に歸したるのみならず、國民政府内部に於ては敗戦と財政難に加へて共產派の勢力増大に伴ひ、國共兩黨の對立亦激化の徴を示しつゝあり。尙國民政府は敗戦の責任者として萬福麟、韓復榘等を逮捕、軍法會議に附し、一月二十四日韓を銃殺に處し、其の後も尙多數將領を處刑せり。

一方舊臘十四日王克敏を中心とし北京に成立せる中華民國臨時政府は漸次其の機構を整備し、治安維持、經濟復興等に實績を挙げ益々堅實なる成長を續けつゝある状態なり。又上海に於ては年末以來抗日テロ事件頻發せるに鑑み、一月四日我方は工部局に對し嚴重警告すると共に、工部局各部門に日本人の採用増加及其の地位權限の向上強化を要求し、永く支配的地位を占め來れる英國に尠からざる衝動を與へたるも、工部局側は結局我方の要求の一部を容るゝの止むなきに至れり。

歐洲に於ては現状維持に汲々たる英佛派と現状打破を希求する獨伊派とは依然對立を續け、然も北歐並中歐の諸小國の獨伊接近の徴と聯盟の無力化とは英佛派を焦慮せしめつゝあり。斯かる情勢下に於て伊太利は一月七日ユナオビナ併合に依る大帝國建設の爲必要なりとして三萬五千噸級戰艦二隻を含む大建艦計畫を發表し、英米佛も亦夫々海軍擴張に乗出すに至

概説
一四二

英國は日本牽制の爲種々策動する所あり佛蘇兩國との協力のみならず對米接近をも圖り、建艦問題其他に就き協議せる外、二月中旬のシンガポール軍港開港式に際し米國巡洋艦をも参加せしめて大示威演習を舉行する事と爲せるは注目に値すべし。

佛蘭西に於ては急進社會黨の領袖ショータンを首班とする第二次人民戦線内閣が、社會不安と之が對策を繞る閣内對立の爲、一月十四日總辭職を行ひ、次いで十八日再びショータンを首班とする第三次人民戦線内閣の成立を見たが、其の構成が、第二次第三次と順を逐ひて右傾せるは興味ありと云ふべし。

又蘇聯邦に於ては一月十二日より八日間第一次最高ソヴェート會議開催せられモロトフの人民委員會議長再任が決定せられたり。

入國居住送還關係

一、中國人(滿洲國人)入國禁止調(昭和十三年一月)

| 官取 廳扱 | 本籍、職業、氏名、年齢 | 禁 止 事 由 | 處 置 |
|----------|-------------------------|---|---------------------------|
| 山口縣 | 錦州省朝陽縣 福滿商會傳人 揚國富 | 十二月二十八日關釜連絡船にて傳主友原清助に伴はれ大阪市在住の實兄發困にして入國好ましからざるものと認めたるもの | 同日出港の關釜連絡船にて住居地向け退却せしむ |
| 兵庫縣 | 山東省昌樂縣 料理人 孟憲章 | 本名は元大阪市浪速區三笠屋にて料理人として雇れ居りたるが今次の事變により昭和十二年八月飯國十二月三十一日神戸入港のうすり丸にて再渡航したるが身元引受人なく將來救護を要するもの | 一月一日神戸出港の鴨綠丸にて本國に送還せしむ |
| 同 | 山東省拾遺縣高家庄子村 毛皮商 徐載厚 | 一月三日神戸入港の吉林丸にて商用の爲め渡來せるものなるが手續不備のため入國禁止處分に附せしもの | 一月四日神戸出港のうすり丸にて大連に向け退却せしむ |

二、中國人(滿洲國人)送還調(昭和十三年一月)

| 官取 廳扱 | 本籍、住所、職業、氏名、年齢 | 事 案 の 要 旨 | 送 還 事 由 | 送 還 月 日、 船名、 行先 |
|----------|--|--|------------------|--------------------------------|
| 長野縣 | 上海大東門中路西角一 五號 長野縣上高井郡須坂町一 四五八 吳服行商 陳文雄 | 今次事變に關し造言蜚語を爲し客年十月陸軍刑法違反として長野區裁判所に於て禁錮二ヶ月に處せられ十二月七日刑期満了出獄せる者なるが引續き在邦せしむるに於ては再犯の虞あるもの | 犯罪 | 十二月十九日、横濱、 香港丸、香港 |

入國居住送還關係

入國居住送還關係

| | | | |
|-----|--|---|---|
| 兵庫 | 安福省懷寧縣 神戶市神戶區山本通三ノ 三九 米國人 イー・エ ル・エヂン方 料理職 江 雲 珠 三一 江蘇省江都縣 三一 神戶市神戶區加納町六ノ 一五 英國人ハッピー 料理職 焦 振 三 料 理 職 三 四 瀧 方 | 本名等は何れも中國々民黨神戶直屬支部幹部として本國の 指令に基き從來我軍外交内政經濟その他各般の國情偵察 に從事し今次事變以來其の活動著しく動員狀況其の他 の諸日支那公報又は本國中央黨部へ通報したる疑あり取 邦の結果其的確證を得ざるも抗日思想激烈にして此の儘 をせしむるに於ては防諜上支障あるもの | 抗日思想抱 持日思想抱 外諜容疑 十二月二十三日、 神戶アスロ號、 上海 |
| 北海道 | 浙江省 郵縣 函館市大町二〇義記號方 店員 陳 濱 三 四 慶方市高砂町一三陳永 吳服行商 王 作 中 四三 | 本名は從來抗日思想抱持者として注意中の處今次事變の發 生以來殊に其の言動不穩にして本國宛抗日通信を爲したる 事實あり本名の在邦は公安保持上好ましからざるもの | 抗日思想抱 持日思想抱 十二月二十五日横 濱、 チ號、香港 |
| 同 | 福建省 福州府 旭川市一條通二ノ左五 吳服行商 杜 德 源 四二 | 昭和十二年六月頃より身體を害し阿片吸飲に依り治癒すべ しと信じ廣島縣下居住支那人に阿片譲渡方依頼せる事實あ り此の儘在邦せしむるに於ては阿片取引乃至吸飲の虞ある もの | 要救護 同 右 |
| 同 | 福建省 福州府 慶方市中野區城山町二九 法政大學生 徐 天 胎 三二 | 昭和十年四月渡來入京駐日中國大使館付蕭武官の書記とな り傍ら法政大學に同武官醫國後には周副武官の翻譯とな 事となり疑濃厚にして防諜上官に盛に出入し謀報活動に従 事したる疑濃厚にして防諜上官に盛に出入し謀報活動に従 事したる疑濃厚にして防諜上官に盛に出入し謀報活動に従 | 外諜容疑 十二月二十三日横 濱、 ルシア號、香港 |
| 同 | 山東省 鄒平縣 東江市荒川區南千住町二 ノ四二四思滙方 綢紵行商 李 景 江 四〇 | 本名は肩書行商中支那事變發生以來各地に於て軍事に關し り昭飛語を爲し帝國の立場を不利に導かんとしたる事實あ り此の十二年十二月檢挙送致したるも起訴猶豫となりたる もの | 外諜容疑 抗日思想抱持 同 右 |

| | | | | |
|----|---|--|-----|--|
| 兵庫 | 浙江省 寧波府 神戶市神戶區下山手通二 ノ五一 洋服仕立職 邱 賢 全 四七 | 本名は中國々民黨神戶直屬支部員にして強烈なる抗日思想 を抱持し支那事變發生以來我國に不利なる情謀報を蒐集し 本國中央黨部又は官憲に報告し居りたる疑あり取調の結果 確證を得ざるも本名の在邦は防諜上支障あるもの | 同 右 | 十二月三十一日、神 戶、 ネールピンデ イ 號、 上海 |
| | 浙江省 温州府 米澤市桂町五〇八九 造食物製 潘 恒 昌 三九 | | | |
| | 浙江省 温州府 米澤市住之江町二、一九 造食物製 潘 洪 吉 三八 | | | |
| | 浙江省 温州府 字小松 造食物製 張 銀 益 四九 | | | |
| | 浙江省 温州府 山形縣最上郡新庄町十日 町八七 造食物製 王 瑞 齊 三八 | | | |
| | 浙江省 青田縣 山形縣東田川郡余目町 吳服行商 王 陳 彩 五八 | | | |
| | 浙江省 上海 山形縣南村山郡上ノ山町 十日九四二 造食物製 潘 良 弟 二八 | | | |

入國居住送還關係

| | | | | |
|---|--|--|---|---|
| 警視廳 | 大阪府 | 同 | 青森縣 | 千葉縣 |
| 福建省福州府 支那省 行 商 傳 茂 八 青森市大字大野字長島一 吳服行商 莫 良 六六治 | 福建省福州府 支那省 同 右 陳 明 四〇 陳 明 三三 陳 明 三三 日開野 福田 三三 德島縣勝浦郡小松島町字 日開野 福田 三三 陳 明 三三 陳 明 三三 陳 明 三三 三 八 陳 金利事 林 昌 三七 大阪府住吉區阪南町二ノ 三 八 | 福建省福州府 支那省 同 右 陳 明 四〇 陳 明 三三 陳 明 三三 日開野 福田 三三 德島縣勝浦郡小松島町字 日開野 福田 三三 陳 明 三三 陳 明 三三 陳 明 三三 三 八 陳 金利事 林 昌 三七 大阪府住吉區阪南町二ノ 三 八 | 福建省福州府 支那省 行 商 傳 茂 八 青森市大字大野字長島一 吳服行商 莫 良 六六治 | 浙江省温州府 支那省 行 商 傳 茂 八 青森市大字大野字長島一 吳服行商 莫 良 六六治 |
| 本名は中國々民黨東京直屬支部幹部にして抗日思想を抱持し、 引續き在邦せしむるに於ては謀報活動を爲すの虞あるもの。 | 本名は中國々民黨東京直屬支部幹部にして抗日思想を抱持し、 引續き在邦せしむるに於ては謀報活動を爲すの虞あるもの。 | 本名は中國々民黨東京直屬支部幹部にして抗日思想を抱持し、 引續き在邦せしむるに於ては謀報活動を爲すの虞あるもの。 | 本名は中國々民黨青森分部幹部にして抗日意識強烈外謀容 疑濃厚なるもの。司法處分の程度に至らず防諜上退去せしむ るの要あるもの。 | 本名は從來駐日中國大使館と連絡あり外謀容疑者として注 意中の處事變以來動員状況調査の事實ありたるも、送還の程 度に至らず日語事件にて檢察せられ起訴猶豫處分に付せ られたるも再犯の虞あり在留好ましからざるもの。 |
| 抗日思想抱 持外謀容疑 | 抗日思想抱 持外謀容疑 | 抗日思想抱 持外謀容疑 | 抗日思想抱 持外謀容疑 | 抗日思想抱 持外謀容疑 |
| 一月二十三日横濱、 山形丸、上海 | 一月二十三日横濱、 山形丸、上海 | 一月二十三日横濱、 山形丸、上海 | 一月十日横濱、北野 丸、香港 | 一月十六日横濱、箱 根丸、上海 |

| | | | |
|---|---|--|--|
| 警視廳 | 京都府 | 大阪府 | 新潟縣 |
| 安徽省懷寧縣 二 東京市麻布區新龍土町一 米國副領事 エスシ スレーブンス方 料理職 彭 棟 三三 料 理 職 彭 棟 三三 | 江蘇省青田縣 住所不定 小間物行商 表 景 明 三三 | 福建省福州府 支那省 同 右 陳 明 四〇 陳 明 三三 陳 明 三三 日開野 福田 三三 德島縣勝浦郡小松島町字 日開野 福田 三三 陳 明 三三 陳 明 三三 陳 明 三三 三 八 陳 金利事 林 昌 三七 大阪府住吉區阪南町二ノ 三 八 | 福建省福州府 支那省 同 右 陳 明 四〇 陳 明 三三 陳 明 三三 日開野 福田 三三 德島縣勝浦郡小松島町字 日開野 福田 三三 陳 明 三三 陳 明 三三 陳 明 三三 三 八 陳 金利事 林 昌 三七 大阪府住吉區阪南町二ノ 三 八 |
| 本名は中國々民黨東京直屬支部幹部にして抗日思想を抱持し、 引續き在邦せしむるに於ては謀報活動を爲すの虞あるもの。 | 本名は中國々民黨東京直屬支部幹部にして抗日思想を抱持し、 引續き在邦せしむるに於ては謀報活動を爲すの虞あるもの。 | 本名は中國々民黨東京直屬支部幹部にして抗日思想を抱持し、 引續き在邦せしむるに於ては謀報活動を爲すの虞あるもの。 | 本名は中國々民黨東京直屬支部幹部にして抗日思想を抱持し、 引續き在邦せしむるに於ては謀報活動を爲すの虞あるもの。 |
| 抗日思想抱 持外謀容疑 | 抗日思想抱 持外謀容疑 | 抗日思想抱 持外謀容疑 | 抗日思想抱 持外謀容疑 |
| 一月二十三日横濱、 山形丸、上海 | 一月二十三日横濱、 山形丸、上海 | 一月二十三日横濱、 山形丸、上海 | 一月二十三日横濱、 山形丸、上海 |

- (一) 昭和十二年八月號所載瀨野生は同年十二月十六日禁錮六月罰金三十圓に、日章蒼萍は同年十二月二十二日禁錮三月に、同陳文瀾は本年一月十四日禁錮六月に處せられ何れも服罪せり。
- (二) 昭和十二年九月號所載鮑振青及林錦標は本年一月二十四日夫々禁錮六月及禁錮四月に處せられ服罪せり。
- (三) 昭和十二年十一月號所載孔禹臣は同年十二月二十七日禁錮四月罰金三十圓に、同田中亮三は同年十二月二十八日懲役二年に處せられ服罪せり。
- (四) 昭和十二年十二月號所載森武一は本年一月十日起訴目下大阪地方裁判所に於て豫審中。

三、エスベランチストの陸軍刑法違反に関する件

本籍 石川縣金澤市法光寺町二十三番地甲
住所 石川縣金澤市新堅町一丁目五十四番地
金澤高等工業學校工業技術員養成科生徒
日本エスベラント學會維持員會金澤支部幹事
北陸エスベラント聯盟員

松田 周次 當二十五年

右の者今次事變に關し客年十一月十八日日本の立場を歪曲せる造言飛語を爲したるを以て取調の結果本年一月十四日身柄共送局金澤區裁判所検事局に於て審理中なりしが一月二十九日別記の通り判決ありたり。事件の概要左の通りなり。

(一) 経歴並ニ犯罪動機

本名は昭和六年四月以來エスベラント研究に没頭し昭和六年三月石川縣立工業學校卒業後も引續き研究を續け、ザメンホフの全人類主義を盲信し國際平和を強調するに至り、更に昨年初め頃よりマルクシズムを研究し、戦争は資本主義理論に依る帝國主義的意圖の下に誘發せらるゝものなれば戦争なるものは終局に於て無産大衆の抑壓とこそなれ決して人類の平和に貢献するものに非ずとの反戦思想を抱くに至り、今次支那事變に際しても、日本は人口過剰の緩和を圖る可く支那に對し、領土的侵出を爲さんが爲め誘發せしめたるものにして全く帝國主義的意圖に基くものと言ふべく、日本は何等正義の立場に於て爲したるものに非ずとの見解を有し居りたり。

(二) 犯罪事實

客年十一月十七日北國新聞夕刊紙上に 金澤市片町九十一番地居住金澤エスベラント會員文房具商吉川支吉當四十六年が十一月二十一日より三日間東京に於て開催さるゝ日本エスベラント學會第二十五回大會に出席し、支部のデマ粉碎の爲め近衛首相の聲明書をエスベラントに翻譯の上各國エスベランチストに頒布し以て今事變に於ける正義日本の立場を世界に宣言すべしとの緊急動議を提出するとの記事を掲載したるに、前記松田は不快に思ひ吉川に面會の上動議撤回方交渉せんと決意し居りたるに偶々十一月十八日吉川より電話あり、兩者對座の上今回の動議提出の理由竝に支那事變に對する意見を質したり、吉川は「今次事變は支那の抗日毎日」に端を發したるものにして日本は現在支那の蒙を啓かんが爲め止むを得ず戦を續け居るものなれば日本は全く正義の立場にあり、依つて支那のデマを粉碎し日本の正しき立場を世界に闡明するは日本人の努なり」と述べたるに
本名は

「貴方がそんな氣持で居るとは思はなかつた支那か抗日毎日をするに至つたのも日本か支那の領土に侵入するから必然的

社會運動の國際的連絡關係

に起つたもので其の支那に對して反撃を加へる日本の何處が正しいか、日本は全く領土的野心から今回の事變を起したものであるのか、我々でも支那人と立場を變へたならば支那人の有する氣持は判り得ると思ふ、従つて日本が正義の立場にあることを宣言する動議は金澤エスベラント會の名で提出する事は絶対に反對である」との造言蜚語を爲せり。

(三) 判決 前記事由に基き一月二十九日金澤區裁判所に於て
禁錮四月(求刑禁錮四月)刑三ヶ年執行猶豫
の判決ありたり。

社會運動の國際的連絡關係

本月中に於ける社會運動の國際的連絡活動中顯著なる事例を擧示すれば次表の如し。

| 發見月日 | 發 送 者 | 送 付 先 | 事 例 |
|-------|---------------------------------|------------------------------|-------------------------|
| 一一、二 | 米國ニューヨーク市ブルックリンアトラチツク街 F.R. オリン | 吳市吉浦町一、一六番地社大黨吳地方支部書記長 細田伊太郎 | 「大衆的反戰闘争の爲めの労働者農民の任務」二部 |
| 一一、一三 | シカゴ市エス、カトウ以下不詳 | 岡山縣淺口郡寄島町清水輝夫 | 「労働者農民の任務」二部 |

| | | | |
|-------|------------------------|--------------------------|--|
| 同右 | 同右 | 同右 | 「ザ、フアイスタン、ワー、ニュース」二部 |
| 一一、二二 | 不詳 | 桑港入港中の日本郵船秩父丸船内に投入 | 一、日本はなぜ飢える 一六部 二、太平洋海運罷業 一六部 三、國民の友(五月號) 六部 四、平和の戦士たれ 六部 |
| 一一、二七 | 米國シカゴ市アイ、エル、エル、米國労働總同盟 | 大阪市天王寺區下寺町三丁目四〇番地 斐績 | 一、國民の友(シカゴ労働總同盟一九三七年十一月號)一部 二、ニュース(國際千係號)(昭和十二年十一月二十五日第二號)一部 三、全日本の労働者諸君への手紙(一九三七年十一月十一日號)一部 |
| 同右 | 同右 | 大阪府北河内郡守口町大字土居 初田末次郎 | 同右 |
| 同右 | 同右 | 大阪市西區新町通四丁目四三 伊藤松太郎 | 同右 |
| 同右 | 同右 | 大阪府北河内郡守口町大字土居 初田末太郎 | 同右 |
| 一一、二八 | 不詳 | 神奈川縣に於て入手 | 社會主義と戦争(レーニン著)(國際通信特輯パンフ)(昭和十二年九月十五日發行) |
| 一、四 | 米國ニューヨーク市 | 福岡縣京都郡行橋町社大京都支部書記長 渡野 | 「政黨編」二部 |
| 同右 | 米國シカゴ市時局社 | 同右 | 「スペインはどうなる」二部 |
| 一、五 | 米國紐育市西二三五番街一五 S.A.T.O | 神戸市灘區藤石通四ノ五二 松下書店 | 一、「國民の友」(一九三七年十一月號)一部 二、「全日本労働者諸君への手紙」(一九三七年十一月十一日號)一部 三、「ニュース、國際千係號」(昭和十二年第二號)一部 |
| 一、六 | 同右 | 神戸市内 某 | 同右 |
| 同右 | 米國以下不詳 | 米國グレースハーバ1港に入港中の春天丸船内に投入 | 一、ニュース(戦局大觀號)(十月二十五日付) (シヤトル市バイン街七三三、ニュース社發行)十部 二、太平洋新報(十月三十日付)七部 (桑港エンバカデロ街一五太平洋新報社發行) |

社會運動の國際的連絡關係

| | | | |
|------|--|---|---|
| 一、七 | 米國シカゴ市アイ、エル、エル 米國労働總同盟 | 靜岡縣下 共産主義者 某 | 一、「國民の友」(國通パンフ)(第七輯)一九三七、一月號)一部 二、「全日本の労働者諸君への手紙」(一九三七年十一月十一日號)一部 三、「ニュース」(國通千係號)(昭和十三年十一月二十五日付第一號)十一部 四、「國民の友」(國通パンフ)(第七輯)一九三七年十一月十一日號)一部 五、「全日本の労働者諸君への手紙」(一九三七年十一月十一日號)一部 六、「ニュース」(國通千係號)(昭和十二年十一月二十五日付第二號)一部 |
| 一、一〇 | アメリカ、 ニューヨーク市 以下不詳 | 徳島縣徳島市 伊藤 藤 某 | 三、「國民の友」(國通パンフ)(第七輯)一九三七年十一月十一日號)一部 四、「全日本の労働者諸君への手紙」(一九三七年十一月十一日號)一部 五、「ニュース」(國通千係號)(昭和十二年十一月二十五日付第二號)一部 |
| 同右 | 北米ニューヨーク市 西一三五番街一五五 S.S.A.T.O | 福岡市筑島東本町 兵藤 泰 藏 | 同右 |
| 一、一三 | 米國 以下不詳 | 在上海 日本總領事館に於て 入手 | 二、「日本はなぜ飢えるか」(Why Poverty in Japan) 畑中秀雄著 大洋新報(Taiyo Shinpo Ocean News) |
| 一、一四 | ホノルル港に於て一 外国人(支那人に非 ず)船内に投入す | 八幡港入港の三菱倉 庫及び汽船イスタン キング丸の檢索によ り發見す | 一、「ザ、イスタント、ワー、ニュース」不詳ピラ 二、「戦争と勤勞」不詳パンフレット |
| 一、一八 | 英國倫敦 W.C.、一バートン街 四エー 田 R. G. Jefferson 發上 | 警視廳に於て入手 | 國際共産黨機關紙インプレコール 一九三七年十月二日第十七卷第四十二號 一九三七年十月九日第十七卷第四十三號 一九三七年十月十六日第十七卷第四十四號 一九三七年十月二十三日第十七卷第四十五號 一九三七年十月三十日第十七卷第四十六號 各一部 |
| 一、一九 | FDAN R.M.418—224 S. Sprina, St. Los Angeles, Cal. U. S. A. | 福井縣遠敷郡 社大黨縣聯 重田 耕 造 | 一、「支那は征服されるか」(事變は何時終るか)シヤトルニュース社發 行(一九三七年二月十五日)一部 二、「大衆的反戰闘争の爲めに労働者農民の任務」(淺井栗著)一部 |

東京十組身 日英行十五箇年